

平成31年3月第101回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 平成31年 3月 5日（火）
 ○開会年月日 平成31年 3月 5日（火）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 大西啓介君	2番 関根律之君
3番 向井一富君	4番 久保美博君
5番 森永和夫君	6番 菊地幸雄君
7番 泉浩壽君	8番 大木雄君
9番 山本徹君	10番 才野俊夫君
11番 下野安彦君	12番 林博君
13番 山崎正史君	14番 寺岡保君
15番 中田厚寛君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長 稲本隆壽君	副町長 小野植正久君
総務課長 山岡敦君	住民課長 二宮善徳君
税務課長 安川徹君	保健福祉課長 曾根岡伸也君
会計管理者 稲葉勉君	建設デザイン課長 正岡和猶君
町並・地域振興課課長補佐 高山重樹君	産業振興課長 入海孝君
小田支所長 大森豊茂君	環境政策室長 中嶋優治君
政策調整班長 畑野亮一君	上下水道対策班長 上石富一君
危機管理班長 亀岡秀俊君	
教育長 井上淳一君	学校教育課長 泉邦彦君
自治・学習課長 亀沖明義君	
代表監査委員 赤穂英一君	農業委員会会長 堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 松岡裕樹君

○議事日程（第2号）

平成31年 3月 5日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告
 日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び平成31年度施政方針

日程第 5 一般質問

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5

午前10時00分 開会

○議長（山本徹君） ただ今から、平成31年3月第101回内子町議会定例会を開会致します。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員、及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長、及び各課長、班長等の16名であります。

これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、10番、才野 俊夫議員。11番、下野 安彦議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（山本徹君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち「会期決定の件」を議題とします。本定例会の会期は、去る2月26日開催の議会運営委員会において協議され、本日から18日までの14日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から3月18日までの14日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第2号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（山本徹君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますからご了承下さい。

その中で、去る2月18日に松山市で開催されました、愛媛県町村議会議長会第70回定期総会において、内子町議会が、「政策づくりと監視機能を十分発揮している議会」、「住民に開かれた議会」、「地域振興のために特別な取組みをした議会」として、全国町村議会議長会表彰の伝達を受けました。ここでご報告をしたいと思います。

これをもって、「諸般の報告」を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び平成31年度施政方針

○議長（山本徹君） 「日程第4 招集あいさつ及び平成31年度施政方針」を町長より受ける

ことにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成31年3月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告1件、条例の改正7件、指定管理者の指定2件、補正予算8件、当初予算8件、人事案件1件の合計27件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。さて、平成という時代もあと少しで終わります。次の定例会は、新しい元号のもとで開かれることとなります。国内外の情勢や私たちを取り巻く環境がめまぐるしく変化していく中で、私たちは新しい時代に対応していかなくてはなりません。町民の暮らしを守り、町を維持、発展させていくために何が必要なのか、将来のためにどういう布石を打っておくべきなのか、真摯に考え、行動していきたいと思っております。それでは、平成31年度における町長としての施政方針を述べさせていただきます。1月18日に閣議決定された国の平成31年度予算案は、一般会計101兆4,571億円規模と7年連続で過去最大となり、当初予算として初めて100兆円の大台を超えました。そのうち、借金の返済にあたる国債費は、23兆5,000億円余りで、一般会計歳出総額の2割以上を占めるなど、我が国の財政は引き続き厳しい状況にあります。地方財政では、地方交付税総額が前年度を2,000億円上回る16兆2,000億円規模が確保されているものの、合併特例措置の段階的な縮減は続いており、10月に予定されている消費税率引き上げに伴う地方の増収はわずかと見込まれることから、こちらも厳しい状況が予想されます。内子町におきましては、平成29年度の歳入構成比で、普通交付税39.7%、町税12.8%と、地方交付税への依存度が極めて高く、不安定で脆弱な構造となっています。また、合併特例措置の段階的縮減で、平成30年度の普通交付税は前年度と比較して約2億2,000万円減の約44億9,000万円と大幅な減収となっており、平成31年度はさらに1億5,000万円程度の減収が見込まれています。そのような中で、平成31年度一般会計予算につきましては、事務事業の検証・評価・見直しの徹底や経常経費のさらなる削減により効率化を図っています。その一方で、「第2期内子町総合計画」及び「内子町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン及び総合戦略」に基づいた事業、及び災害復旧にかかる経費、防災拠点整備にかかる経費については、重点的に予算を配分するなど、効率性を意識した予算編成としております。その結果、平成31年度内子町一般会計当初予算（案）は、歳入歳出それぞれ87億5,850万円となり、今年度当初予算と比較して、150万円、0.02%の増額と、ほぼ前年度並みの規模となっております。一般会計当初予算に充当いたします財源は、国庫・県支出金12億8,642万7,000円、地方債が1億7,300万円、その他特定財源が5億7,050万5,000円、一般財源が67億2,856万8,000円でございます。なお、現時点で国・県の内示が出ていない事業につきましては当初予算には計上せず、今後の補正予算で計上していく予定でございます。さて、平成31年度は、総合計画前期計画及びまち・ひと・しごと総合戦略の最終年度となります。それぞれの計画や目標の達成に向けて、職員とともに取り組みた

いと思っております。それと同時に、2020年度からの新しい計画づくりも必要です。次の5年間、どのような町を創っていくのか、町民の皆さんの意見を聞きながら、新たな計画を策定したいと思っております。

それでは、具体的な施策について述べさせていただきます。昨年は、7月豪雨災害をはじめ台風や地震など、全国各地で自然災害が相次ぎました。内子町におきましても、7月豪雨により、近年、まれにみる大きな被害を受けました。現在、その復旧作業を進めていますが、被災箇所が多く、完了までにはまだまだ時間を要する状況でございます。一日も早く事業が進捗するよう、引き続き全力を尽くします。また、安全・安心なまちづくりをさらに推進するため、内子町地域防災計画を見直すとともに、小田地区での大規模な防災訓練の実施を計画しています。防災拠点である自治会館や消防詰所につきましても順次整備を進めます。今年度、整備を行った南山自治会館と吉野川自治会館に続いて、来年度は、五十崎中央自治会館の整備を行います。また、住宅への耐震シェルターの設置やブロック塀の撤去に係る経費を助成する新たな補助制度も創設いたします。東京オリンピック等の需要の増大に伴い、建設にかかる人件費や資材が値上がりし、財政的な負担が大きくなっていますが、南海トラフ地震の発生も予測される中で、防災拠点の整備は最優先の課題と認識しております。今後も可能な限り対応していきたいと考えています。この他、平成31年度は、姉妹都市である沖縄県宜野座村と防災協定を結ぶ方向で協議をしております。豊島区に続く防災協定となり、カウンターパートナーとして協力し合うことで、相互のリスク分散を図りたいと考えております。続きまして、公約である「お年寄りに安心を」の分野では、昨年の長田線、大久保線に続き、北深、野村、上成の3路線を、今年度福祉バスからデマンドバスに移行致しました。これにより、福祉バスは廃止となり、町営バス及びデマンドバスによる町内全域の公共交通網整備が完了致しました。今後は、より利便性を高めるため、住民ニーズを把握し、路線や利用方法の見直しを進めてまいります。

次に、「子どもたちに夢を」の分野ですが、かねてより進めてまいりました小・中学校へのエアコン整備が平成31年度中に完了する見込みでございます。すべての学校にエアコンが設置され、快適な環境で学習することができます。児童、生徒の皆さんには、思う存分勉学に励んでいただきたいと思っております。また、順次整備をすすめております内子運動公園につきましても、テニスコート、プールに続いて、野球場及び駐車場の改修工事が完了する見込みです。これらの施設が存分に活用され、子どもたちの心身の育成、町民の健康増進とスポーツの振興に役立つことを願っています。この他、英語教育に関しましては、平成29年度から開始いたしました中学生を対象とした英語検定料補助金交付事業を引き続き行います。さらに、小学校外国語教育のための教育研修として、民間事業者による年間を通じた教員研修を実施し、外国語授業のレベルアップにつなげたいと考えております。これらを通して、内子で育つ子どもたちの英語力のさらなる向上と国際性の涵養に寄与したいと考えています。さらに、平成31年度からは、小田小学校、小田中学校において、コミュニティ・スクールが始まります。学校運営協議会を設置し、学校と家庭、地域が力を合わせて子どもたちの豊かな成長を支える「地域とともにある学校」の実現を図ります。

次に、子育て支援の分野ですが、平成31年4月に「子育て世代包括支援センター」を開設いたします。「笑顔サポート」と名付けたこのセンターでは、保健師、栄養士、助産師等による専門的な支援、産前産後サービスの充実化を図ります。妊娠期から、出産、子育て期における切れ目

のない支援を目指しておりますので、お気軽にご相談いただきますようお願いいたします。また、0歳から2歳児の保育所入所希望が増加傾向にあることや、10月から始まる幼児教育・保育無償化により保育園等の入園者が増える見込みであること、ここ3年の出生者が増加傾向にあることを勘案し、こぼと保育園と五十崎幼稚園を一体化し、幼保連携型の認定こども園に移行いたします。平成31年度に必要な施設等の整備を行い、2020年4月の開園を目指します。

次に、「働く人に元気を」の分野ですが、昨年は入江工研株式会社による内子論田工場の新設が決定いたしました。平成31年度は、2021年3月の稼働に向けて工事が進むものと思います。町としては、内子町企業誘致条例に沿って支援してまいりたいと考えています。また、「内子フレッシュパークからり」におきましては、2月16日にレジ通過者1,000万人を達成いたしました。このことは、出荷者の皆さまをはじめ関係者の長年の努力の賜物であります。そしてなにより、「からり」を愛するお客様あつてのことでございます。「からり」を支えていただいているすべての方に心より感謝したいと思います。現在、「からり」は、直売所の大規模な改修を行っています。平成31年度においても一部の修繕を予定していますが、いずれも大型連休前には完了し、新天皇即位に伴う10連休に備える予定です。今後も「からり」がお客様に喜ばれ、出荷する生産者にとって、元気の源でありつづけることを願っています。地場製品の販路拡大では、町製品の販路開拓に要する経費の一部を補助する制度に、昨年も10事業者から補助申請がありました。首都圏、関西圏、海外での売上高も平成29年度は1億5,574万円でしたが、今年度は約1億9,000万円を見込んでおります。今後も引き続き町内事業者と連携し、地場製品の販路拡大に取り組んでまいります。

次に、住環境の整備につきましては、引き続き内子町上水道第7次拡張工事（石畳地区）を進めてまいります。同地区は現在、県営中山間地域総合整備事業と上水道拡張事業の合同事業で整備しております。上水道拡張事業につきましては、石畳東地区、霜戸地区、元袋口地区の整備が完了し、古橋地区へ向けて管路の整備を行っております。平成31年度も、引き続き古橋地区への管路の整備を行います。なお、県営事業につきましては、平成31年度に浄水場・水源地等の施設整備が予定されています。この整備が完了次第、順次、給水を開始する予定でございます。なお、地区全体の事業完了は、2020年度を予定しております。この他、今年度の事業として、町ホームページ上にある移住定住支援サイトのリニューアルを進めており、まもなく公開の予定です。「うちこんかい」と名付けたこのサイトでは、内子町の概要とともに移住・定住に関する支援制度など必要な情報を紹介いたします。今後もハード・ソフト両面の施策を進め、住環境の整備に努めたいと思います。

次に、歴史や文化を活かしたまちづくりの分野でございますが、平成29年度から取り組んでまいりました歴史的風致維持向上計画がまとまり、今年度中に国に認定申請する運びとなりました。これまでの調査や検討作業にご協力いただいた皆さまには心よりお礼を申し上げます。認定審査には3か月ほどかかる見込みですが、認定後は計画の実施について国の支援を受けることができます。皆さまとともに吉報を待ちたいと思います。また、文化芸術振興の面では、町内滞在型の舞台・芸術の誘致に取り組んでおります。今年度は、四国学院大学の演劇コースの皆さんに合宿に来ていただきました。来年度は、内子座での稽古や公演を予定しているほか、大学と包括協定を結ぶことも検討しています。さらに、現在複数の芸術系大学や劇団等と、演劇や映画など

を通して連携できないか協議を行っております。実現すれば、町の魅力を多くの人に知っていただく良い機会になるものと考えます。引き続き誘致活動を進めたいと思います。さて、内子町観光協会では、一般社団法人化の取り組みが始まっています。その一環として事務局長を公募され、3月1日付けで着任されました。新しい事務局長の今後のご活躍に期待するとともに、町としても協会の活動を支援してまいりたいと考えています。

最後になりましたが、小田地区では、深山荘の後継となる施設の建設計画を進めています。今年度、基本計画をまとめ、平成31年度は実施設計に取り組む予定です。この施設は「渓谷に溶け込む 小田深山の自然に包まれた おもてなし空間」を基本コンセプトに整備を図るものです。施設の建設を通して、現在小田深山を訪れている観光客をさらに増やし、その魅力をより多くの人々に感じていただきたいと考えています。そして、内子のまちづくりのスローガンである「町並み、村並み、山並みが美しい、持続的に発展するまち」の実現に向けて、小田地区全体の魅力向上につなげていきたいと考えています。

以上、平成31年度の施政方針について述べさせていただきました。これらは、来年度計画している事業の一端でございますが、いずれも予算を伴うものでございます。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。

○議長（山本徹君） 以上で、「招集あいさつ及び平成31年度施政方針」を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（山本徹君） 「日程第6 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答と致します。議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は、前方左側の壁に設置しております、残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は、6名であります。それでは受付順に質問を許します。

最初に、下野安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 11番、下野です。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） それでは、3月議会にあたりまして、一般質問します。先ほど、稲本町長の施政方針にもありましたように、平成という元号が最後の定例会になる一般質問ということで頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひします。まず、最初に小田川の堆積土砂掘削と低水護岸の覆土について質問したいと思います。先ほどの町長の話にもありましたように、今年の7月の西日本豪雨災害時には、内子の河川も増水を致しまして、大変危険な状態でありました。人的被害は無かったものの、小田川や支流の河川の氾濫で一部の家屋や多くの田畑が流され、農作物等に大きな被害をもたらしました。稲本町長もご存じの通り、五十崎地区を流れる小田川は旧建設省が1987年、昭和62年に新規施策として発足させた「ふるさとの川モデル整備事業」

であり、全国39河川のうちの一つの河川として選定されました。多自然型川づくりで大風合戦会場である豊秋河原の上下に約2.1kmをこの「ふるさとの川モデル事業」にて整備されてきました。自然石を使用した巨石積護岸や法面植生など、緑と水に親しむことの出来る空間として整備がなされ、豊秋河原は低水護岸から河川の中へはコンクリートブロックの上に元々あった自然の土砂を被せて、なだらかに降りて行ける鎧護岸工法で完成していました。ところが、工事が完了して20年以上が経過し、毎年の梅雨や台風時の濁流により、五十崎側の低水護岸である植生土砂がどんどん流され続け、豊秋河原の水と親しみふれあえる、イベントレクリエーションゾーン部分は現在垂直に2m程の段差ができてしまいました。五十崎地区を流れる小田川は、中山川や麓川と合流した知清橋付近から勢いを増します。河川の線形により左岸天神側の山岸にあたった後は、龍宮堰付近から下流は五十崎側に向かって流れを変えます。小田川の護岸が現在の様に改修されて約21年、この激流の繰り返しで右岸の土砂は流され、水の流れは五十崎側に益々かたよってきています。このまま放置すれば、新川の町営住宅前から豊秋橋までの覆土が流され、数年後には全ての鎧護岸が露出し、その後は、低水護岸上部の覆土も流れてしまい、上部の護岸にも影響が出てくるのではないかと心配するものです。逆に、龍宮堰から豊秋橋までの天神側になる左岸には、土砂がどんどん堆積して河床が高くなり、覆土が河川の中央部にまで伸びてきています。牛の谷川の出口付近も相当量の土砂が堆積して、支流の流れを悪くしています。豊秋橋から下流のあけぼの橋に向かっては河川の線形が変わり、河川中央部に多くの土砂が堆積をして水の流れを悪くしています。もっと下流の山王橋から大久喜や下宿間の瑞穂橋までと、瑞穂橋から御祓川合流点までは、堤防から川の水が越流して田畑に流れ込んだ平成16年、17年の大洪水の頃と同様に多くの土砂が堆積しています。400年前から続いている5月に予定されている「県無形民俗文化財いかざき大風合戦」においても、今までの様に河川敷から川の中に入れず、合戦方法にも影響が出るというのは、実行委員会での話であります。昨年9月に五十崎自治会連絡協議会の会長さんや五十崎地区の全自治会長さんが、左岸天神側に堆積した土砂掘削と右岸五十崎側鎧護岸部へ覆土の要望書を稲本町長宛てに提出され、その後、町長は県の大洲土木事務所に要望されたと聞いているのですが、堆積している河床土砂の掘削や五十崎側低水護岸の覆土の今後の見通しはどうか質問を致します。

続いての質問に入ります。「もうパパとママにいわれなくても しっかりと じぶんから きょうよりもっともっと あしたはできるようにするから もうおねがい ゆるして ゆるしてください おねがいします ほんとうにもうおなじことしません ゆるして」昨年3月、東京都目黒区で5歳の女兒に十分な食事を与えず栄養失調状態に陥らせ、なおかつ虐待の発覚を恐れて病院を受診させることをせずに放置し死亡させ、継父と実母が逮捕された事件であります。続いての質問は、この児童虐待やDVの早期発見と早期対応への取り組みはどうかという質問でございます。部屋から虐待を受けて亡くなった5歳の女兒が、覚えてたの平仮名で、親に何度も許しを請う文章がノートにつづられていたものです。新聞、テレビ報道で流れたこの文章、事件は日本中に衝撃を与えました。まだ小学校に入学する前の幼い子どもが躰と称して、自分で目覚まし時計をセットし、毎朝4時に起床してひらがなの練習をさせられていたといひます。部屋には電灯がないため、冬場の暗い中で勉強していたということです。食事も制限されて、朝食はスープ1杯、昼食は米を茶碗3分の1、夜も茶碗半分程度しか与えておらず、遺体にはいくつものアザがあり、

あばら骨が浮き出ているという報道でありました。栄養失調だったこの子の体重は、5歳児の平均体重を7キロも下回る12.2キロしかなく、病院に搬送された際はおむつをはいた状態であり、すでに自力でトイレに行けないほど衰弱していたということです。毎日、自分で体重を測定し、それをノートに書かせていたということですが、昨年2月20日を最後にそれも途絶えていました。当時は香川県善通寺のアパートに住んでおり、子ども相談センターによると、唇から出血し、額にはこぶができていたことにより、2回の一時保護措置を取った時もあったということですが、その後東京へ移住してから、この悲しい事件は起きてしまいました。また、今年に入ってから、千葉県野田市で小学4年生の女子が父親の躰と称する虐待により死亡し、最終的には両親が傷害容疑で逮捕される事件が起きてしまいました。司法解剖の際に胃からは、ほとんど食べ物が検出されないほど、日常的に十分な食事を与えていなかったことや、身体のアザが周囲に発覚しないように「1ヶ月ぐらい外出させていない」と母親は供述したと言います。母親も夫からの暴力を受けていた様で、「見て見ぬふり」により死亡した娘への暴行を知らながらも止めなかったということです。共犯状態であったことが判明し、逮捕されました。母親は「娘が暴行を受ければ、自分はされないで済むと思った」などと述べたということです。父親は、自身が不在の時は娘を監視するため、母親にLINEで娘の様子や状態を報告させていたということです。捜査が進む中、娘の身体からは冷水シャワーを浴びせられるだけではなく、肺からも水が見つかっているということです。また、日常的な虐待を行っている場面を動画撮影したという、親としてだけでなく、人として「ありえない状況」が浮き彫りになってきています。この家族は2017年9月に沖縄から千葉県・野田市に転入しており、同年11月には学校のアンケート調査に「父からいじめを受けた」と回答。その後の聞き取りでも「叩かれるなどの暴力を受けている」と話していたということですが、教育委員会が「お父さんにぼう力を受けています」「先生、どうにかできませんか」などと書かれた娘のアンケートの回答を、父親からの要求を拒みきれずにコピーして提供していたことが判明しました。これらの事件を受けて政府は2月8日、児童虐待防止に向けた関係閣僚会議を開き、安倍首相は「子どもの命を守ることを最優先に、児童虐待の根絶に向けて総力を挙げて取り組んでもらいたい」と述べ、3月8日までに緊急の安全確認を行い、虐待の通告元や資料を虐待している側に一切明かさないう新たなルールを徹底すること、それに、威圧的な保護者に対し、警察を含め複数の機関が共同で対処すると明言したということがあります。愛媛県の平成29年度における県内3か所の児童相談所の児童虐待相談対応件数が726件であったと聞くのですが、市町が単独で対応した件数を含めた県全体の件数は1,306件ということで、平成28年度の1,246件から60件増加し、過去最多になったということがあります。このような悲惨な事件が二度と起きないために、児童虐待防止やDV問題に向けての取り組みは、学校や教育委員会、児童相談所、警察、地域との連携が大切であると思うのですが、早期発見・早期対応にむけて、内子町での現状や実態把握はどうか、各機関との連携や取り組みはどうかお尋ねをして一括質問を終わります。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 私の方からは、小田川の堆積土砂掘削と低水護岸覆土についてお答えを致したいと思います。小田川につきましては、平成30年7月豪雨等で土砂の異常堆積が確認されてことから、町といたしましても、河川管理者である県へ要望を行ってまいりました。その後の状況でございますが、まずは宿間の瑞穂橋周辺で災害復旧事業により河床掘削を実施する予定であると、聞いております。その上流についても、重要インフラの緊急点検結果を踏まえた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」として、国の2次補正予算から河積の阻害となる樹木の伐採や河床掘削を順次実施していく予定と聞いております。なお豊秋橋から上流右岸の鎧護岸が露出している部分につきましては、河川管理者である県と協議しながら、対応策を検討していくことと致しております。以上、答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私からは、幼児虐待、DVの早期発見と早期対応への取り組みについてお答えを致します。幼児虐待に関する案件につきましては、内子町では民生児童委員や学校、保育園、保健センター、そして近隣住民からの情報提供、DVでは主に当事者からの申し出を受け、それぞれ実態を調査、必要に応じて大洲警察署や、法務局、保健所、児童相談所、民生児童委員協議会、人権擁護委員、教育委員、それぞれで構成されます、「要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会」を組織しておりますけれども、そちらの実務者会議や個別のケース会議により、適切な援助の方法について協議し、具体的な対応を行っているところでございます。重要なことは組織的な対応、日常的な情報共有、各機関の連携により、それぞれのケースにあった支援、指導助言を行うことだと考えているところでございます。できる限りの早期対応を行うことで、児童やDV被害者の安全が確保できるよう、そして、悲しい事件、事故が発生することのないよう、最善を尽くしてまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 小田川の河床掘削と覆土について順次、予算化して県の方が対応していくということであったんですけども、柳の木などが河川の邪魔をする、伐採をしていくというのは柳の木だと思うんですけども、私いつも思うんですけど、割と成長が早いから、それと伐採する時期ですよ、今の時期だったら新芽が出るまでで見通しもよくてかさばらない。たぶん処理費がこれもいると思うんですけども、そういうことを考えると県の予算がついて、国の予算から県の予算がついてそれを作業をされるのに時期的なものがあると思うんですけど、できたらできし緑が生い茂らないうちに作業された方が理想だと思うんですけども。どんなものでしょうかね。そこら辺は聞かれてないでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 木の伐採とか河床掘削につきましては、県の方は早急に対応するというのを聞いておまして、いつころ伐採に入るのかということについては、具体的には聞いておりませんが、時期的なものもございまして、県の方にはその旨、十分伝えて対応

していきたいなというふうには考えております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） もう一点は河床掘削じゃなくて豊秋橋の右岸側になる伊予銀行の前あたりの5月には先ほど言いましたが、イベントゾーンとして県に指定された文化財である凧合戦が開催されるようになります。課長も町長もたぶん会場をご覧になっていただいていると思うんですけども、完全に川の底から護岸の削られた部分が身長の高さがありますので、本来、ふるさとの川モデル事業としては、やはり住民や一般の人が川の中に親しむことができるために歩きながら、走りながらでも子どもたちもですが、ふれあえるように覆土がしてあったわけなんですけど、流れてしまうからということでそのままにおかれると親水ゾーンとしての機能が果たせなくなる。また、こういった伝統的な事業が継続してできないんですけれども、今が3月ですので、開催が天気さえこのまままいきますと、5月の5日に開催ということなんですけど、こういった見通しの方はどうなんでしょうか。できないでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） あそこの部分につきましては議員ご指摘のとおり、ふるさとの川モデル事業として整備をされたという経緯等もございまして、その旨を県の方に伝えております。多自然型工法でやられたということも十分聞いておりますので、その復旧についてはそこらあたりを十分、加味しながらやっていただけるものと思っておりますが、時期についてでございますけれども、県の方で協議をしているところでございますが、明確な時期はご返答できませんけれども、今年の凧合戦ですか、それにはちょっと間に合わないということだと思います。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 町が管理している河川ではございませんので、なんとかせえといってもそれは県の対応で考えてもらわなければならないという課長の答弁は分かりますが、また町長ももう一度やはり県が指定しているイベントでもあります。無形文化財という凧合戦ですので、やり方を変えればそれはできないことはない。元々が表現は悪いんですけど、天神側と五十崎によるケンカ凧という形だったので、あくまでも五十崎と天神側から基本的には凧を上げて絡ませて糸を切りあうというのが伝統的な凧合戦です。このままいくとロープを張って事故がないように川の中には五十崎側からは入らないでくださいというふうにして天神側で合戦をするような形になってしまうと思いますので、もう一度、町長の方からもお願いをしてもらったと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私も県の方に要請に行きましてですね、このままでは凧合戦ができませんよという話は申し上げました。現場も見ていただいてですね、私も知ってますけれども、あれでは下の川に降りるのはあぶないなという状況になっております。本来なら今まででも少しずつ修正していけばよかったんだろうと思いますけれども、あれだけ高くなれば、あの場所ですと

いうのはケガがあっちはいけないなというふうに私は認識しておりますので、引き続き土木事務所に対してはですね、今の要請を受けてですねしっかりと要請していきたいと。なるべく早くやっ
ていけるように今年風合戦には間に合わないかもしれませんが、早くやっていただけるよ
うに要請したいと引き続き要請をしていきたいというふうに思っております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） ぜひとも、強く要望していただきたいんですけども、今までもす
ね、課長も分かっておいてほしいんですけども、あのようになるまでの言われるように毎年、
豪雨で流されていて最初は50センチくらいの段差、次1m、1m50の段差、そのたびごとに
勾配がきつくなるけど頭を削っては入っていたわけです。これがかなりの限界になってきてい
るということを県の方にも十二分に分かっていただかないと、また頭削ったら済むでしょうとい
うたらその内、完全に鎧護岸がでてしまいますので、そこらを十二分に分かっていただきたらと思
います。

それでは続いて先ほどの幼児虐待のことについて質問したいと思います。本当に悲しい事件で
普通ならばこれも失言になるかもしれませんが、夫からのDVを受けていても、やはり自分の
子どもは守るものではないかというふうには私は思うんですけども、やはり母親も自分が暴力を
受けるのがつらいので見て見ぬふりをしたというふうになっているんですけども、先ほど、こ
の内子町でもいろんな民生委員さんからは始まりまして保健センター、いろんな協議団体もある
ということ、課長の方から答弁いただきましたんですけども、今回こういった児童センターからの勘違
いというんですかね、施設によって人によってDVだのいじめもそうですけど虐待もそうですけ
どとらえ方が違うではないかと思うんですよ。この程度の発言をしたり、この程度の手を出した
ら絶対にいけないんですけど、こういうことをしたらDVですよとか虐待ですよという、そうい
う、それぞれの人間がとらえ方が違うと思います。それぞれの機関も違うんじゃないかと思
うんですけども、やはり躰だと言ってみているものと、虐待だというふうにとらえる人とがやはり
違うんじゃないかと思うんですけども、そういったですね、基準値、DVの基準値とか虐待の
基準値というものは実際に法的にあるものでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 虐待につきましては、私ども、それから児童相談所では、虐
待が疑われる案件についてのフローチャートを作っておりまして、命に危害を加える恐れがある
のかどうかとかそういったフローチャートをチェックすることで統一した見解の中で対応ができ
るように、しておるところでございます。ですから、統一したものは、ございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 分かりました。そういうフローチャートがあるということだったらも
う一つは専門の皆さんはそれでできるかもしれんですけども、先ほど言いました民間レベル、
地域で例えば近所でそういう事態が子どもさんが虐待かな、躰なんかというのとは分からないと
思うんですよ。ですから、そういったここまですると、虐待じゃないですか、それなりの機関

に相談しましょうというのがですね、ありとあらゆる機関とか施設とかそういうところにリーフレットなり、そういうものがあれば堂々と子どもさん、それお父さん、お母さん、やっていることそれは躰ですか、いや、それになると虐待に含まれる可能性がありますというのが、ある程度言えると思うんですよね、いい易い、基準が。そうすると、住民が虐待に対するDVに対する意識が高くなるんじゃないかと思うんですよ。なかなかスーパーやバスや電車の中で子どもさんを叱り飛ばしている親がおられると、ちゃんと教育ができてないんじゃないか、躰として騒がないようにしなさいというふうにとらえるのが一般の住民なのか。手が出て叩いてそんなことしたらいけないよという叩いて叩いてげんこつしよったらそこまでしたら虐待じゃないですかととらえ方が分からないと思うんですよ。それからなかなか言いにくい。だから、私はそういったリーフレットとかポスターがあれば、それはちょっと待ってDVですか、ちょっとその部類になると虐待になりますというポスターとかがあればですね、割と言い易いというか指摘しやすいと思うんですけど、そんなでしようかその考えは。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 確かにそういうリーフレットがありますと、町民皆さんの意識が高くなるのではないかと思います。その部分については少し検討をさせていただきたいと思いますが、DVや虐待が心配されるという案件につきましては、遠慮なく町の方に通告をしていただけたらと思います。それによって、発覚する場合がありますし、しっかり対応できる場合もありますので、ぜひそういう疑いがある場合は、町の方へご相談をいただければと思っております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 分かりました。躰という漢字を書くと、議長も一番得意な部分だと思っておりますが、身を美しくすると書いてしつけと読むと思うんですけれども、躰と称して子どもをぼこぼこ叩いてアザができるようになったら体中アザだらけではきれいなものではございません。躰というのは、親としてちゃんと人間として生きる道を教えるものだとは私は思っております。課長言われたように、なかなか他人様の家庭に入ってDVですか虐待じゃないかというのは言いにくいんですけど、そう感じる時は一番に一般住民は行政の窓口のどこへ行くのが、学校に行っただけに言うのがいいのか、行政の保健の曾根岡課長のところに行けばいいのか、どこに行けば一番いいのか最後の質問として教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 虐待のケースや年齢とかそういうことにもよりますけれども、どこに相談に行ったらよいか分からない場合は、保健福祉課の方にぜひご相談をいただけたらと思います。

○議長（山本徹君） ここで、暫時休憩します。午前11時05分より再開します。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、森永和夫議員の発言を許します。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○5番（森永和夫君） それでは、通告に従い質問を致します。4月30日に天皇がご退位され、5月1日に皇太子様が天皇に即位されることが決定し、それにともない、平成から新しい元号へと改められます。この3月定例会は、平成最後であると同時に、新しい時代の幕開けとなる記念すべき定例会となります。内子町の未来を、議会と行政、そして町民の皆さんが一体となって、新しい時代を切り開いていかなければならないとの思いを改めて感じています。

さて、1月30日付の愛媛新聞に、愛媛県の人口減少について、「1月1日現在の推計人口が、135万人を切り134万9,273人。年間1万人ペースで減少中」、また、「自治体は少子高齢化や転出超過に対して、子育て支援の充実や移住促進などを図っているが、人口減少に歯止めがかからない状況だ」という記事が掲載されていました。また、2月2日には、「東京一極集中拡大」の見出しで、「全国の市町村の72.1%が転出超過で、なかなか地方創生の効果が見えてこない」という記事もありました。先の12月議会で、同僚議員から「内子町では、出生者数が近年増加しているが、その要因についてどう分析しているか」との質問に対し、「総合計画に基づき、安心安全なまちづくり、農業や商工業の振興、学校教育の充実や保健医療対策、そして子育て支援施策の充実によって成果を上げているのではないか」との答弁でした。この出生数の増加に、私は内子町の未来に一筋の光明を見たような気がしています。さらなる子育て支援の充実が、子育て世代を内子に呼び込み、定住人口の増加に繋がり、少子化にも歯止めがかかると考えます。さらには、住宅の新築やリフォームなど町産材の利用増や、商店街の活性化、農家の収益増へも波及していくのではないのでしょうか。このことは、私が議員になったときからの一貫した考えであり、内子町の人口減少問題を何とかしなければとの思いで質問し、提言もしてきました。今回も、そんな思いを込めて質問を致します。

今年10月から、安倍政権が新たな看板政策として掲げた「人づくり革命」が、本格的に始動しようとしています。「人づくり革命」は人材への投資です。「すべての人に開かれた教育機会の確保」や「学び直しの機会の充実」などを通じて人材育成を強化し、成長戦略の柱として日本経済の成長力向上につなげるのが主眼で、なかでも「子どもたちの誰もが家庭の経済事情にかかわらず、それぞれの夢に向かって頑張ることができる社会を創る」との理想を掲げた「幼児教育無償化」は最も大きなテーマになります。子育て中の若い世代の経済的負担の軽減により、子育ての金銭面での不安が解消されるのは、大きなメリットであると考えます。平成29年9月議会で、教育費負担は少子化の要因の一つとなっており、この部分に手を差し伸べることで出生率の向上に繋がるのではとの質問を致しました。今回の幼児教育無償化で少子化対策に繋がるものと期待をしています。全国の先進事例を見ても、例えば、大阪府守口市では、国に先駆け平成29年度

から無償化に踏み切りました。対象も0歳から5歳と広く、所得制限もないそうです。同市では、無償化前の1年で33人減った0歳から5歳の人口が、無償化後の1年で128人増え、親世代となる20代は39人の減少から363人増加し、市の担当部局も「政策効果に手応えを感じている」とのことです。また、平成30年4月時点の待機児童数が全国トップの兵庫県明石市では、平成28年度から第2子以降の0歳から5歳児の保育料を所得制限なしで無償化しましたが、結果的に子育て世帯の流入につながり、待機児童が増加したといった事例もあるようです。

そこで、この幼児教育の無償化について何点か伺います。まず、一般的な課題として、「新たな利用希望や長時間保育が増え、待機児童問題、保育士不足、保育の質の低下などが一層深刻化することがある」との指摘がなされていますが、それについて内子町で想定される課題、問題点について、ご所見を伺います。次に、財源の問題ですが、平成31年度分に限り国が全額負担をし、次年度からは地方にも負担を求めるとするのが国の方針です。当初、全国市長会は、幼児教育・保育の無償化をめぐり国が求める新たな費用負担に反対していましたが、ここに来て、地方が国の譲歩案を受け入れ財源問題は決着したようです。内子町の財政への影響について、どう見通しを立てられているのか、伺います。

次に、保護者側から見ての質問ですが、現在、給食費は幼稚園では実費を保護者負担、保育園では副食費は保育料に含まれ、主食費が実費負担となっています。これが幼児教育の無償化に伴い、「保育園の副食費は無償化の対象から外し、幼稚園と同じように実費払いに切り替えることにした」との報道がある一方、「生活保護世帯やひとり親世帯などについては、これまで通り副食費の免除を継続するほか、副食費の免除対象の拡充措置を検討する」との情報もあります。この給食費の負担についてどうなるのか、伺います。

次に、0歳から2歳までは、住民税非課税世帯を対象に保育料が無償化されますが、住民税課税世帯は、保育料は全く軽減されないようです。私は、この3歳未満への支援が手薄に感じています。内子町での3歳未満の保育のニーズは増えていると聞いていますが、現状と、今後の見通しを伺います。

次に、この幼児教育の無償化ですが、大切なのは、いかに国の制度の足らざることを町独自の施策として他市町に先駆け、盛り込むことかと考えます。そういった意味で、ぜひ、子育て世帯の教育費負担の軽減になる施策の実現に向け知恵を絞っていただきたいと思いますが、ご所見を伺います。

次に、小田地域の振興について質問をいたします。平成30年5月現在、小田地区の0歳児は4人、1歳児が4人、2歳児は1人です。ということは、このまま増減が無いとすれば、12年後の平成42年には小田中学校の生徒数は9人ということになります。小学校を見ても、平成33年度まではなんとか50人を維持しますが、それ以降は、41人、36人、32人と減少していきます。この数字を見て、小田地域を何とかしないといけないと思うのは私だけでしょうか。

そこで伺います。小田の幼稚園・小学校・中学校は総工事費10億6,200万円で建設されました。当時、将来の児童生徒数をどのように見込まれていたのか、伺います。もちろん、これまでもいろいろな取り組みがなされています。総合計画の重点施策であるプロジェクト10の中には、「小田流ライフスタイル・プロジェクト」があります。その中で、「小田流うちこんかい」など7つの取り組みがなされています。しかし、なかなか効果が上がっていないのが現状のように

感じます。小田流ライフスタイル・プロジェクトには「小田地区は、その地勢、歴史、文化、産業、生活圏、地域コミュニティ、住民気質など、様々な面において独自の個性を持っている。また、特有の課題を抱えており、その解決のためには、画一的な対応ではなく、地域性に配慮した施策や事業を進めることが適切な場合がある」と書かれています。また、「人口減少の著しい小田地区は、その地域特性を踏まえ、人材や企業を誘致する施策として独自の「小田流うちこんかい」を推進する」とも書かれています。小田の振興や人口減少問題を本気で考えるなら、より具体的に結果の出る施策や事業に取り組むべきと考えます。これまでの取り組みとその効果について、ご所見を伺います。

次に、小田地区の振興も含め、小田の幼稚園、小・中学校の存続の為にも具体的に何か手を打つべきではと考えます。例えば、町産材利用補助制度がありますが、小田地区に限ってプラスアルファの上乗せをすとか、宅地購入に対して補助を出すなど、小田地区の振興のために、より具体的な施策を掲げ推進する必要があると思いますが、ご所見を伺います。

最後に、児童生徒のSNS利用について何点か質問致します。今や携帯・スマホは、私たちの生活でなくてはならないものになっています。SNSを利用した情報の発信など大変便利なものであると同時に、一步使い方を誤ると様々な問題を引き起こすことにもなる面も持っています。人の誹謗中傷を書き込んだり、無断で写真を掲載したりするモラルにかけた大人も中にはいます。子どもたちの間でも、仲間外れにしたり、いじめに繋がったりするような事例も見受けられます。時には、トラブルや事件に巻き込まれたりする場合があります。また、ネット依存も問題になっています。2018年の厚労省の調査では、病的なインターネット依存が疑われる中・高生が全国で推計93万人に上るそうです。ネット依存症の子どもが引き起こしやすい身体症状として、睡眠障害・体力の低下・骨密度の低下・視力の低下などがあり、成績低下や友達とのトラブルなど問題があると指摘されています。ネット依存症の予防や、いじめに繋がったり、トラブルに巻き込まれないためには、ネット利用のルールをつくったり、子どもの利用実態を把握するなど、まず家庭での予防が基本です。家庭で対応しきれない部分は、学校が対応しなければならないと思います。小・中学校でのSNSの利用状況とSNSによるいじめやネット依存症などの事例など問題点について、現状を伺います。

次に、スマホやネットは子どもたちにとっても無くてはならないものになっている中、使い方によっては弊害もありますが、ネットやスマホをやめようではなく、上手に正しく使おうということに導くことも大切と考えます。学校の現場では子どもたちにどのような指導をされているのか伺い、総括質問を終わります。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○教育長（井上淳一君） 議長。

○議長（山本徹君） 井上教育長。

〔井上淳一教育長登壇〕

○教育長（井上淳一君） 私の方からは小田地区の児童生徒の関係とSNS利用についてご答弁をさせていただきます。

まず、将来の児童生徒をどう見込んで学校を建設したのかについて、ご答弁をさせていただきます。小田幼稚園及び小田小・中学校は、平成26年4月に、小田と参川の2つの幼稚園を統合

して24人の園児数で、小学校は、小田、参川、田渡の3つを統合して68人の児童で、小田中学校45人の生徒数で建設した学校であります。計画時から園児や児童生徒数は減少傾向になるだろうとの推測で建設をしております。しかし、小田地区で特色ある教育を構築するために、小田地区の皆さん方と協議を重ねながら、時には先進地研修を行い、幼稚園・小・中学校、場合によっては、高校までを含めた一貫教育で取り組むことを念頭に同一敷地内に建設したことでございます。

次にSNS利用についてでございますが、平成31年1月の調査では、スマホ・携帯電話の所有率は、小学校4年生から6年生までが39.3%と5分の2の児童が、中学生は48%と約半数の生徒が所有している状況が調査結果で分かりました。

次に、利用時間につきましては、小学生が30分未満がもっとも多く、中学生は2時間以上使用している生徒が3割を超えている状況も分かりました。また、ネット等の使用によって、睡眠時間や学習時間が減ったと感じている中学生が4割程度いるといった結果も出ております。

次に、主な被害状況であります。小学生、中学生を問わず、すべての学年で「知らない人からメールや電話があった」ことが最も多く、他に、「ネット上で悪口を書かれた」「LINEで仲間外れにされた」などの報告も上がってきております。

次に、学校での指導につきましては、2020年度からプログラミング教育が小学校で始まることや、スマホやタブレットを使った教育も広がっております。しかし一方、今日のネットやスマホ等に関する事件・事故等が多発している社会環境ですので、児童、生徒だけでなく保護者対象の学習会や講習会などを学校でおこなっております。具体的には、通信会社の協力を得ながら、講師を招いてスマホや携帯の危険性についての講話を受けたり、警察署員によりSNS等のインターネットの安全利用についての「情報モラル教室」などを開催しております。また、学校作成の「生徒指導便り」「生活のしおり」などを活用しながら啓発活動も行っております。今後も児童生徒が安心安全に利用できることを最優先に考えて関係機関と連携を図りながら取り組んで参りたいと考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私からは幼児教育無償化についてお答えを致します。今回の幼児教育・保育の無償化により3歳児から5歳児は保育料・幼稚園授業料が無償になることはもうご存知のとおりです。これにより、保護者の経済的な負担が軽減されることとなります。3歳から5歳児の幼稚園・保育園への入園児数は、各年齢の95%から98%と、ほとんどの幼児さんがすでに施設を利用をされております。これ以上の入所児の増加はないのではないかと考えているところでございます。0歳児から2歳児については、住民税非課税世帯のみが無償の対象ということもございまして、無償化による入園児の増加については、効果は限定的ではないかと思われましても、これとは別にここ数年、乳児の入園希望は増加傾向にございますことから、待機児童が増加する可能性はそちらの面から言いますと高いと思われまします。また、保育士不足についても依然解決していない状況が続いておまして、無償化によって都市部での保育需要の増加が、より一層小規模自治体、内子町などでの保育士確保の困難な状況になるのでは

ないかと危惧をしておるところでございます。

続いて、財源の問題でございますが、国では今般の幼児教育・保育の無償化については、今年10月に予定されている消費税率10%への引き上げによる財源を活用することとしています。地方負担分についてもこの消費税の増収分を活用し、地方自治体の負担軽減にも配慮しつつ、国と地方で適切な役割分担とすることを基本として、必要な地方財源を確保するとしております。内子保育園などの社協立の保育園4園につきましては、現行制度の負担割合と同じ負担割合、国が2分の1、県そして町が、それぞれ4分の1を負担しております。公立施設であります、こばと保育園や町内の4つの幼稚園については、今までも全額、町が負担をしております、この負担分に地方消費税引き上げによる財源を充てることということにしております。初年度となります、平成31年度に要する経費についてのみ、消費税10%への引き上げに伴い、地方へ配分される地方消費税の増収分が僅かであることを踏まえ、無償化の実施に関する経費については子ども・子育て支援臨時交付金として全額国費負担によるものとされる予定でございます。これは公立施設についても同様でございます、初年度の無償化の実施に関する経費は全額国が補填することを決定しておるところでございます。平成31年2月段階での保育園入所者数で保育料の減収額を試算をいたしますと、3歳以上児で、年間2,600万円、未満児、0から2歳児ですけれども、そちらで8万円。幼稚園では300万円の減収があると見込んでおります。合計しますとおよそ2,900万円の減収ではなかろうかと思っております。国は、自治体において無償化2年目以降の財源は、地方消費税の増収分を充てるということとしておりますけれども、実際にどれだけ社会保障分に割り振ることができるのかにつきましては、現在のところは不明であるとお答えするしかできないとご承知いただいたらと思います。

続いて、給食費の関係でございます。平成30年12月28日に関係閣僚により合意された「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要」によりますと、保護者から実費で徴収している費用は無償化の対象外とされております。食材費については、保護者が負担する考え方を維持し、3歳児から5歳児は実費を徴収することとし、低所得者世帯の副食費の免除は、現在の免除制度をそのまま継続をし、免除対象者を拡充する、具体的に言いますと、年収360万円未満へと対象者を拡充することとしております。このことから、給食費については、実費負担の方向で今後、議論が進んでいくものと思われま。町と致しましては、今後もこのあたりの国の動向につきましましては、注視をしてみたいというふうに考えております。

続いて、0から2歳児までの非課税世帯についての無償化のことでございますけれども、内子町での0歳から2歳児の保育ニーズは増加傾向にあることはご存知のとおりでございます。平成25年度の1歳児の保育園の入所につきましては、1歳児全体の44%でございました。それに対しまして、来年度入所を予定している1歳児はその年齢の全体の66%でございます。2歳児は以前が46%でしたが、来年度は、61%にそれぞれ20ポイント程度高くなっております。0歳児につきましては、本年2月1日現在で17人が在籍をしておりますけれども、本年度途中に0歳児では16人の待機児童が発生を致しました。今年度の出生数は、98人と前年度から言いますと、10人程度増加する見込みとなっております、保育ニーズの増加傾向は今後数年は続くのではないかと見ております。

最後に幼児教育の無償化で足らざるところを町独自の施策としてというご質問でございますけ

れども、子育て世代の教育費負担の軽減施策についてでございますけれども、現在、増加傾向にある乳児保育ニーズに施設が追い付いていないというのが現状でございます。待機児童を解消することが当面、内子町が解決すべき最大の課題であると考えております。そのために、内子町では五十崎地区のこぼと保育園と隣接する五十崎幼稚園を統合し、認定こども園に移行させ、保育園側の3歳から5歳児クラスを幼稚園側のクラスに統合集約、保育園側で空いた保育室を0から2歳児の保育室として活用することで、乳児の受け入れ人数を拡充することを計画しております。これにより、乳児の受け入れ人数を最大で2人増やすことが可能でございます。当面、認定こども園への移行を、子育て世代の負担軽減策の中心事業として取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（山本徹君） 大森小田支所長。

〔大森豊茂小田支所長登壇〕

○小田支所長（大森豊茂君） 私からは、小田流ライフスタイル・プロジェクトに関するご質問のうち、『小田流うちこんかい』に関する取り組みとその効果についてお答えを致します。まず、小田地区の現状につきましては、平成17年の3町合併時と比べ、平成30年12月末現在で、人口が38.9%、戸数で23.1%減少致しております。このことは、小田地区の空き店舗、空き家の増加、耕作放棄地の増加や山林の荒廃などにもつながっているものと思っております。小田地区の振興と人口減少問題に対処するため、第2期内子町総合計画の中の取組みとしまして、「小田こんかいプロジェクト」を行ってきているところでございます。取り組みと致しましては、平成27年度から小田地区の空き家調査を実施し、空き家紹介リストを作成、22戸のリストアップをしておりますが、相続できていない物件であったり、所有者の希望により、内子町空き家バンクへの登録は、現時点で2戸のみとなっているところでございます。移住者の数値目標としましては、毎年度5戸を目標としていましたが、これまでの4年間で25件の空家への案内を行い、うち小田地区への移住につながったのが、4件、10人となっているところでございます。目標達成には至っておりません。また、企業誘致につきましては、産業振興課を中心に誘致を行い、内子町森林組合小田支所横の町有地に合同会社によるバイオマス発電所が昨年10月末に完成し、本格稼働に向け準備しているところでございます。これによりまして、隣接する木質ペレット製造工場での雇用拡大4名のところが8名に増えておりますし、燃料となる地域の間伐材の消費拡大によりまして、地域の活性化にもつながっているところでございます。また、平成25年4月からは、休業しておりました、タケチ工業ゴム小田工場が再稼働して、22名の雇用につながっているところでございます。また小田地区の振興面におきましては、小田地区への来訪者の顧客情報管理を進め、イベント、特産品などのPRをしながら、第2のふるさと小田をアピールし、小田ファンを増やすとなっております。これにつきましては、自治会等が中心となりまして、地域資源を活かしたイベントなどの開催が近年増えてきております。またそれにより、交流人口の拡大が図られてきているところでございます。具体的には、立石の桜や池周辺の風景を活かしたイベント、本川野村地区の桜まつり、中川地区のイチョウ祭り、南山のおんごく山菜祭り、これにつきましては、今年で4年目になってきますが、300人を超える入場者があります。それから、中央商店街の百円市の開催があります。小田深山のおきましては、四季に応じた散策ツアー

の開催やネイチャーランドを開催し、これまでに参加されたみなさんにもダイレクトメールなどで案内をおこなっているところがございます。また、一昨年からワン・ツー・スリー・フォレストをスキー場で開催し、1年目は200人でしたが、昨年の開催では700名以上の参加者を得ているところがございます。今後、小田地区の振興のためには、移住者をもっと増やし、働く場所の確保などで、人口の減少に歯止めをかけていくことが重要かと考えています。これまでの取組みを反省し、議員が言われますように、より具体的に結果の出る施策や事業に取り組んでまいりたいと思っているところがございます。以上、『小田流うちこんかい』に関する取組みとその効果についての答弁とさせていただきます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 私の方からは小田地区の振興のためにより具体的な施策を掲げ推進する必要があると思うがいかがかというご質問に対してご答弁をさせていただきます。

小田地区につきましては、診療所や銀行の存続、教育環境の整備、小田製品の販売促進、林業振興、移住促進など、様々な施策を実施してきたところですが、残念ながら人口減少に歯止めをかけるまでには至ってございません。議員から提案のございました、既存の町産材利用補助制度に小田地区に限りプラスアルファの上乗せを設けること、またあるいは宅地購入の際に補助を出すというようなことにつきましては、慎重な検討が必要かというふうに思っております。例えばですが、現在70万円を上限としている町産材利用の補助金を小田地区に限って、例えば100万円にするというようなこと、これについて、制度設計は可能ではないかと考えますけれども、そのことが小田地区に新築しようとする動機づけになるかといえ、その効果は薄いのかなというふうに考えてもでございます。元々、小田地区に新築を考えている方にとっては、財政的な支援になるかと思いますが、これまでの利用実績を見ても、小田地区での新築を考慮していなかった方々を呼び込むまでには至らないと考えてございます。そのような需要を喚起する制度となりますと、かなり高額な補助金設定が必要ではないかと考えられます。町としても検討すべき課題は多いと思っておりますけれども、財政的な負担も大きいと考えられますので、そこは慎重に判断すべきかと考えているところがございます。少なくとも、移住定住の促進につきましては、小田地区にある町営住宅には、まだまだ空きがありますし、空き家や空き店舗などもかなりあります。移住者住宅改修支援事業や空き店舗等改修支援事業など既存の制度を精いっぱい活用して、それらを埋めることに力を注いでまいりたいというふうに思っております。小田地区の振興につきましては、これまで同様、様々な施策や自治会活動を通じて、小田地区の魅力を高め、そこに住む人々が自分たちの地域に誇りをもつことだろうと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。私からの答弁とさせていただきます。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） まず、幼児教育の無償化について、何点か再質問をしたいと思います。最初の保育士不足ということでご答弁いただいたんですけども、私は、なぜなりて不足になっておるのかという現状をどう把握されておるのか。私は、待遇改善とかなんらかの対応が必要で

ないかと思うんですけれども、保育士確保に向けた取り組みについてなぜ、保育士が不足しているのか、どうすればいいのかというようなご所見があれば伺いたと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 保育士不足につきましては、今までにもいろいろこの場で議論をしてきたところでございますけれども、基本的には平成27年度に施行されました子ども子育て支援制度によりまして、保育時間が11時間長くなったということが一つ大きな要因ではなからうかと思えます。保育時間の長時間化によってやはり保育士の負担が増加してきていることが一つ大きな課題ではなからうかというふうに思えます。それから保育士が児童票でありますとか、週案、月案などの資料の整備など大変負担になっているところがございます、そういった事務についても負担軽減を図る必要が今後あるのではないかとこのように思えます。それと地方において大都市部に保育士が集中してしまう、それから幼稚園に集中するというようなそういうふうな傾向もございまして、中山間地域の中小規模の保育園に保育士がなかなか確保できないという状況があるのではないかとございます。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） そのとおりだと思うんですけれども、そういった原因がはっきりしているということであれば私は打つ手はあるんだろうと思うんです。一番は今言われた保育時間の長時間にかかるような仕事がきついというような問題。ということは、待遇改善も含めてやっぱ人を雇用する。一番は、待遇改善の面をいかに魅力のある職場にしていこうかということだろうと思えますのでその辺をなんとか、知恵を絞っていただいでですね、今後ますます需要が高まる保育事業について保育士の確保に取り組んでいただきたいということをお願いします。それと財源の問題なんですけど、一部です、私いろいろネットで見えておると、幼児教育無償化で市町村に財源が生まれるといった見方もあるように聞いております。というのが今現在、保育料というのは国が定めた基準の保育料よりも町が安く設定をしてなおかつ減免措置をしている。その減免をしている部分が町が独自の負担を今しているということなんですけど、ところが幼児教育の無償化によって国はおそらく予算的には、国が定める保育料を基準に国に計算をしていくということはこれまで町が独自に負担をしていた、軽減していた部分が簡単に言えば浮いてくるという、その浮いてくるものをさらなる子育て支援の充実に私は使ってもいいのかなとか、もちろん使うべきだと思うのと、もう一つは地方消費税のことがあります、これは総務課長にお聞きするんですけれども、地方消費税が10%に上がることによって、これまで地方消費税分1.7%が2.2%になる。これを人口案分で配分されるわけなんですけれども、内子町でこの0.5%部分の金額がいくらになるかというのは試算はされているんでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議員が言われますように、内子町の保育料といいますのは国基準の6割程度で算定をさせていただいております。国基準によって保育料を算定致しますと、内子町では8,800万円の保育料収入があるという計算になろうかと思えます。ですので、4

割程度減額しております。内子町での4割軽減した独自の保育料の額と言いましは5,190万程度になります。その差額は3,610万円程度です。そして、今回無償化することで町も一部負担しますので、その分差し引いた額で言いますと、およそ2,200万円。国の基準で保育料を補填、国がする場合は2,200万円の新たな財源と言われるように発生する可能性はあるというふうに思われますが、この部分について国は、今だ明確に示していない状況でございます。そういうことで試算すればこうなるということしか今のところ言えないということでございます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 1.7%から2.2%に消費税の部分が上がるということでどれくらいの財源が確保できるのかという試算をしているのかということなんですけど、ちなみに前年度予算を申しますと1億1,300万円程度の社会保障財源分、地方消費税の交付金の中の社会保障の財源がこれだけございます。なので、単純に計算すると今回引きあげられた率をかけた額が予算額として考えられるんだろうと考えるんですが、国の方がどれだけ社会保障財源分にまわせるのか、まわすのかということも分からない段階ですので、今の段階で試算はしてございません。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） 福祉課長と言われるように、国が最終的な判断をしていないので、金額的なものは総務課長のと言われるように分からないと思います。ただ、私が言いたいのはこの無償化でどの程度の財源が生み出されるのかということがはっきりした時点でですね、しっかりと教育の負担軽減に使っていただきたい。というのが地方消費税の部分というのは上がった部分というのは、当然、社会保障の4経費、年金や医療、介護の社会保障給付、そして、少子化に対処するための施策に充てるということが国で決まっております。ぜひその辺をですね、十分、はっきりした時点で、もし私がさっき言いました無償化によってこれまで町が独自負担していた部分が軽減されると、いなくなるということであればその金額も含めてですね、ぜひ、さらなる充実に充てていただきたいと思いますが、町長、最後に一言。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 国の動向をあそこのところをしっかりと見届けないといけないだろうというふうに思っておりますけれども、私は、やっぱりこの社会を形成していく町民の皆さん方、あるいは保護者の皆さん方、親子さんたちが自分たちが負担していくものは負担をする。我慢をしていくものは我慢をするということでないで成り立っていかないというふうに思っております。議員ご案内のように今、内子町は0歳から中学校卒業まで医療費を無料にしております。そして、おぎゃと生まれた赤ちゃんから紙おむつを支給したり、あるいは子育てのための支援ができるような制度を作っております。児童手当も出しております。それを全部ひっくるめると、子育て世帯に対するだいたい2億6,000万円くらいなものを出しているわけですね。これは財源の確保はもちろん大事でございますけれども、先ほど言いましたように、お互いに我慢したり、汗を流したりするところも一つ押さえながら、いい制度設計をしていければいいなというふうに

思っております。以上でございます。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） 町長言われるようにですね、内子町は近隣の他市町と比べてそういった子育て支援の充実というのは、十分なされています。その結果、先ほど言いましたように出生数はずかですけれども増加しているという現実もあるわけですから、これをさらなる充実によってさらなる出生数の増加に繋がるということだということで私このことを質問させていただきました。

次にですね、小田地区の振興についてですけれども、小田の支所長の方で十分な答弁をいただいたんですが、その中でですね私が思うのは、移住者を増やしていきたいということを言われました。ただ、その中でですね、まち、ひと、しごと総合戦略の中にもニーズに合わせた移住者の支援をおこなうというようなことも記載されているわけですが、この辺のニーズというのはしっかりと把握されているのかどうか。この一点だけお聞きします。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（山本徹君） 大森小田支所長。

○小田支所長（大森豊茂君） この移住希望者の案内にあたりましてはですね、過去に移住された方からの聞き取りを行った中で、移住したきっかけや移住先を小田にした理由、移住後の住民との関係、それから、仕事面などについての聞き取りをおこなっております。これを案内チラシの中に入れてさせていただいて紹介をさせていただいております。また移住してからですね、仕事に関しての心配もあるかと思しますので、小田地区にある団体、企業さん、農業関係者等にも聞き取りとかアンケートをおこないまして、短期就労、それから長期就労といったようなところの情報シートを作成して移住者の判断材料にさせていただいております。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） もう一点だけ。先ほど言われた、働き口とか、職場、雇用の場ですね。そのことを言われましたけど、地域の資源を生かした産業づくりの取り組みが急務となっているという問題意識をもっておられるようではございますけれども、具体的なものとして小田の地域に地域の資源を生かした産業づくりというのはどのようなものを想定されているのか。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（山本徹君） 大森小田支所長。

○小田支所長（大森豊茂君） イメージ的には小田地域山林が90%を占めております。この木材を使った製品を作りたいということで考えておりますが、今のところそういった取り組みはありません。昨年、国体があった中では、木工品として参加者の記念品ということで作っておりますが、そういったイメージで思っております。今後、大量生産とかできるような体制ができればというふうに思っております。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） 小田地区の振興についての最後の再質問ですけれども、先ほど総務課長

が言われた私が例えばの話で提案させていただいたんですが、今日たまたまですね、朝久しぶりに早く起きてネットを見ておりましたらですね、こんな記事が載っておりました。広島県の神石高原町という人口9,076人の町なんですけど、そこではですね、若いファミリー世帯を対象に町所有の遊休地を一坪8円で販売。72坪で576円で販売をしたと。これが5区画くらい販売をしておるようですけども、4月から募集をするようですが、条件も当然ありまして、町外に居住し、小学生以下の子どもがいる家庭で宅地の購入後3年以内に建築を完了するというのが条件になっております。ですから、こういった思い切った施策もですね、必要なんだろうということで、問題提起をさせていただいたつもりなんですけど、そういったことで今後ですね、ぜひ小田地区の振興のために知恵を働かせていただいでですね、効果のある施策を実行していただきたいということだけ申し上げたいと思います。

最後に教育委員会の方に再質問なんですけど、最近、大阪府教育長は緊急時の連絡手段として公立小中学校で児童生徒のスマホや携帯の持ち込みを認める方針ということで、打ち出されました。それに伴って、文科省もですね、検討をするということで、検討を始めたようですが、内子町では、小中学校への携帯やスマホの持ち込みについては、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞きして質問を終わります。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 失礼を致します。ただいまの各学校での携帯・スマホの持ち込みでございますけれども、今の現状でございますけれども、保護者から申し出があれば各学校長の判断で個別に認めております。ただし、登下校中のみでございます、学校にいる間は学校が預かり、下校時に返却をするというようなことで、対応をしておるようところでございます。今後の対応につきましては、国の動向等を注視を致しまして、検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（山本徹君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩します。午後1時から再開します。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。3月議会にあたり質問通告書に基いて質問させていただきます。

まず、相談ごとや公共施設の不具合の通報に、SNSのLINEの活用が出来ないか質問させ

ていただきます。最初に、道路や河川公園、その他公共施設の不具合が生じているとの情報は、今までは、電話とか来庁されてとか、自治会を通じて様式に沿っての改善要望等だと思うのですが、その中で、昨年の9月定例会でも質問させていただいた、災害時の情報伝達に、「LINE利用はどうか」との質問に、「LINEは画像も同時に遅れるのでとても有効な手段と考えられる」との答弁を頂きました。今回のような、日常的な不具合の通報もLINEで所在地を明記し写真でやり取り出来れば、場所も特定できるし、写真でその状況も把握できるので、持参する道具等もある程度掌握できて、急を要するものかそうでないものかの判断も付きやすいと思うので、送り手も受ける側も効率よく対応が出来ると思います。1か所で受け付けて、担当課につながれば、通報する町民も、どの課に言えばいいのかと迷わないでよいと思います。町民との協働で安全安心、景観などの保持等に資する有効な施策と考えるが、とり入れる事は出来ないでしょうかお考えをお聞かせください。また、いじめや虐待相談についてですが、平成17年から長野県から始まったLINEによる、いじめ自殺相談があります。その取り組みが大きな成果を上げているということで、今、全国に広がりを見せております。長野県では、電話での相談の時よりも4倍以上の相談があり、効果を表しています。長野県は当時、全国一番の自殺の多発県で、その対策として取り組みを始めたわけではありますが、子どもたちも電話で相談するより気軽に相談しやすいとの事です。担当者もその分、早期に対応ができるとの分析がなされております。学校教育の中でも今、タブレットの授業も始まろうとしておりますし、文部科学省も、「災害時等に連絡が取りやすい」ということで小・中学校へのスマホの持ち込みも許可する方針を検討しています。そこで、子どもの命を守るためにはいろんなチャンネルで子ども達の心の声を聞き取る事が必要と思うがお考えをお聞かせください。

続きまして、「犬猫殺処分ゼロ運動」についてお尋ねいたします。現在、全国でこの運動が広がりを見せて確実に効果が表れています。最近のテレビでも動物番組とか、動物を使った宣伝等をよく見かけますが、これも、この運動に短を発していると考えられます。2013年9月に改正動物愛護法が施行されてから、5年で殺処分数が4分の1になってきました。その中でも、神奈川県では、犬が5年連続、猫が4年連続殺処分ゼロであります。そこを筆頭に今、どの自治体も力を入れ始めて、引き取り数、殺処分数が減少しております。ところが、2018年データではございますが、愛媛県は犬猫の殺処分数が2,299匹で全国ワースト1位であります。先日愛護センターにも行き現状も見させていただきました。譲渡会にも視察に行きました。職員も一生懸命努力されておりますが、現状はこのような状態です。その現状の中で、まずは、各市町村単位でその数を減らす必要があると感じました。そこで、この内子町での「犬猫殺処分ゼロ運動」の取り組みを聞かせてもらったらと思います。年間の犬猫それぞれの内子町での引き取り数と、愛護センターに行くまでの里親への譲渡数があれば教えてください。現在、我が家も3年前に役場に保護されていた雌の犬を譲渡していただきました。娘がその情報を聞きつけ、里親を申し入れ実現しました。そのような情報がどのように、内子町では告知されているのかお尋ねいたします。

次に高齢化対策関連について数点お伺いを致します。まず1点目は孤独死についてです。今後、独居老人だけではありませんけれども、一人暮らしの方が増加すると思います。その方たちの安否確認、見守りについてお尋ねいたします。私の地区で先日、一人暮らしの高齢のご婦人が孤独

死をされておりました。死後1日半位経っておられました。たまたま、前日の新聞が取り込んでなかったということで、不思議に思い声をかけたが返事がなく、子どもさんの所へでも行かれていたのかと考え、子どもさんに連絡を取り、「どこへも行く予定ないと思う」という返事が返り、鍵のありかを教えてもらい入室したところ、寝室でお亡くなりになっておられました。たまたま、そこは新聞を取っていたので、ある程度の期間で見つけることができましたが、新聞がなかったら、何日も放置される事になっていたと思います。これからは、「このような案件が増えてくる」と、地域の方も心配されております。その方は82歳で、素早く見つけていたら助かったであろうととても残念です。そこで、そのような独居の高齢者等の見守り体制を何とかできないかということと、そして、その時に子どもさんの電話番号が分からなくて連絡に手間取った事もあり、そのような場合の緊急連絡場所の確認が一目でわかるように、町民共通の場所に、その情報を書いたものを置いておくとか、そういったシステムが作れないものかお尋ね致します。

次に、認知症の方が2025年には700万人になるといわれています。この確率で行きますと、内子町でも1,000人超えの方が認知症であるということになります。認知機能が正常より低下しているものの、日常生活に支障がない状態を軽度認知障害、MCIと呼ぶそうです。この状態を早く見つけ適正に対応すれば、認知症の発症を抑えられるということです。近年このMCIが注目をされているとの事です。先日、26人の仲間を集めて認知症サポーターの養成講座を受けさせていただきまして、私も認知症サポーターになっております。認知症に対する認識も深まりました。認知症の方たちとの向き合い方も改めて勉強させていただきました。その中で認知症も病気の一つととらえて、早期発見が治療のカギだということでした。がんも同じだと思います。普段の生活習慣が発症に大きく影響するとのことでもありました。そこで、特定健診の中に、認知症診断検査を追加する事を提案したいと思いますがいかがでしょうか。次いで団塊の世代の方たちが高齢化し、今後、運転免許返納者も増えていく事が予想されます。そのために町長にはデマンドバスの運用を全地域に広げていただきました。辺りの町民にとっては、大変ありがたい事でもあります。そのうえで、もう少し小回りの移動手段という点では、電動カート、シニアカーの使用も増えてくるかと思えます。そこで、現在の内子町内での電動カートの保有台数を把握されているようであれば教えてもらったらと思います。また、そのうち介護用品、歩行補助具として貸し出しはあるのか。また、個人が購入する場合の補助制度はあるのか、ないのか、合わせてお尋ねいたします。とともに、電動カートはその手軽さから危機意識が低く、自損事故等も多いと聞きますし、車のドライバーからも、マナーが守られてない人が多いとの話も聞きます。その電動カート用の運転講習、安全講習等は実施されているのかお尋ねいたします。

続きまして、風疹予防接種についてお尋ねいたします。風疹が昨年から本年にかけて、2013年の過去最高の発症者数の推移に似ているということで、注意が呼びかけられております。風疹は、妊婦さんが感染すれば赤ちゃんが、難聴や白内障、心臓病等の先天性風疹症候群にかかり、深刻な障害が残って死亡するケースもあるということです。国でも重くとらえて対策に乗り出し、もっとも定期予防接種の機会がなく、他の世代よりも抗体保有率が低い39歳から56歳までの男性のワクチン接種を無料化して対策に乗り出そうとしております。そこで、内子町の無料化対象者の人数と接種までのスケジュールをお尋ね致します。

続きまして、内子町の目指す将来像に「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するま

ち」と謳ってありますが、今、人口減少、高齢化も伴い、村並みの維持が難しくなってきています。内子町総合計画の中の「農林業再生の新たな挑戦」の項に「法人化やIターン者の就農支援による中核農業者の育成」が危機脱出のカギの所に掲げられてありますが、Uターンの事はどこにも書いてありませんでした。Uターンはもう諦めておられるのかなという思いも致しました。しかし、先ごろ地元で2名の若者が帰ってきて農業に取り組もうとしています。素晴らしい事だと感じております。移住者、Iターンの支援も大切だとは思いますが、農家の後継者は速戦力になります。その方たちにもっと期待して、その人たちをしっかりと支援することも大事な村並み保存にも繋がると考えます。そこで、新規就農者に対する支援策はどうなっているのか、どんなものがあるのか、技術支援も含めた助成施策をお尋ね致します。

最後に、今年の1月、千葉県野田市の小4年生の女兒が、父親の虐待により死亡するという痛ましい事件がありました。また、ちょうど1年前の3月、東京都目黒区で、5歳の女兒が亡くなるという事件もありました。2つの事件で共通しているのは、児童相談所がからんでいた事と、転居による連携の不十分さと、直接手は出していないが、母親も逮捕されたということです。この子たちは、もうどこも、誰も頼ることができなくなってしまっていたという事だろうと思います。目黒区の女兒は5歳でノートに「パパとママにいわれなくても しっかりとじふんから もっともっときょうよりかあしたはできるようにするから もうおねがい ゆるしてくださいおねがいします ほんとうにおなじことはしません ゆるして」、「きのうぜんぜんできなかったこと これまでまいにちやっていたことをなおす これまでどんだけあほみたいにあそんだか あそぶってあほみたいだから もうぜったいやらないからね ぜったいやくそくします」と書き残していました。また、野田市の児童は「お父さんにぼう力を受けています。夜中に起こされたり、起きているときにけられたり、たたかれたりしています。先生、どうにかできませんか。」と悲痛な訴えをしていました。本当にかわいそうでなりませんし悔しくて成りません。そこで、当内子町において、そのような類似事案が起きた時に、どのような対応を取られるのか基本姿勢をお尋ね致します。ここにきて検証作業が行われて、法整備もされようとしておりますけれども、事案は現場で起きていますので、現場の担当者がどのような対応がとれるのかが重要になってくると思います。見解を伺います。以上、総括質問を終わります。

○議長（山本徹君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 私の方からは、公共施設の住民による不具合通報にSNSの利用についてお答えいたします。現在、住民の方からの公共施設の異常等の通報につきましては、LINE等のSNSは利用しておりません。主に電話等で連絡を受けております。が、通報があった場合には、迅速に現場を確認致しまして、状況に応じた対策に努めております。現状におきましては、不都合を感じておられるとは思っておりません。今後も不具合等の連絡があった場合には、迅速に的確に対応してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 私の方からは、子どものいじめ虐待の相談・通報にSNS、LINE等の利用についてでございますが、全国的に見ますと、SNSを利用して、相談を受け付けている自治体もございます。また、SNSでの受付によって相談件数が増加したという自治体もあるようでございます。しかし、一方で「表情や声色から感情を読み取ることができず、得られる情報が限定される」また、「電話対応とは異なる相談スキルが必要」など、文字だけで相談を受けることに対する課題もあるようでございます。今後、国の動向や他自治体の状況を見ながら研究課題とさせていただきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 向井議員さんのご質問のうち、犬猫の殺処分それから、高齢者福祉等についてのご答弁を申し上げます。まず内子町での犬、猫の保護件数でございますが、平成30年4月から2月末までの保護数で言いますと、犬は6頭、猫は31頭、合計で37頭でございます。里親への譲渡数でございますけれども、愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例によって、動物の譲渡事務は愛媛県が行うことということで規定をされていることから、内子町での譲渡実績はありません。里親探しの告知方法につきましては、先ほど言いましたように、町での譲渡事務は行ってないことから、告知も行っておりません。愛媛県動物愛護センターから告知依頼があれば、その方法等について検討し、対応していきたいと考えております。内子町での去勢・避妊に対する助成制度でございますけれども、内子町には去勢等に対する助成制度はございません。

続いて、高齢者対策についてでございます。独居の方の人数でございますが、平成30年4月現在の独居の高齢者の人数は1,257人でございます。見守り体制、緊急連絡先等の把握状況についてでございます。独居高齢者の状況把握につきましては、地域包括支援センターが社協やうちこ園、緑風荘に設置されている在宅介護支援センターに業務委託している総合相談支援事業の実態調査事業として調査をしております。家庭訪問等により65歳以上の独居高齢者全員の生活状況等の把握を行っております。状況を確認し、必要に応じて介護サービスや民生児童委員さん、見守り推進員さんの定期訪問、配食サービスなど、在宅生活支援に併せた安否確認を行っております。緊急時の連絡先については、ご本人からの聞き取りによって、状況を把握しておりまして、その情報につきましては、内子町の包括支援センターで保管をしております、必要に応じて情報提供をしまっているということにしております。状況把握につきましては、元気な方につきましては、年1回程度は必ず訪問をして状況を確認をするということにしております。介護サービスや配食サービスを利用している方については、その利用時に把握ができますので、そのようにしております。

次に、特定健診に認知症検査が加えられないかどうかということでございますけれども、特定健診は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて実施をしております。その健診項目については、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準に基づき実施をしております。認知症検査はその基準には含まれておりません。特定健診はいわゆるメタボリックシンドロームの該当

者や予備軍を見つけ出して、生活習慣病を予防することを目的とした健診でございます。町では、高血圧症や高脂血症、肥満などへの対策が認知症の予防にも一定、有効があるというふうに考えておきまして、現在の特定健診を引き続き実施をしていき、より多くの方に受診していただくことで必要に応じて継続的な特定保健指導に繋げ、認知症の予防にも繋げていきたいと考えております。現在、特定健診に認知症検査を導入する計画は今のところはございません。

続いて、電動カート、シニアカーの運用でございます。保有台数などの把握はしておるのかということでございますが、電動車いすの保有状況について町が一元管理をする、把握をしておるということは、しておりません。愛媛県交通安全協会で平成26年1月から、電動車いすの安全登録制度を設けておきまして、そちらで登録されている数は、交通安全協会に問い合わせたところ、2月10日現在で81台でございます。ちなみに、県内では2,717台を登録をしておるというふうに聞いております。介護用品としての貸出は、介護2以上またはそれ以下であっても医師の意見書があれば貸し出しは可能でございます。昨年11月時点で18人の方が利用をされていらっしゃる。個人購入時の補助制度はございません。また、運転免許自主返納された方に対するの事業として購入代金の1割引などのサービスを提供している事業者はございます。続いて、安全対策でございますけれども、町では電動車いす利用者に対する交通安全講習はおこなっておりませんが、各交通安全協会の支部あたりで法令講習や老人クラブでの交通安全講話、交通安全の集いなどで交通安全全般に対する啓発周知をおこなっておるところでございます。ご理解をいただけたらと思います。

続いて、風疹ワクチンの予防接種の件でございます。風疹ワクチンの対象者でございますけれども、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性が対象でございます。内子町での対象者数は1,610人でございます。実施スケジュールでございますが、平成31年度から3年間、全国で原則無料で予防接種を実施することとしておきまして、ワクチンの効果的な活用のため、まずは無料で抗体検査を受けていただき、十分な量の風疹の抗体がない方に対して、予防接種を行うということになります。まずは、1年目は昭和47年4月2日から昭和54年4月1日お生まれの男性の方、701人を対象に、4月中に無料クーポン券を送付いたします。対象者は、医療機関などでクーポン券を使っただいて、抗体検査を受けていただきます。医療機関からの検査結果を待ち、抗体が陰性の場合に、こちらでクーポン券を用意しておりますので、そのクーポン券を使っただいて予防接種を受けていただくという流れになります。2020年度は、昭和37年4月2日から昭和47年4月1日お生まれの男性、909人にクーポン券を発送することとしておきまして、その際には前年の未受診者にも再度発送をすることにしております。また、この2年目の対象者も希望されれば、1年目にクーポン券を発送することも可能ということにしております。また、3年目につきましては、事業の進捗状況を見て、追って通知されることとなっております。

最後に、子育てについて。幼児虐待に見る内子町の対応についての件でございますけれども、幼児虐待に関する内子町の取り組みについては、下野議員からの質問でご答弁を差し上げたとおりでございますので、ご理解いただけたらと思います。私の方からは以上です。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、私の方から新規就農者の助成制度につきまして、お答えをさせていただいたと思います。まず、助成制度のうち、新規就農に対しまして、補助金、交付金でございますが、次世代を担う農業者となることを目的とされる方に対しまして、農業次世代人材投資事業、旧の青年就農給付金制度でございますが、として、就農前の研修を後押しする資金、準備型、最長2年、年150万円でございます。就農直後の経営確立を支援いたします資金、経営開始型の2種類がございます。内子町におきましては、経営開始型の資金の交付を担っておりまして、平成24年度から現在まで延べ14経営体19名の方に対しまして7,312万5,000円の交付を行っているところでございます。町の単独事業と致しましては、新たな農業の担い手を確保するため、内子町大瀬に設けました「内子町新規就農者研修滞在施設」こちらの方に入居し、退去後5年以上町内で農業に従事されました方につきましては、支払った家賃相当額を補助金として交付をしておるということでございます。次に、資金の交付の関係でございます。自ら農業に関する目標などを定めました青年等就農計画書を作成致しまして、町認定の「認定新規就農者」というふうになった場合には、市町、それから県等の関係機関によりまして、施設やそれから農機具等の資金、それから長期運転資金に対しまして無利子で融資を受けることができるという青年等就農資金などを利用することができます。現在、内子町では13名の方が認定新規就農者というふうになっているところでございます。

次に、技術支援でございますけれども、先ほどの「資金」でご説明したように「認定新規就農者」となった場合には、町、それから県等の関係機関によりまして、目標としました計画達成に向けてフォローアップを受けるということが出来ます。また申し出によりまして、JA、それから県農業指導班による技術指導を受けるということもできるというところでございます。町の単独事業といたしましては、先ほどの施設を設置しており、内子町で長期にわたり農業を営む見込みのある方を対象と致しまして、滞在施設への入居の斡旋を行っておりますほか、その間の研修先の確保、それから営農指導、農地取得の支援、また空き家情報の提供等を行いまして、速やかに就農ができるよう支援を行っているところでございます。以上、答弁とさせていただきますと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） まず、再質問に当たりまして、一点目のLINEによる不具合の通報なんですけど、私自身が町民の皆さんからちょっとここ見てもらえんじやろうかという時にですね、とにかく写真で不具合の分もいじめの相談の分もですね、簡易的なものであるということで、前提に、とりあえず連絡するというような形の中で、受け止めていただいて、写真を撮ってすぐ送れますので対応が早いと。一括のところへLINEで送れば町サイドの方ではそれを仕分けんといけんという作業はいるかもしれませんが、いちいち出んでもいいということはないんですけど、写真を見て判断ができる、本当に有効な手段じゃないかなと思うんですけど、僕らが通報するにしても便利な機能じゃなと思うんで、もう一度再考をしていただくことはできないでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） たしかにLINE等の有効性は私も感じておりますが、私の立場で申しますと、公共施設という中の道路とか水路とかいうことでございます。議員さんおっしゃりたいのは、すべての相談も含めてということでございますので、これは一カ所、例えば総務課でありますとかということシステムを整備するというふうなことではないとなかなか全体的にとりまとめるということは難しいのかなと思っております。建設デザイン課として申しますと、とにかく私の課で行きますのは、現場に行く必要が当然出てくるということでございます、必要なのは場所がまず欲しいだけでございます。そこの中から順番に大規模災害の場合はすぐ対応できない場合もございますが、行くということでございますので、その分でありますと電話連絡等で現在は支障がないのかなというふうには考えております。LINE等が全然有効性がないということではございません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 一括して相談と不具合の関係を一般質問しまったので混同されておると思う。自分の気持ちの中では、別でということではあったんですけど。不具合の関係で年間どのくらい出勤をされているのか。大体の数字が分かれば。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 建設デザイン課で所管しているものは不具合で件数というのは年によって違います。災害が起きる年もありますし、災害が起きない年もありますから、なかなか平均をとってこれというのは難しいと思うんですが、月10件としても100件以上はあるんじゃないかなというふうには考えます。災害が起きたらもっとあります。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） とにかく不具合の部分についてはですね、本当に通報する方も楽な手段になると思うんで、引き続き考えていただけたらと思います。

あとですね、犬猫の関係なんですけど、内子町で預かって大体何日で愛護センターの方へ送り届けるのでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） およそ1週間程度は、町の方で預かりおいております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 3年前のうちの犬はどこから情報が入ってきてそういう譲渡に至ったかはちょっと聞いてないかったので分からなかったんですけど、ある程度は引き取り手を探すという行為もあったということでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 明らかに飼い犬である、例えば首輪がしてあるとかそういった場合は飼い主が現れることもありますので、そういった場合については張り紙をしたりとかいうことはございますが、野良犬、野良猫を預かった場合については、そういった対応はせず動物愛護センターに送致するということになります。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 実質、うちは役場で保護された犬を譲渡されたというか、譲り受けたという形にはなっておるんですけど、それはどういうところでそういう流れになったのか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） それについては私も手元に資料を持ち合わせてございません。その時の状況については申し訳ございません、お答えすることができません。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 独居老人の見守りということで、再質問させていただきます。ある町では見守りをふるさと納税の一つの返礼品として対応されている町もあるんですけど、見守りをサービス、郵便局とかいろいろ見守っているところはたくさんあると思うんですけど、そういった見守りにふるさと納税の返礼品というところは内子町としては考えられないでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 私もふるさと納税の返礼品として高齢者の見守り、特に、近くにいらっしゃるらない親族の方が、地元いらっしゃるお父さん、お母さんなどの見守りをお願いするサービスをふるさと納税の返礼品として採用している自治体があるということは十分承知しております。どうするかということにつきましてはですね、今後、十分検討もした上で進めていかないといけない部分だと思います。誰がどのような体制で見守っていくのかというそういったようなこちら側の体制というのも十分に詰めておかないと、十分な制度にはならないと思いますのでその辺りからですね、まずは検討材料にさせていただきたいということで、ご答弁をさせていただきたいと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） それと見守りの件で、認知症サポーター、約1,000人くらいになっていると思うんです。その人たちにですね、認知症のサポーターになるという志を持って認知症サポーターの養成講座を受けられているんじゃないかなと思うんで、そういう人にも独居老人の人に意志を持って声をかけてもらうような働きかけというのはできないものではないでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議員さんが言われるように、まさに地域の中でそういった視点で地域の住民の方を見守っていただくというのが認知症サポーターの役目だと思いますので、

そういう意味ではもうそろそろ1,000人に近いと思いますが、地域の中にそういう目で見守っていただける方がいらっしゃるというふうには私は考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） それは、養成講座をやったから黙っておっても見守ってくれるという考え方なんでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 認知症サポーター養成講座ではご自身でできる範囲で認知症の高齢者の方を見守っていただくということをお願いをしております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） それ以上の荷はかけられないということではよろしいでしょうか。認知症サポーターの方にこちらから提案してみたいなことはできないということでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 過去に認知症サポーター養成講座を受けられている方にまたお願いするということが可能かと思っておりますので、それについてはまた検討してまいりたいと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 風疹の関係なんですけど、風疹の対象者は先ほどの年代の方であったんですけど、あと対象外でも風疹の予防接種を受けるということになれば、現在までやられとった平成28年8月1日から助成制度があったと思うんですけど、それを引き続きそっちの方で対応するということが考え的にはよろしいでしょうか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 対象の方であれば町の制度の利用は可能でございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 農業の新規就農者、本当にですね、農業をしようかどうか迷われている世帯の方もおられるんだと思うんです。高齢化も伴ってですね。積極的にこういう制度があるんですよというのを打って出るような形はとれないでしょうか。それはどういう制度がありますよということで住民の方が聞かれるのかもしれないんですけど、こっちから打って出るというような農業施策はできないでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 就農関係の相談につきましては今の農村支援センターが直接窓口

となって随時、受付を行っている状況でございます。それから、都市圏におきましては、就農活動ということでそちらの相談窓口にも都会の方でも設けておまして、その中で都会から就農されていらっしゃる方も実際にごございます。地元からご要望がありましたら、支援センターの方へご相談いただければ、先ほど申し上げました制度とか資金とかですね、そういったことはお答えができるだろうというふうに思いますのでよろしくお願ひしたらと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 出向いて行ってそういう説明会を開くということはないというのですか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 就農相談の関係で都市圏の方では、相談窓口を県と一緒にですが、窓口を設けてそこで就農の相談受付を行っておるという状況です。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 最後に虐待のことなんですけど、今、検証がおこなわれているということで、法律もいろいろ変わってきておるし、体罰は絶対いけないということで稲本町長は若い頃から絶対体罰はいけないんだと強く申されておまして、僕らはどちらかという、体育会系だったので少々ケツバットくらいはみたいなことで感じておったんですけど、本当に厳しくそういうことを言われて今の虐待のことも稲本町長がいわれておるような流れになってきておるなど今更ながら感心しておるんですけども、例えば千葉県の場合、アンケートを親に見せるという行為なんですけど、脅されて怖かったと。脅されたら間違いない怖いと思うんですけど、脅されてそういうものを出すというのは、法治国家として体をなしてないんじゃないかと思うんですけど、そういうことは内子町ではそういう脅しがあった時にはどうされるかっていうことを覚悟のほどをお聞きしとったら思います。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問ですけれども、教育委員会がアンケートの結果を見せたということにつきましては、他の自治体のことですので控えさせていただくわけですが、うち教育委員会につきましては守秘義務がまず第一になってまいります。そういう点で仮にそういう恫喝等があった場合にもアンケート調査等については見せないということでアンケートを実施しておるわけですので、その線については守っていかないといけないというふうに考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 強い覚悟で取り組んでいただきたいと思うのと、連絡が取れないということで千葉県の場合は子どもが沖縄に行っているから連絡が取れないということであったんですけど、沖縄に行っているから連絡とらないで済むものなのか。声くらいは聞かんといけんのじゃないかなと思うんですけどそこら辺の対応はどうされる覚悟であるでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今の件につきましても、まず、他の自治体のことですのでこちらの方でどうこうということは、言えませんが、ケースバイケースで連絡をとっていかないといけないようなケースが出てくれば、その必要も出てくるのではないかというふうに思っております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） とにかく将来がある子どもたちの命を大人が責任もって守っていく取り組みが本当に必要であると感じることだと思いますので、子どもも命がけで自分の身を守るんですけど、大人も子どもの命を守っていききたいと今日決意致しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本徹君） ここで暫時休憩します。午後2時から再開します。

午後1時44分 休憩

午後2時00分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、大西啓介議員の発言を許します。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 議席番号1番、大西啓介です。質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問をおこないます。

平成21年1月に稲本町政が誕生され、この平成最後の年に丸10年を迎えられました。おめでとうございます、でしょうか、お疲れさまです、でしょうか。兎にも角にも、10年間ご苦労様です。3期目の途中ではありますが、10年ひと昔とも申します。この10年間を振り返られ、内子町の様々な社会課題に対してどう向き合って、どう対処されてこられたか、良い点悪い点を合わせて自己評価を頂きたいと思えます。また、2年前の町長選挙の際に掲げられた公約、「地場産業の販路拡大」「農家の担い手確保」「林業の六次産業化」「商店街の無電柱化」「町内滞在型の舞台・芸術の誘致」、先ほどの町長施政方針の中でもふれられましたけれども、それぞれに対する進捗状況と、進められていない事業の理由をお伺いいたします。

次に、移住促進事業についてですが、昨年11月に政府は、2019年度より、東京から地方にU I Jターンし、就職・起業した人に対する支援金制度を創設すると発表されました。「地方創生起業支援事業」並びに「地方創生移住支援事業」と呼ばれるもので、今国会で予算成立される見込みです。その内容は、東京一極集中の是正に向け、2019年度からの6年間で、東京圏から地方に移住して就職・起業する人を6万人増やす、という計画です。移住支援金として100

万円。更に、移住先で買い物弱者や子育て世帯の支援、地元産品を使った飲食店の開業など地域課題の解決に繋がる事業を起こす人には、ビジネスの立ち上げを後押しするため、最大200万円を支給するという起業支援金と移住支援金、合計で最大300万円の補助となる事業だそうです。人口問題に直面する地方にとって、とてもありがたい制度になると思いますが、事業主体は地方公共団体となるようです。現在、内子町にも独自の移住支援事業や起業促進事業が存在します。先ほど来より、同僚議員からの質問にもありましたが、更にその支援事業にこの事業を積極的に取り組む意思はあるかお尋ねいたします。また、この事業について、更に詳しい内容を補足していただければお願いしたいと思います。

次に、海外への観光情報発信や経済的な交流について質問致します。現在、松山空港とソウル便・上海を結ぶ国際線が就航しており、近年はこの内子町にも多くの外国人が訪れるようになりました。さらに今年7月には台湾 - 松山直行便が就航し、特にアジア圏からの観光入込数がますます増加することが見込まれます。その玄関口となる松山市では、2007年頃から台北市と観光交流を進めており、2011年からは経済交流にも積極的に取り組んでいます。また愛媛県としても「台北市と愛媛県の友好交流覚書」に調印され、サイクリング活動を通して観光、文化、スポーツ、教育、産業などの分野の交流活動を促進していることは、新聞やニュースで度々取り上げられているとおりです。当内子町もインバウンド対策に取り組んでおります。観光協会として、「ホームページの多言語化」や「QRトランスレーター」の導入、商工会との共同事業として「クレジットカード対応店舗の増加」など。また、「ボイストラ」アプリという通訳ソフトと申しますか、外国語にその場で翻訳する携帯アプリの導入も進めております。つい最近では、前議会において同僚議員から質問があった「観光施設入場料等のキャッシュレス対応」についても、この3月1日より各施設でクレジットカードに対応できるようになりました。そのような状況下において、内子町としても東京圏や国内の主要都市だけでなく、海外、特に松山空港と直行便で結ばれる各都市に対して、観光情報の発信や、特産品の売り込みなど人的・経済的交流も含めて積極的に力を注いでもらいたいと考えますが、財政面や人間的に考えると、正直、町単独ではなかなか難しいとも思います。そこでお尋ねするのですが、現時点で、愛媛県や松山市の観光部局またはそれぞれの観光協会やDMO組織等と内子町が連携し、海外に向けて取り組んでいる事業はあるのでしょうか。あるいは連携の要請はあるのでしょうか。ないのならば、内子町から連携できないかと積極的に打診し、県・松山市とともに海外への観光PRや経済交流を進めるべきだと思うのですが、今後どう取り組んでいかれるのか、内子町としての方針をお伺いいたします。以上、総括質問とさせていただきます。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） ご質問をいただきました大西議員にお答えを致します。この10年間、振り返ってどうかということでございます。町民の皆様方や、議員の皆さん方のお支えをいただきまして、10年間対応させていただきました。心から感謝を申し上げたいと思います。公約に沿って振り返りますと、先ず「子どもたちに夢を」の分野でございますけれども、小田幼稚園、

小田小学校、小田中学校、内子幼稚園、五城保育園、子育て支援センター、また大瀬小学校や大瀬保育園等の新築や、内子小学校プールの改修を行わせていただきました。学校施設の耐震化やエアコンの整備にも取り組まさせていただいて、エアコンの整備につきましては、平成31年度中には完了する予定という運びになりました。また、中学生までの医療費の無償化や、放課後子ども教室、児童クラブの設置など学童保育の充実にも取り組みました。さらに、子どもたちに本物の芸術や文化に触れてもらう活動にも取り組みまして、子ども狂言などの活動に結びついているところでましてございます。英語教育の充実にも取り組みまして、ALTやCIRによる外国語教育の実施、英語検定試験の助成制度の創設などを行っております。今年度は、小学校教員のローテンプルク市での研修も実施したところでございます。今後もさらなる充実に取り組みたいと考えております。

次に、「お年寄りに安心を」の分野でございますが、デマンドバスの運行に取り組みました。福祉バスにつきましては、地域の要望に基づきまして、平成29年度から順次デマンドバスへの転換を進め、今年度すべての路線がデマンドバスの運行に切り替わりました。これにより町営バス路線を含め、町内全域で公共交通網の整備が完了したところでございます。また、加戸病院の誘致や愛媛大学医学部寄付講座による医師の確保にも取り組みました。崩壊しつつあった内子町の地域医療が再生できたのではないかなというふうに思っております。

次に、「働く人に元気を」の分野でございますが、内子産品の販路拡大に取り組んだところでございます。現在は、首都圏、関西圏、海外などへ販路が広がり、それらの地域での売上額は、今年度約1億9,000万円が見込まれているところでございます。町内では、創業・起業支援にも取り組みまして、ゲストハウスやレストランなどの開業に結びついているというふうに受け止めております。また、農林産物等の販売につきましては、平成29年度33億円、平成30年度は35億円を目標にして取り組みましたけれども、昨年の7月の大雨、8月の猛暑、秋の台風等々の影響を受けまして、34億円どまりになったところでございます。一方、情報通信基盤の整備にも取り組みまして、町内全域で光ファイバーを利用できる環境が整いました。これにより、企業立地の条件が整うとともに、移住定住にも寄与するものと考えておるところです。企業誘致の面では、入江工研内子論田工場の設置が決まりました。50人ほどの雇用が見込まれており、2021年3月の操業を心待ちにしているところでございます。論田地区を含む満穂地域では、上水道施設の統合・拡張に取り組んでおり、2020年度には地区全体の整備が完了する予定でございます。これにより、住み続けることができる環境が整い、今後の移住定住の促進に寄与できるものと考えております。

次に、「安心・安全のまちづくり」の分野でございますが、デジタル防災無線の整備に取り組むとともに、防災拠点となる自治会館や消防詰所の耐震化に取り組んでいます。今年度の南山自治会館、吉野川自治会館の新築に続き、来年度は五十崎中央自治会館の新築に取り組む予定でございます。また、地域防災計画を策定するとともに、自主防災組織の設置や防災士の育成にも努めており、内子町防災士連絡会の活動にも力を入れているところでございます。このほか、文化・芸術の分野では、重要文化財上芳我家住宅及び重要文化財大村家住宅の修理を行いました。また、内子座の楽屋や周辺整備にも取り組む一方で、文化財指定に取り組み、平成27年度に重要文化財の指定を受けることができました。さらに、歴史的風致維持向上計画の策定に取り組み、今年

度末の申請準備が整ったところでございます。今後も歴史文化を活かしたまちづくりを進めたいと思います。国際交流、地域間交流の分野では、ドイツ・ローテンブルク市との姉妹都市盟約を締結いたしました。それを記念したドイツフェスタも好評で、現在は1,500人が集うイベントに成長いたしました。同じく姉妹都市である沖縄県宜野座村との交流も活発になっており、相互出店や文化交流を進めているところでございます。2019年度には、防災協定を締結すべく準備を進めているところです。さらに、東京都豊島区との交流も進めており防災協定の締結や、内子製品の販売、内子を知っていただく講座の開設などを行っています。現在は、子どもたちの交流促進について協議しているところでございます。このほか、旧長田小学校を宿泊体験施設「おやまの学校」に整備するなど、交流拠点の整備を進めました。今後も交流人口、関係人口の拡大に取り組みたいと思います。行政運営の面では、財政の健全化に取り組みました。県内自治体の中でも現在、健全度の高いランクになりました。しかし、今後地方交付税が減少する中で、公共施設等の維持管理には多額のコストがかかることが見込まれており、今後も厳しい財政運営が予測されますが、引き続き健全化に取り組んでいきたいというふうに思っております。以上、この10年間に実施した施策を振り返りましたが、商店街の無電柱化などまだまだ実現していない課題もあります。災害への備えをもっと進めなければなりません。なかなか自己評価は難しいところではございますが、この10年間に、内子フレッシュパークからりが全国6か所の「モデル道の駅」に選ばれたり、内子町が文化庁長官表彰を受けたりいたしました。平成28年には、『内子町のまちづくり』愛媛出版文化賞を受賞いたしました。平成29年には、内子町が自治体国際交流表彰（総務大臣賞）を受賞いたしました。さらに記憶に新しいところでは、昨年「からり直売所出荷者運営協議会」が「農林水産祭」むらづくり部門で内閣総理大臣賞を受賞したり、「広報うちこ」が全国広報コンクールで内閣総理大臣賞を受賞いたしました。内子町の活動が、外の方から高い評価を受けることは、町民の皆さん方にとっても自信や誇りに繋がっていただければいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

2つ目のご質問の2年前の3期目町長選挙の際に掲げられた公約についてお答えを申し上げたいと思います。まず、一点目は、地場産業の販路拡大でございます。町内で生み出された優れた製品の販売を通じて町の活性化を図るため、事業者自らが行う町製品の販路開拓に要する経費の一部を補助する制度を、平成27年度に創設し、平成27年度は5事業者、28年度、29年度、30年度はそれぞれ10事業者、延べ35事業者へ支援を行っております。助成の主な活用は、国内はもとより、海外にも広がっておりまして、国内では東京、大阪、名古屋の三大都市圏、海外では、台湾、フランス、東南アジア、マレーシアなど物産展や商談会への参加を実施されており、その出展料や旅費等の実費の2分の1以内を経費に充てられております。平成22年度から町製品の販路拡大のために、町が実施している首都圏や関西圏などでの物産展に同行された事業者の中には、参加を契機に営業、販売力のスキルアップにより、積極的な営業活動が展開されておるところです。なお、これまで出店している事業者12社の首都圏、関西圏、海外での昨年度の売上高は、約1億5,600万円に達し、今年度は、1億9,000万円を見込んでおり、制度を活用していただく事業者の拡大とともに、支援を継続したいと考えております。

2つ目の農家の担い手確保でございます。内子町の農業の将来を支える担い手づくりのために、新たな農業後継者の育成・支援を行うとともに、農業経営の規模拡大、生産方式の合理化等の効

率的・安定的な経営を行う認定農業者への支援を進め、地場産業の活性化及び定住者の増加をめざしているところです。総合計画の前期目標の達成に向けては、30年度265人、法人30を掲げ、支援センターを窓口、就農相談、年に5、6件を受け付け、担い手確保に取り組んでいるところでございます。30年度の実績では、227人、法人17と目標を下回る状況にありますが、首都圏での就農相談による新規就農者、累計6人に結びついた実績もあり、滞在施設を活用して、研修先の確保、営農指導など就農への支援を行い、担い手確保に努めてまいりたいと思います。

3つ目、林業の六次産業化でございます。内子町は豊富な森林資源を有しておりますが、近年の価格の低迷から林業経営は厳しい状況にあります。そのため、素材生産、木材加工と住宅建築事業、マーケティング事業を一体化、林業関係者に還元できる仕組みづくりとなる「林業の六次産業化」に取り組んでいるところです。素材生産では、小田原木市場の木材取扱量は林業認定事業体への支援等により増加しておりまして、木材加工においては、一般建築材に適した材は製材業者へと、建築に向かない低質材はバイオマス発電所の燃料となる木質ペレットに加工されるなど、間伐材の搬出作業も進んでおり、低質材の価格引き上げも行われております。マーケティングにおいても、町産材の品質を消費者に認知してもらい、利用促進が図れるよう関係機関と連携し進めております。また、林業六次産業化を進めていくなかで、基軸となる「内子版地域商社」の設立については、「旧株式会社小田森林ログハウジング」を、昨年4月に社名を「株式会社内子・森と町並みの設計社」に定款変更され、新体制での計画を進められているところです。町では、町産材の普及振興を図るため、町産材利用住宅への補助、未利用資源を活用した新たな商品開発等、地域商社等とも連携を図りながら林業の六次産業化にむけて取り組んでいるところでございます。

商店街の無電柱化についてでございます。目的としましては、商店街通りの防災上の観点からの安全性の確保、また景観の整備という観点から、商店街の無電柱化について、現在、その協議を進めておるところでございます。各電線管理者と協議を進めておるところでございますが、その方法など解決すべき課題がまだまだ多くございます。現在、商店街の水道や下水道、雨水管など、地下埋設物の調査を進めているところでございます。今後は、その調査をふまえ、電線を地下埋設する方法の検討など、電線管理者と引き続き協議を進めてまいりたいと考えておるところです。

最後に、町内滞在型の舞台・芸術の誘致についてでございます。まず、実績といたしましては、平成29年度に「立川志の輔」師匠のお弟子さんである「立川志の春」さんに、1週間内子町に滞在してもらい、落語の講座と落語会を開催致しました。滞在期間中には、内子小学校・小田小学校、内子高校のワークショップやみどり苑において、出張公演を行って頂き、大変好評でございました。

次に、誘致の取り組みでございますが、本年1月19日、20日の両日、四国学院大学・演劇コースの方に、内子座において演劇練習のための合宿をしていただきました。来年も、四国学院大学と内子座で稽古を行い、両劇場で公演を行う予定です。今後も、同様の取り組みを継続しつつ、包括協定の締結も予定しているところです。そのほか、京都造形芸術大学、東京藝術大学とも、演劇だけでなくいろいろな方面で連携することを現在協議中でございます。細部に渡りまし

ては、答弁漏れがあるかもしれませんが、以上で答弁とさせていただきたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 私の方から2つ目のご質問であります、移住促進事業についてお答えをさせていただきます。議員ご指摘のように、東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、地方における起業、U I Jターンによる起業・就業者を創出する地方公共団体の取り組みを地方創生推進交付金で国が支援する制度、地方創生起業支援事業及び地方創生移住支援事業がお尋ねの事業に該当するかと思います。今国会で予算案が審議されおまして、予算が成立すれば、実施をされるというふうに考えております。ただし、この事業につきましては、県が主体となって地方創生推進交付金を活用して制度設計を行うというものでございます。ですので、町独自が制度設計できるものではないということでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、人口問題に直面する地方にとっては、本当にありがたい制度だと考えておまして、現時点で、県から補助要綱等は示されておりませんが、今後の動向を見定めながら、県との連携ができることが可能でしたら内子町としても積極的に対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上で私からの答弁とさせていただきます。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

〔高山重樹町並・地域振興課長補佐登壇〕

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 私の方からは海外への観光情報発信や経済的な交流について答弁をさせていただいたと思います。まず最初に内子町が観光について、愛媛県等と連携し海外に向けて取り組んでいる事例についてですが、町としては、愛媛県2団体と国2団体に加入、また拠点地区に指定していただき、各事業に連携しながら海外からの誘客に取り組んでおります。愛媛県では、事業の中核でもあり国と連携した外客誘客促進事業で、シンガポールや香港などから旅行会社やブローガーなどを招請したツアーを行い、内子町に立ち寄ってもらっております。特に韓国チェジュ航空会社L C Cが松山に就航してから、昨年度を比較しても倍以上の観光客獲得に恩恵を受けております。国が選定した瀬戸内ルートの観光振興をしている「せとうちDMO」では、内子町は「松山・内子」という広域観光拠点地区に指定されており、「フランスを対象とした内子町魅力発信プロモーション実施委託事業」など広域連携の中でも、特色有る地区として高い評価を得て、インバウンド振興事業に参画しております。四国ツーリズム創造機構が事務局を担っている広域観光周遊ルート形成事業、「スピルチュアルな島～四国遍路～」は、平成29年度「外国人旅行者のための2次交通周遊プラン実証事業」に取り組み、J R四国を利用する外国人観光客の2次交通対策を行い、町内周遊ルート開拓に取り組みました。

次に、経済について愛媛県と連携し、海外に取り組んでいる事業ですが、町では、販路拡大の一環として、平成26年度から台湾を皮切りに販売促進を進めてきておりますが、ご指摘のとおり、町単独では輸出のノウハウもないことから、愛媛県との連携事業により販売を開始いたしました。現在では、現地バイヤーとの関係性も築けているため、事業者自らが営業を展開されており、一部の事業者では輸出額が全売上の18パーセントを占め、2025年には輸出比率を50%

に拡大を目指されています。地場産業の販路拡大でも答弁がありましたように、販路開拓制度を利用した事業所の海外の販売は、24年度の売上高が約230万円であったのに対し、27年度の支援制度創設時には、1,600万円となり約7倍に、また、3年目となる29年度は、3,450万円となっております。そのほか、台湾以外に、マレーシア、オーストラリア、アメリカといった諸国での輸出案内も愛媛県からきており、関心のある事業者へ案内し、町と連携し商談会に参加するなど取り組みは始まっているところでございます。今後の内子町としての方針ですが、愛媛県と松山市は、県下最大観光資源、情報発信力を有しており、今後も連携を深め経済観光交流を推進していきたいと考えます。以上、私の方から答弁させていただきました。以上で終わります。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） ご答弁ありがとうございます。町長の10年間についてなんですけども、1期目の終わりに、2012年9月の定例議会ですけれども、武知議員からの質問で自己採点60点とお答えいただいております。この10年振り返られて、何点とされますか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） その時にもお答えしたんですけども、60点なのか30点なのか分かりませんが、これは町民の皆さんが評価して頂ければ、それで私はいいいというふうに思っています。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。先輩方を差し置いて、私のような新米議員が偉そうなことをお聞きしたんですけども、そこはご勘弁いただいて、実際内子町はこの10年を含めまして、素晴らしい町ですし、町外からの評価も高く感じとります。先ほどの町民に評価いただければいいということについては、それは間違いないと思うんですけども、公約については、あれはどうなっているのかこれはどうなっているのかという意見を町民の方々から何うのも、また、事実です。この10年というタイミングで、また3期目の折り返し地点ということで、町長の思いを伺ってみようと思いました。また、踏み込んだ話は、またの機会にさせていただければと思います。

続きまして、移住促進についてなんですけども、まだ国会で成立していない事業ということもありまして、私も県が制度設計するというのは、今初めて知りました。内子町として積極的に取り込んでいきたいというご意見をいただきましたので、是非ともいろんな支援策と合わせて、今でも十分な支援策かもしれませんが、まだまだ移住していただく方には、あればあるほどいい施策だと思いますので、取り込んでいただきたいと思います。そんな中でですね、先ほどの最初の町長のお話しにもあったんですけども、内子町のホームページの中の移住のご案内ページ、この質問を機に私も移住する人間と見立てて、いろいろ町のホームページから、また、グーグルとかヤフーとかそういう検索サイトで調べてみました。内子町、移住で。内子町のホームページが3ページ程、上に出てきまして、その後に県の移住促進ページ、e移住ネットというのが出てきて、その後には、地域おこし協力隊でいらっしゃる清水さんのブログが2ページ位続いてあって、一

番上から見ていったんですけど、やっぱり見にくい、情報が伝わりにくい町のホームページでした。町長のご挨拶の中でもあったとおり、リニューアルするということですので、ポータルサイトとして、移住したい人たちから見て、本当に欲しい情報が手に取れるようなホームページにして頂きたいと思うんですが、その設計について現在どういうふうな形で職員がつくるのか外部にお任せするのかそういう方針が決まっていれば教えて頂きたいと思います。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 議員がおっしゃるように、移住者の立場になったときに、いろいろな内子町の情報が手に入るような、総合的なトータルサポートサイトの構築を目指して、今まさに、アップ寸前までいっております。当然、業務につきましては、委託をさせていただきましたが、これから情報をそこに盛り込んでいくのは職員でございます。情報を盛り込むための研修も先日、職員を対象に実施いたしました。これにつきましては、オープンデータという一つのものの活用も含めてですね、これからウェブ上でどう内子町の情報を発信していくのか、さらに、誰でもわかりやすい内容にしていこうというふうな構築をすればいいのかという研修もおこなってきたところでございます。もう少ししましたらですね、リニューアルいたしますので、期待をさせていただいたと思います。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） もうアップ寸前ということで、形はできあがっているんだと思います。以前、私も移住希望者の相談を受けて役場をご紹介したときにですね、役場の担当課としては総務課が受けていると。担当の職員として、当時はお一人の方がされていました。町の結構力を入れている事業として移住促進をやっていると思うんですけど、当時は職員1人の方で、しかも問い合わせが多い時期には、その対応で一組に対して時間を取られる割合として、一組で2日間時間を取られてしまうとか、そういう悩みとか、結構大変な仕事なんですという話も伺っております。今、職員の体制として、どういうふうに移住の相談をお受けされているのかお尋ねします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 現在、政策調整班の中に移住定住推進係を置きまして、専属で1名置いております。以前はですね、総合調整係がそういったところも担っておりまして、非常に忙しい中で兼務の状態、移住の相談とか、現地の案内など対応しておりましたけれども、現在1名増えまして、当然、総合調整係には専属の係長も配置を頂きましたので、かなりそういう面では余裕ができたというところでございます。今はですね、移住希望者に対しましては、丁寧に現地案内、制度の案内もさせていただいている状況でございます。移住の相談についてもですね、コンスタントに年間50件前後承っていて、現地の案内も徐々に最近増えているというような状況でございます。併せて先ほどから、小田地域の振興でありますとか、農業関係の支援制度でありますとか、企業支援の制度でありますとか、総務課以外にもいろいろな関連した支援制度がございますので、そういったものも1つのパッケージとして、希望者に提供できるようなサイトに

もしたいなと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） まさに私が言ひたいことなんですけども、ワンストップでいろんな情報が手に入るサイトにしていただき、来られたときにも一カ所で1人の担当の方から様々な情報が手に入るような仕組みづくりをお願ひしたいと思ひます。

続いて、観光促進事業についてですけれども、海外についてですね、特に7月から台湾に直行便が就きます。愛媛県も松山市も結構いろんな所でセミナーをやったり、台湾に行って交流会をやったりされています。内子町として特に台湾でこういうことをやるんだっていうことは、考えられていませんか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 今、産業振興課の中で、インバウンド事業ということで、農泊も含めた事業の展開をおこなっております。特に販路の拡大については、先ほどご説明したように事業者の物産の関係の事業に加えまして、今度新たにマレーシアなど含めて東南アジアからの町内観光を目指すということで、農泊事業を展開しております、その国々の方をお招きして事業展開をしていきたいというふうに考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 台湾ということなんですけども、韓国の直行便が就いてから韓国の方がすごく観光客として見られていますけども、5年前と比べて、松山市のデータですけども、韓国の入込客数は3倍です。対しまして、台湾の方が5年前と比べて10倍になっています。直行便が就く前から10倍になってまして、直行便が就いたらこれ、どうなることかと思うぐらい松山市には入ってくるんです。その対応を今からお願ひしたいということと、併せまして、先ほどの移住の話とかは地域人口を増やすということですけども、こういう観光のお客さんを増やすということは交流人口を増やして、経済的に、地方交付税も減ってくるという中で、どういうふうに税収を上げていくかという考え方からも、そういう地域人口、交流人口を増やしていくという様々な政策施策が必要だと思っております。そういうことをお願ひいたしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私の方から今の観光について補足をさせていただきたいと思ひますが、県内の町村長会でもですね、エバー航空対応をどうするかということで、特に内子なんかは、四国でも最高のスキー場があるわけがございます。台湾のお客様が来ていただき、1週間くらいスキーにかかわっていただければ、素人でも滑れるようになって帰っていただくという仕組みをどう作っていくか。あるいは、松山道後温泉、城山だけでなく、もう1泊、もう2泊するためには、内子あるいは南予で宿泊をどういうふうにしていただけるか。お金をどういうふうにい意味で落としていただけるか、その仕組みを真剣に考えようということでアクションを起こそう

ということにしております。また、南予の市長、町長が先般、集まりまして、チェジュ航空さん、そしてエバー航空さんにどういふふうにアプローチしていくか、美しい海があり、おいしい魚があり、歴史もある。もっともっと我々で前のめりになって動いていこうやという話を先般したところでございます。これから具体的に詰めて乗り遅れないようにですね、早く手を打たなければいけないなというふうに思います。以上でございます。

○議長（山本徹君） 次に、寺岡保議員の発言を許します。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

〔寺岡保議員登壇〕

○14番（寺岡保君） 3月議会にあたり、町政の諸問題について一般質問を2点だけさせていただきます。皇位継承に伴う10連休について。「10連休保育所どうするうちの子。」皇位継承に伴い、4月27日から5月6日間で10連休となる今年の大規模連休。県内の施設の多くは、土曜日の27日以外は休園になる見通しで、県内の自治体が休日保育の実態や受け皿をどうするかで頭を悩ませている。受け皿は用意したいものの需要がどれだけあるか分からず、保育士確保の見通しも不透明。愛媛新聞に、県内の対応が記載されていましたが、内子町では、どのような対応にするのか、また保護者に対しどのような対応を説明するのか伺います。

次に、歴史民俗資料館について。龍王公園に五十崎歴史民俗資料館があります。現在、閉鎖されています。あの資料館は子どもたちが昔の道具とか農作物の事など、勉強する場所でした。あの資料館の中のものはどうなっているのでしょうか。旧五十崎の時に出来たものですが、寄付を受けた昔の資料が現在も残しているのであれば、皆に見えていただけるように、風物館に展示してはと町民の方から要望もあります。現在、資料館の中はどうなっているのか、また今後どのようにしようとしているのか伺います。以上で、質問を終わります。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私の方からは、10連休中の保育についてお答えを申し上げます。天皇即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律の施行により、本年5月1日それから10月22日が休日とすることとなっております。これらの休日となる日は、国民の祝日に関する法律に規定する国民の休日になることに伴い、祝日に挟まれる4月30日、そして5月2日についても休日になります。保育園については通常土曜日は開所をしておりますので、最大9連休となります。この9連休では、通常、休日等に勤務を必要としない保護者であっても、休日が長期にわたることから出勤が必要になる場合が想定されます。内子町におきましては、今般の9連休に限り、休日となる4月30日火曜日、5月2日の木曜日については、内子町の保育園5園すべてを開園する方向で現在検討をしているところでございます。保護者へは、4月当初に各保育園で予定されている入園式にあわせて詳細を説明できるよう対応してまいりたいと考えているところでございます。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

〔亀沖明義自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（亀沖明義君） 五十崎歴史民俗資料館の現在の状況、今後の利用について答弁させていただきます。五十崎歴史民俗資料館には、合併前の旧町時代に収集、寄贈、寄託などされていた829件、1,788点の民俗資料があり、平成23、24年度の「地域活性化交付金」を活用して分類や目録作成、データ入力などの資料整理を行い、収蔵しております。しかし、議員ご指摘のように、この資料館、平成20年1月から休館としておりますが、ふるさと教育として小・中学校の授業や、町民等からの見学依頼の折には、職員が出向いて説明を行うなど、対応しています。また、町内で開催される企画展等で必要なものがございましたら、資料の提供をおこなって貸し出しをして、多くの方に見ていただいているところでございます。今後の利活用におきましては、議員の提案も含めて前向きに取り組んで参りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） この10連休の事に関しましては、私とこは読売新聞をとっておりますので出ておりませんでした。そしたら愛媛新聞をとっておるお母さん方がもってきてもらって愛媛新聞にはこう書いてあるんじやが、内子町としてどのようになっておるのか。その内容が分からないと。他のところは松山とか、いろんなところのは出とるんじやけど、この新聞には内子町のことは出てないんですよ。だから聞いてみてくれんかということでこれは町民の要望からの、私宿題をいただきましたので、これはどうしてもやっておかないかんのでちょっと言わせていただきましたけど、できるだけ早いうちにアンケートをとってやるところもあるように書いてありますけど、内子町はアンケートをとるようなことはなしでやるわけなんですか。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（山本徹君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 内子町では、アンケートという形で要望調査をするのではなく、4月に入りましてしっかり説明をさせていただいて、申し込みを取らせていただくということで対応していきたいと思っております。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） そしたら、保護者の方に直接聞いてやるということなんですね。分かりました。そのように伝えます。

それから、歴史民俗資料館、続けていきますけど、これ寄贈された方は、何も言われないうんですけど、何も言われんいうか話は出ておるんですけど、あの歴史民俗資料館の中に五十崎の歴史のものですから、借りとするものがあると思うんです。あげたのではない、預かっておるといふか、借りとするもの。これをもしあそこを開けんのじゃったら戻してくれという要望が出ておるんです。私はそれはちょっと難しいんじゃないかなんかということは言うてはおるんですが、私昨日、凧博物館の方に行ってみました。そしたら凧博物館の中に左側の奥の部屋には、美平さんの絵がかかっております。それから玄関はまって左に五十崎町の方が作られた下駄とかいろんなものが飾って

あるショーケースがありますけど、今はあそこには下駄は2つしかありませんでした。あとは広告みたいなんや、新聞みたいなんが中にはまっているだけで、何も無い。それから右側の部屋は何もない。ただあるのは、内子の芳我邸と言われたのかな、にあったショーケースを2つおいてあるぎり地域協力隊の方とはお話しはできなさんですけど、おられませんでしたから、あそこの従業員の話では地域協力隊の方も困っておると。何を置いたらいいかと。そしたらなぜ、内子町は新しいものごりを好むけど、僕に言わせたらあれだけいいものがあるんですから、古いものをやっぱり子どもたちに見せて勉強してもらおう。あの龍王の歴史博物館については、私らが知っておる限りでは子どもの遠足というたら1年生と2年生は必ず龍王城いつも。それであそこのお金はいりませんので無料ですから、そして管理をしようとした人もボランティアで管理をしようとした。無料でしたのであそこへ遠足に行ったら、たいがいあそこにはまって子どもが勉強しようとした。普通の時でも子どもらもいっぱい行きよったと。今は全然。さっき答弁であそこは連絡があつたら開けますとか言われたけど、何十年も開いた覚えはないんですが、泥が戸のところにはいっぱい詰まって掃除もしてない、何もしてない。私行ってみましたから。打ち合わせの時も言ったと思うんですが。あそこは貴重なものがあるんですよ。ですから、あれをなぜ、下に下ろさないのかなど。全部いっぺんに下ろすといたら、広さがありませんから、やっぱり貴重なものは預かっておる以上はそれなりにみんなに見てもらうために寄贈をされたり預けたりしておるわけなんですから、新しいものばかりをそろえるのではなく、あそこにあの中にはまっておる五十崎の歴史的文化的品物を私は置くべきじゃと。今、凧博物館の入場者数が年間1,700人と。1日平均5人。これでは電気代もないんじゃないですかということをお尋ねしたら、お客さんが見えてない時には電気は消しておりますと。そしたらあなたらは何をしよるんぜと言ったら、私は掃除ですと。掃除代で稼いでもらいよるんかなど。そうじゃないでしょうと。どうしてあそこに1部屋あいてるところに何かやっぱり学校が廃校になったりいろんなことがしてショーケースなんかも余っておると思うんですよ。どこかには、それらを集めてやっぱり古いものをいれるわけですから、新しいものを入れるのではなく、古いものをさがしてきて古いものを入れて、やっぱり古いものをみんなに見てもらって昔はこうじゃったんよ、ああじゃったんよということ子どもたちに勉強をさせてやりたいなと私は思うんですがいかがでしょうか。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 凧博物館の方を管理しておりますのでちょっと答弁させていただきたいと思います。凧博物館ではありますけど、凧の歴史は五十崎の歴史や文化とか伝統にも密接にかかわっていると思いますので、ぜひこの機会にはなりますけど、五十崎の凧博物館の運営委員会とか有識者の方の意見を聞きながら、管轄しているのは自治・学習課なんであれなんですけど、もしよろしければ、展示をしていく方向でまた入って来られるお客さんの入込数を増やしていきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） それは、言い訳みたいなことは言わなくていいんですよ。私も聞き取り調査はちゃんとしてここに立っておるわけですから、それはやりますいうていつまでにやるんで

すか。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 協議をしてから始めたいと思いますので、早急には、できないと思うんですけど、近々協議をして行いたいと思います。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） 協議をしてからいうてそれはいつするんですかといひよるんです。そんなあやふやなこと言われたって私は相手に答えようがない。みんなそれで信用すると思いますか、町民の方が。私はそうじゃない。やる以上はちゃんとしたことを言わなんだら、またええ加減なことをいひよらいと、それではやっぱりいけないと思うんです。あそこは結局閉まってから長いですから中身はどうなっておるんですかと言うたって中身がどうなっているとも言わない。ただ、なんぼ数がありますという。そうじゃないでしょう。あそこの中身のものはどうなっておるんですかと聞きよるんですから、それは大事なものもあるでしょう、捨ててもええようなものもあるでしょう。あんたらそこまで調べてないんでしょう。ただ帳面の上で数がなんぼある、こっちがなんぼある、私はそういうことを聞きよるのではない。町民の方からの要望でこれいひよるわけなんです、はっきりしたことをしてもらわなんだら、みんな信用するわけないと思うんですが、そこらあたりどうなんでしょうか。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 現在の状況でございますけれども、展示が皆さんにご覧いただけるように、展示しております。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） 展示をしてあるのはわかります。でもカーテンが閉まっておるけん、中は見えませんでしたけど。ただ、当分開けたような恰好はない。そんな恰好ぎりじゃない。どうせじゃったらなぜ外の方も掃除せんのですか。人が見せてくれと言われた時にゴミだらけ。芝だらけ。歩けもせんような滑り転げるようなところに連れて行って見せるんですか。そうじゃない、お宅がいわれるようにじゃったら、ある程度はきちんと掃除しとかにや。これが人に見せられるよう状態で、お金はあそこは無料ですから、お金はいただきませんけど、やっぱりかっこ悪いと思いません。ある程度は行って管理もせなんだら。こないだ初めて行ったくらいでしょう。私が行ってから。あれから初めて行ってみましたと言われましたけど、本当なら担当なら担当らしく月に1回くらいは行って、ちゃんと玄関の掃除くらいはしていつでもお客さんがきて見せてくださいと言われたら見せるのが普通じゃないですか。学校なんかにもこういう資料がありますよ。五十崎の歴史はこうじゃったんですよと。五十崎の子どもらにも説明するくらいな私は課外活動としてそれくらいなことはしてもいいと思うんですけど、どうなんでしょうか。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議員のご指摘のとおりですね、十分な管理はできてないというふうに思っておりますが、今後その辺も含めてですね、前向きに検討していきたいと思っております。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） それを最初に言うてもらったらいいんですよ。私は無理なことを言っているわけじゃないんです。これは町民の方から、品物を昔のものとはいえ、お金になるものもあるんです。それを無理に寄贈してもらっておるわけですから。ただ、それだけじゃない、預かっているものもあるわけですから。高いものがあるけん、あれ戻してもらったらいいかという話が出ておるんですよ。それができんのじゃったら凧博物館に飾ってみんなに見てもらったらいいというんで凧博物館の方に昨日行って従業員に聞き取り調査をしてここに立っておるんです。右の部屋、1部屋空いておるんですけど、あれは何に使うつもりで空いておるんですか。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） すみません、右の部屋というのは、入ってさざんかの向こう側のところですかね。今度ですね、木蠟資料館の上芳我の方で小野学芸員というのがいるんですけど、そちらの方が和紙の方を今度展示するというのは聞いております。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） 和紙の方の何いうて自分も分らんのですか。そうじゃないでしょうという。あそこの資料館の中身はどうするんですかと。みんなに見せないんですか。どこにも出さない、あれは内子にもっていったっていけないのですよ。五十崎の歴史の道具ですから。五十崎の人に寄贈されてもらっておるんですから。あれを内子の方にもって行って飾られたってなんちゃおもしろいことない。五十崎のものは五十崎にちゃんとおいていただいて、子どもにも五十崎では昔はこうだったんよとああだったんよと勉強の場にせないけん。地域協力隊の方が頭うずかしとるくらいで何飾ろうかというて頭うずかしとって困っておるんですかというてあそこの方が言われるんですよ。じゃけん、あそこが空いておるからあそこに置いたらどうですかといよるのよ。紙のやつだったら内子でもいいじゃないですか。内子になんぼでもある置くとこくらい。それはもっと考えてもらわにや。五十崎のことは五十崎のことは。内子は内子の町の資料館というのがあるんですから。五十崎の資料館をあそこに置いておくんじゃったら、地域の周辺整備をしてきちんとしていつでもだれでも見れるように。拝観料ももらおうし、電気代も水道代も昔は町がだしよったんですけど、今は閉まっておるから電気代も水道代もいりません。エアコンをたまにかけないかんで電気代は若干いりよるけどこれは積立か何かのお金があるからそれでやりよるんじゃということをお聞きしておるんですけど、はっきりしたことはちょっとそのお金のことは分かりませんが、もうちょっと五十崎の資料館のことを考えていただいて凧博物館に少しでも下せるように、新しいものごりを選ぶんじゃなしに、下ろしてみんなに見てもらって初めて値打ちがでると思うんですけど、ぜひともそのようにお願いをしたいと思います。

○教育長（井上淳一君） 議長。

○議長（山本徹君） 井上教育長。

○教育長（井上淳一君） 確かに、五十崎の歴史民俗資料館につきましては、教育委員会の自治・学習課が所管しておりますし、ちょっと課長も言いましたように十分な手入れができてないというのも現実であります。凧博物館につきましては、町並・地域振興課が所管ということで部署がまたがりますけれど、五十崎の歴史民俗資料館につきましては、寄贈いただいた、いろんなものが先ほど課長が答弁しましたように、玄関ですとか、展示室とか、収蔵庫、さまざまところに展示ができるように、スペースとして保存をしております。ですので、議員ご提案のところは、五十崎のそういった委員会等を諮りながら早急に対応できるように前向きに取り組んでまいりますので、それがいつなのかというのも聞かれると思うんですけど、来年度からでも動けるように対応していきますのでご理解をいただいたらと思います。よろしくお願ひします。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） くどいようですが、ええ加減なことではいけないのですよ。いつまでにやるか、これが一番大事なことであって、検討します、考慮します、これなら何年経ってもできるわけがない。いつ頃までにということを書いてもらわにゃ、それはいけないと思うんですよ。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 大洲和紙の方は五十崎の大事な産業だと思いますので、そちらは右側の方でやるとして、左側の研修室が空いてると思いますので、そちらの方で展示をしていきたいと考えております。また、来年度にはしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） 左側の部屋があるというて玄関からはまって廊下の広いところに陳列台がおいてあってその行ったところのつきあたりですか。美平さんの絵が飾ってあるのはかなり広いところに飾ってはあるけど、そしたら、玄関からはまって左行って奥なんですか。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 玄関を入りましてすぐ左側に陳列があると思うんですけど、その左側に扉がありまして、すぐそこに大きな部屋がありますので、そちらの方を考えております。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） もう何べんも言いません。間違いはないんですね。そしてそれはいつ頃の予定か。そこが大事なんです。考慮します、検討しますでは、私はあとには引きません。私も議員として今まで長いことやらしていただいておりますけど、議員は命をかけてやっているんですよ。考慮しますじゃ、検討しますじゃ、これでこらえられるわけがないでしょう。一般質問に立った以上は。

○教育長（井上淳一君） 議長。

○議長（山本徹君） 井上教育長。

○教育長（井上淳一君） 凧博の方は、研修室というところが空いておるようですが、展示するんじゃないらどんなものが展示したらいいのかとかレイアウトとかそういったところも検討しなければなりませんので、新年度から平成31年度に入りましてから、やらせていただくように、その時期につきましては、早めに対応させていただきますのでご理解をいただいたらと思います。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） そしたら来年度早めにということでしたら、5月5日の凧あげ頃には展示して観光客の方に五十崎の歴史を見ていただいているようにするんですかと。そうでなければ困ることが起きませんか。よう考えてから答弁をしてくださいよ。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） ご指摘のとおり、5月の5日にはいつもだとさつきの展示会をあそこですでていると思いますので、そこら辺を運営委員会の方で線引きとかそういうのを考えながらおこなっていきたいと思っております。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） 再々すみません。次から次に、妙なことを言わないようにしてください。さつきの展示会があるじゃないことは初めてきた。それじゃったらそれでもっとはよ言うてもらわなにか。いつまでもかかりよらんのに。ああそうですかというて終わるんじゃないけど。それは今言うたっとう飾のようにしますというたんですから、さつきの展示会いうたっくいけんでしょう。教育長が言葉にしたんですよ。ですからそれはそれとして、またさつきの展示会なら展示会で廊下が広いんじゃないけん廊下の方に置いておたらいいじゃないですか。さつきじゃたら部屋の中の方で養わいでも、廊下に並べとったら。あれだけ広い廊下ですから。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 凧博物館の方に運営委員会がありますので、運営委員会の方と協議して実際に決定してからおこないたいと思います。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） そしたら、協議会とはいつ協議をするんですか。5月5日には間に合うようにできるんですか。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 4月に入ったら行う予定ですので、ずっと常時展示というのは、それもできますけど、会の時には場所を変更するとかそういうのをしながらしていきたいと思っておりますので、その辺はまた運営委員会の方に提案していきますので、すみませんがよ

ろしくお願いします。

○14番（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡保議員。

○14番（寺岡保君） それはここで決めておかなんたら、運営委員会にはっきり言えるんですか。議会でこう決まりましたら、このようにしたらどうでしょうかということと言わなんたら、運営委員会で蹴られたらどがいするんですか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） その施設の管理運営につきましては、その運営委員会というのがありますから、どういうふうなものをどこに展示してどのくらい期間やった方が一番効果的なのかと大勢の人に見てもらうためにはどういう方法がいいのか、場合によっては少し備品みたいなものを取り揃えないといけないということもあるかもしれません。4月に入りましたらその運営委員会でそういう方向も検討して早急に町民の皆さん方に見ていただけるようにしたいということでございますので、ぜひ、ご理解をいただきたいというふうに思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本徹君） ここで暫時休憩をします。午後3時25分から再開します。

午後3時14分 休憩

午後3時25分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。それでは通告に従いまして、本日最後の一般質問を行いたいと思います。6番目ということで、私自身も含めて、少々疲れが出ている方もおられると思いますが、住民福祉の向上のため、精いっぱい一般質問をしたいと思いますので、最後まで、お付き合いいただきたいと思います。

それでは、1番目に指定管理者制度についてです。指定管理者制度は2003年地方自治法改正により住民サービスの向上や、経費削減等を図ることを趣意として、住民の利用に供する公の施設の管理運営を民間の業者にも行わせることができるようにする仕組みとして導入されました。内子町でも道の駅から、小田の郷せせらぎのほか、大瀬の館、ソルファオダスキー場などの町の公の施設を、管理期間を原則5年として地元自治会や団体、株式会社などに指定管理料を支払い、管理を委任しています。総務省によれば、指定管理者との間に、自治体が要求するサービスが確実に利用者に提供されるよう、あらかじめ施設に応じて協定を結んでおくことが望ましいとされ、中でも指定管理者の責任範囲を明確にするため損害賠償責任の履行の確保に関する協定を

締結し、大半の施設で責任範囲が明確化されています。また、指定管理者に運営の一切を任せきりにするのではなく、第三者から客観的な評価を行い、要求されるサービスが提供されているかどうか、常に監視を行うことが望ましいとされ、2015年の総務省調査でも市区町村で約71%の施設で評価が実施されています。(1)指定管理者を指定して町が指定管理者制度で民間業者等に管理させている「公の施設」全般に関して、設置目的に見合う住民サービスが行われているかなど、指定期間内での中間的な見直し、モニタリング、指定管理期間終了時の評価はどのように行われているのでしょうか。次に、龍王公園内にある宿泊と温浴施設のあるオーベルジュ内子については、1泊一人2万5,000円の宿泊料金であるとか、数千円のランチであるとか町民の誰が利用するんだというような声をよく聞きます。隣接した温浴施設についても、利用料金が一般は1,000円のところを町民は500円、シルバー割引で300円など町民には利用しやすい料金設定にはなっていますが、脱衣場が狭い、入浴したあとにゆっくりとくつろげるスペースがない、飲料の自動販売機がないなど不満の声も多数聞かれます。そこで、私は先日担当課である建設デザイン課を訪ね、指定管理者との間の協定書や事業報告書を見せて欲しいと依頼したところ、担当者からは決算書しかないと言われました。決算書は渡せると思うが、課長らと相談してからということで、単年度で600万円の赤字ということを確認したのみで、その場ではひとまず了解しました。オーベルジュ内子に関して、設置目的と指定管理者への現時点での評価はいかがでしょうか。次に、旧深山荘の設置目的と指定管理期間終了時の評価はいかがだったのでしょうか。4番として新深山荘計画に関して住民サービス向上のための具体的な内容はいかがでしょうか。

2番目にエネルギー需給についてです。2011年3月11日の東日本大震災と福島原発事故という世界的な未曾有の大災害から、この3月で丸8年になります。世界的にはドイツや台湾などで、脱原発の流れが加速し、ヨーロッパや中国、アメリカでも太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電が広がっています。しかし、経産省と現政権は原発をベースロード電源として、原発の再稼働を推進し、現在3%である原発のシェア率を2030年台に20%を維持するという方針を打ち出しています。ここ愛媛県でも昨年10月に再び伊方原発が再稼働されました。そんな中、地域でのエネルギー自給の道を開く、地元で豊富にある森林資源を生かしたバイオマス発電が、ここ内子町で稼働したことは、町民として未来への希望を感じ、大変喜ばしく感じており、同じように考える町民や県内の様々な方面から期待を込めて見られていると思います。地球温暖化防止の地域での取り組みと地域経済の発展のため、エネルギー自給率向上を掲げる自治体は海外では多数あり、日本でも福島県や長野県、北海道下川町、岩手県葛巻市、兵庫県宝塚市などが再生可能エネルギー100%の目標を打ち出しています。内子町全体の3分の1にあたる2,500世帯分の電力を供給するとされる内子バイオマス発電の本格稼働にあたり、「再生可能エネルギー推進の町」を内外に積極的にアピールしてはいかがでしょうか。次に、エネルギー分散による防災上のメリットや、より一層の森林資源の有効利用のため、内子町の本庁、分庁周辺など電力消費量が高い地域で発電設備を設置することは検討できないのでしょうか。

次に、3番目として、自衛隊員募集の協力要請についてです。「自衛官募集への協力を自治体の6割以上が拒否している」と安倍首相が国会で苦言を呈した発言をしたことで、首相のお膝元である山口県長門市などで、それまで住民基本台帳の閲覧を認めていた対応を、紙での名簿を提出することに変えたというニュースがありました。2017年度の防衛省資料によると、全国1、

741市町村のうち、紙媒体・電子媒体等での提供を行っている自治体は632で約36%、名簿の代わりに住民基本台帳の「閲覧による提供」を認めている自治体は931、約53%、情報が得られていない「未取得」は178、約10%となっています。同省関係者によると、未取得の178自治体は、過疎地などを理由にそもそも協力実施を要請としていないということで、要請を認めていないという自治体はないと述べています。にもかかわらず、安倍首相が「閲覧による提供」を認めている自治体約53%と協力要請をそもそも行っていない「未取得」自治体10%を合わせて6割以上とし、6割以上の自治体が協力を拒否していると国会でも発言し、憲法9条に自衛隊を明記する必要があると主張しています。憲法99条による憲法の尊重・擁護の義務のある国務大臣である総理大臣が自ら、改憲の旗を振るのは憲法違反であり、大変問題です。しかも、憲法9条に自衛隊を明記することが必要な理由づけとして、「市町村が自衛隊への協力を拒否している」などという話を持ち出すのは、完全に的外れであり、こじつけであるという他ありません。そこで、内子町の自衛隊員募集への協力についてお尋ねします。自衛隊は、2014年の集団的自衛権の行使容認の閣議決定や2015年の海外への派兵に道を開く安保法制の成立以降、新規隊員募集が思うように進まず、隊員の採用年齢の上限引き上げなども行っているようです。

1番目として、新規隊員募集に関して18歳と22歳の住民の氏名と住所を、紙又は電子媒体で提供する要請が全国自治体に出されているという情報がありますが、これまで内子町への協力要請はありましたでしょうか。2番目として、協力要請に対してどのように応えましたでしょうか。以上で一括質問を終わります。

○議長（山本徹君） 関根律之議員の質疑に対して理事者の答弁を求めます。

○副町長（小野植正久君） 議長。

○議長（山本徹君） 小野植副町長。

〔小野植正久副町長登壇〕

○副町長（小野植正久君） それでは、私の方からは、指定管理者制度についてお答えを申し上げます。現在、内子町では、地区集会所を含めると133施設を指定管理者制度により管理・運営をしているところでございます。一つ目のご質問の指定期間内及び指定期間終了時点でのモニタリングや評価の実施状況についてでございますけれども、モニタリングは指定期間満了前の選考委員会で、指定管理者の経営状況や施設利用者から聴取したアンケートなどを元に実施をし、指定管理者として適当であるかどうかを判断しております。指定期間内の中間でのモニタリングは実施しておりませんが、それぞれの担当課において、年度末に提出される実績報告書等をもとに施設の管理運営状況を把握しており、問題が発生すれば適宜指導するなどの対応をとることにしております。

次に、オーベルジュ内子に関して設置目的と指定管理者への現時点での評価でございます。オーベルジュ内子は、温泉を利用した「健康維持・健康増進」の場を町民に提供するとともに、町外からの観光客等が利用できる「ふれあい・交流」の場として、福祉の増進と地域の活性化を目的に指定管理者として事業参入していただいております。現在、オーベルジュ内子における町民の温泉利用者数は、年間で約2万1,000人でございます。また、宿泊棟の稼働率は、決して高いとはいえないものの、安定しているようでございます。今後、さらに稼働率を上昇させるよう、経営努力を図られることが望まれております。その一方で、オーベルジュ内子は、町内産品の利

用や雇用の場につながっているほか、そのサービスの質の高さにおいて、龍王公園全体の印象、また内子町のイメージアップに寄与していただいていると考えております。

次に旧深山荘の設置目的と指定管理期間終了時の評価でございますが、旧深山荘は、住民の福祉の向上と観光資源の保全と活用を目的として、昭和48年8月に完成し、旧小田町観光協会により管理・運営を行ってまいりました。平成18年7月から、指定管理者施設として、指定管理者による管理・運営を行ってまいりましたが、施設の老朽化により、平成29年6月30日をもっての閉館したところでございます。この指定管理期間の評価と致しましては、指定管理期間11年間における旧深山荘の利用者数が年平均で約7,700人、宿泊者数が約510人となっており、小田深山溪谷を訪れる観光客の安らぎの場として多くの方に利用されておりました。また、経営面におきましても、年平均で約820万円の売上げ、純利益も年平均で約45万円となっており、最善の取り組みをした上で、健全経営に努められておりました。そのほか、色々と不備の多かった建物の修繕を始め、遊歩道やキャンプ場の修繕整備、トイレの清掃管理も常時行っていたことで、小田深山溪谷を訪れたお客様の安全が保たれ、喜んで帰っていただく「おもてなし」ができていたものと評価をしております。

次に、新深山荘の計画に関して、住民サービス向上のための具体的な内容でございますけれども、内子町はご存知のように、「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」を目指し、まちづくりをおこなっておりますけれども、新深山荘は、山並みを生かしたまちづくりを進める上で大変重要な施設であると考えております。現在、小田深山には四季を通じて非常に多くの方々にお越しをいただいておりますけれども、この施設が整備されることにより、さらなる小田深山の魅力が増大するとともに、内子町内のさまざまな地域資源と連携を高めることによりまして、内子町全体の観光や経済に良い効果が期待できるものと考えております。また、この施設の魅力度を高めていくには小田深山の魅力を伝える地域の方々の支援、あるいは協力がとても大切なこととございます。新深山荘の基本計画においては、「溪谷に溶け込む 小田深山の自然に包まれた おもてなし空間」を基本コンセプトとして、「小田深山の豊富な水源と自然の豊かさを活かしたサービス、体験を創りだしていく。」ことなどを理念としております。そのため、新深山荘の運営にあたりましては、現在、地域では小田深山を舞台にさまざまな活動がなされていますが、これらをさらに発展させたり、地域の食材や地域に蓄積された経験や技を活用した小田深山らしいおもてなしをおこなうなど地域と共同し地域に支えられたソフト面の充実や企画をおこない、より多くの方にきていただけるよう、取り組んでいきたいと考えております。深山荘の計画づくりにあたりましては、平成29年度、平成30年度と地域の皆様方と検討を重ねて参りましたが、宿泊施設をはじめ、広く多くの方々に利用していただく温浴施設や森林等について学習することもできるレストランと併用のホール、そして建物の表には広場を設けて、バザーや各種の催しもの等で来訪者等、地域住民がふれあう交流の場などを計画をしております。また、管理運営に関する詳細な内容については今後になりますけれども、指定管理者制度を導入したいというふうに考えておまして、指定管理者が定まれば、その中で協議をしていきたいと考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（山本徹君） 中嶋環境政策室長。

〔中嶋優治環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（中嶋優治君） 私の方からは、エネルギー自給率について答弁をさせていただきます。内子町では、バイオマスタウン構想に基づく施策を町の総合計画、環境基本計画に位置付け、地域における循環型社会の構築を目指す取り組みの一貫として、保育園や小・中学校を中心に木質ペレットボイラーによる床暖房や給湯設備、ペレットストーブの設置等を積極的に行ってきたところでございます。こうした取り組みを推進する中で、今回、地元企業を核とした、内子バイオマス発電合同会社により発電事業が開始されることは、地域の未利用間伐材を有効活用し、発電事業を基軸とした地域経済圏の確立に繋がるもので、地域における循環型社会形成の大きな歯車のひとつとなるものであることから、大いに期待をしているところであり、町としても「バイオマスタウン内子」を積極的に町内外に発信することで、更なる地域の活性化を図ってまいりたいと考えます。ご提案の木質バイオマス発電設備の本庁、分庁周辺地域への設置・検討ということにつきましては、今般の発電所規模決定の過程において、原木資材の安定供給という観点から、再生可能エネルギー固定価格買取制度、フィットと言われておりますけれども、この期間20年間を想定し、資材供給元であります森林組合、林業事業体と十分に協議をされた上で、適正規模として判断されたものと認識をしております。したがって今後、木質バイオマス発電設備の更なる設置につきましては、安定した原木の供給体制とバランスを保つ上で、適正規模を見定めていくことが必要であると考えております。また、現在、発電所は4月の売電開始に向けての仮運転、調整中と伺っておりますが、発電関連施設の稼働に伴う周辺環境への影響等についても長期的な視野に立ってみていかなければならないと思います。いずれに致しましても、今後の稼働状況を見守るとともに、町としても再生可能エネルギーによる利益を地元還元する仕組みが構築される持続可能なまちづくりを目指しておりますので、木質バイオマスをはじめ様々な再生可能エネルギーの普及拡大に努め、地域内でのエネルギー自給率の向上を図ってまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（山本徹君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） 私の方からは自衛隊員募集に関する協力要請の件についてお答えいたします。記録が残る平成24年からにはなりますが、毎年5月に自衛隊愛媛地方協力本部長から、18歳になる方の住所・氏名・生年月日・性別につき、住民基本台帳法第11条及び自衛隊法第29条第1項などにに基づき、町あてに住民基本台帳の閲覧の請求はありますが、紙又は電子媒体での提供という要請はありません。住民基本台帳法第11条には、国または地方公共団体の機関は住民基本台帳の閲覧請求ができると定められており、町としては法令の定めがある閲覧に限り許可をしています。したがって、自衛隊愛媛地方協力本部の閲覧請求に際しては、担当係官の身分証明書を確認の上、役場庁舎内において住民基本台帳の一部の閲覧のみを認めており、紙又は電子媒体での提供は一切しておりません。以上、私からの答弁です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） それでは再質問をさせていただきます。オーベルジュ内子に関してです

けれども、町民のための健康維持、入浴施設について2万1,000人、町外からの観光客を動員するためというような話がありました。そもそも、内子町総合交流促進条例というのを見てみるとですね、次に掲げる第8条で選定の基準に照らし、指定管理者の候補を選定するとありまして、(3)として「利用する人に対しサービスの向上が図れるものであること」としています。それから、第11条で「町長は、施設の管理の適性を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し、定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、または必要な指示をすることができる」とあります。こうしたことを条例で規定しておきながら、町はその管理状況を適切に調査し把握しているといえるのでしょうか。私はちょっとこれは不十分ではないかと思います。そもそも、先の第8条「利用する人へのサービス向上」とありますが、この「利用する人」というのは、入浴施設に関して言えば、町民の利用というのを対象としていることは理解できますけども、そもそも、建物が別でありまして、その別の建物は観光目的ということを先ほどもおっしゃいました。入浴施設とは別に宿泊施設が別棟でありますから、宿泊施設というもののほうは、町民の利用実態がどれくらいあるのか、把握されていますでしょうか。このオーベルジュ内子の指定管理期間は来年の3月までです。指定管理期間終了まであと1年となりました。今、改めて町民の利用実態、サービスへの評価、要望などを把握するためのモニタリング調査を実施すべきと考えます。当施設の利用者に対するアンケート調査はもちろんですが、そもそも、この施設をあまり利用していない人からも意見が聴取できるよう、広報紙やホームページなどでアンケート調査を実施、公開し、役場や支所、自治センターなどにアンケート用紙回収箱を設置するなど、広く町民の声を聞く努力をすべきと考えますが、いかがでしょうか。そうしたうえで、「費用対効果、サービス水準の検証」をしっかりと実施し、場合によっては指定管理期間終了後の指定管理の継続解消や町による直営、業務委託など管理・運営方針を見直すことを検討すべきと考えますが、町長のご所見を伺います。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） ご質問の中で、まず前段の部分の町民へのサービスということがございましたが、宿泊施設の町民の利用人数ということでございますけども、内子町民そのものの利用人数は把握はしておりませんが、愛媛県全体で163名、29年度現在でございますが、163名ということを知っておりまして、これが町内というところまでのデータは取っていないというところでございます。

それとアンケート等についてでございますけども、これは先ほど質問の中にありました決算書しか見ていなかったということがございますが、年1回業務報告書というのが出てきております。その中で町の指示等もアンケートを実施して町民のニーズを集約してくれというふうな指示も出しておりますので、そのあたりで、十分できているのではないかとこのように考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 町民の宿泊施設の利用実態を把握されていないとおっしゃいました。町の公の施設ですから、町民以外の方を対象にするということはあってもいいとは思いますが、やはり町の施設であるので、町民の利用実態というのが想定されていないと、これはおかしなこ

とになるんじゃないかと思うんですけども、改めていかがでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 手元に資料がないもので、そういうお答えをしましたが、宿泊者につきましてはすべて住所氏名を記入されておりますから、データをひろえば町民が何人ということは取れるようなシステムは作っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 県内で163名ということですから、これより多いということはないわけで、数十人、十数人かわかりませんが、1泊2万5,000円で町民がどれだけ利用するのかというのは、そもそも町民からそういう声が大きくあるわけです。ですから、入浴施設の方はわかりますよ、町民の公の施設として町が運営管理する、それを委託するというのわかりますけども、宿泊施設の方を、実態でも163名以下で、ランチの運営についても取りやめたようですけども、そのことも含めて、町として今健全に運営されているという認識でいらっしゃるのでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 元々このオーベルジュというのは、たぶんご承知だと思いますけども、ああいう料金設定した場合にですね、なかなか町民の皆さん方がご利用というのは難しいんだろうなというのはありました、当然ですね。じゃあ、安くすればいいのか、町内の宿泊施設もちろんありますよ、そういうところに町民の皆さんがお泊りになりますかといったら、なかなかお泊りにならないですよ。現実はそのようなことです。ですから、あの料金の中で一定の層の皆さん方があそこを利用していただく。そのことによって、町全体に波及効果が出てくる、つまり、内子座で文楽公演をやったりですね、落語の公演をやったりいろんな公演をやることによって、横浜とか東京のお客様が来られてあそこに泊まられているわけですね。泊まられて、そのお客様が町並みを見られたり、からりで買い物されたりされる、そういう波及効果は現実にあるわけですので。そこのところを我々は見ておかないといけないんじゃないかな。町の中に一定の層の人たちが泊まれる宿があるっていうことも、ある面では、町として大切なことなんではないかなというふうに私は理解しております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） そもそもオーベルジュを設置した時に、そういう観光への波及効果というものを想定されて作ったということは、わかりました、わかります。しかし、指定管理期間というのは5年で更新、5年で新たな指定管理者を選ぶということになっているわけですから、あと残り1年となったわけですけれども、観光への波及効果を期待したということはありませんけれども、宿泊施設も当時と比べて町内にも増えました。AZホテルもできました。今、課長から説明があったように県内で163人という宿泊者ですけれども、やはりもし宿泊収入で税収が上がると、利益を出して税収が上がると。それによって住民の福祉の向上につながられるというこ

とであれば、効果としてあがっているというふうに評価できると思いますけれども、赤字っていう実態ってことは税収が上がらないということだと思うんですけども、そういう経営をしている指定管理者に対して、また、同じように、今の評価をよくやっているという認識でまた継続するつもりなのか、まずはやっぱり町民の声をしっかりと聴く、アンケート、モニタリングするということが非常に今大事なことではないかと思うんですけども、町長、もう一度お願いいたします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 町民の皆さん方の声を聴くことはとても大切だと、そのことについては、私は否定はしません。ただ、オーベルジュの場合には、担当課長の方がよくご存知かもしれませんが、経理はオリエントホテルグループ全体でやっているところもあるんじゃないかなと思ってるんですね。そこも総合的に見ないといけないのかなと私は思っています。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） いろいろと見ないといけないところはあるというのは当然だと思うんですけども、私が申しあげました町民へのアンケート調査なり、そういう声を聴くそういう機会は設けることは、検討していただければいいのでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 先ほども申しあげましたように利用者に対してのアンケートとかいうのは十分とっておりますので、そのあたりの意見を集約して経営に反映していきたいなというふうには思っております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） オーベルジュにつきましては、ひとまずわかりました。

次に深山荘の計画についてです。深山荘についても、全員協議会で先日説明が小田支所長からありまして、本議会の予算決算常任委員会でも設計業務委託という形で審議されるということも聞いています。そのことをわかったうえで、やはり慎重に活発に議論を議員間でするためにも、改めてお聞きしたわけですけども、先ほどのオーベルジュの質問とも関連するんですけども、やはり町の公の施設というのは、町民の利用というのが想定されていないといけないと思うわけです。そういう意味でいうと、小田深山の施設で観光拠点、小田深山の魅力を伝えるために、学習の機会をするレストラン併用ホールであるとか、ふれあう交流の場としてのスペースであるとか、そういうことを検討されているということはわかりますけれども、1泊1万8,000円の利用料金を想定とした部屋を7部屋用意する計画であるという説明がありました。7部屋用意して、この料金設定からいっても、オーベルジュの例からいっても、おそらく町民で宿泊利用というのは、それほどないのではないのでしょうか。それで、この施設は国の補助金も利用して、建設するということを聞いていますけれども、概算でおおよそ4億円ということが説明がありました。その内、1億円が国からの農山漁村活性化の補助金ですか、というのを利用すると聞いています

けども、残りの3億円、建物に関してですけども、建物に関して残りの3億円が町の支出ということになるわけですが、そもそも建物の2階すべてが客室、1階の半分とは言わない、3分の1程度が宿泊用のスペースということを見ると、町民利用がほとんど想定されない宿泊設備に対して、その3億円の多くが宿泊設備に使われるということ、そういう計画に対して、町民の方をしっかりと見ているんだろうかというところが非常に疑問に思うわけです。そういうことで、なぜ、全協での説明だったのか、もう少しなぜそういうことになったのか、詳しく説明してほしいということは他の議員からも全協でそういう要望の声が出ていましたけども、私ももう少しなぜこういう提案になったのかというのを詳しく知るために、小田支所長に平成29年度の建築検討委員会、30年度の基本計画策定協議会の議事録なり、文書になったものを見せてほしいということをお願いしました。なるほど29年度には、いろんな小田地域の方を中心にいろんな検討をされて、町外の宿泊施設を経営されている方の意見なども入れて、検討された内容が書かれていました。それなりのまとめはされていて感心したところも確かにあるんですけども、おもてなし空間とか独自のコンセプトが必要だという、検討されたというのは、検討委員会としての意義があったんだろうと思うんですけども、やはり宿泊施設、町の公の施設として宿泊施設をメインに考えるということそのものが、やはりちょっと無理があるのではないかというふうに思うんですけども。30年度の基本計画策定協議会の議事録はついてなかったんですけども、計画策定業務委託を行っているTITのものと思われるプレゼン資料がありました。この中に、自然環境を活かした都市と農村の交流促進とか、地域産業の活性化とか確かになるほどと思われることも書いてありますし、その方針そのものは、なるほどと思わせるところはありますけども、基本運営方針の一番最初に指定管理者による管理運営として、施設運営者による積極的な需要喚起が必要で民間宿泊施設等のノウハウを最大限活用してポテンシャルを引き出す、民間による管理運営が求められるとあります。そして一番最後に、最後の方針として、小田深山と共に歩んできた地域のための公共施設とあり、収益性や効率性だけでなく、地域住民による利用を第一義に考えた運営とするとありました。先ず、住民による利用を第一義に考えた運営というのは、これは公の施設である限り、当たり前といえば当たり前なんですが、これが本来であれば一番上にないといけないのではないかというふうに思うんですけども、それが一番最後であると。コンセプトとかそういうものが先に来て、住民のことが最後に書かれているというのも心配である理由ですし、あと地域住民という言葉ですよね、地域住民というのは、おそらく小田地域全体をさしているんだと思いますけども、確かに小田地域の人たちに協力を求めないと、雇用も含めて食材も含めて、それは大切なことだと思いますよ。でも、この小田深山の観光施設というのは、観光施設じゃない、拠点というのは、利用は小田地域の人だけじゃなくて、町民全体を考えるべきですよね。宿泊利用ということが、町民からはあまり想定できないということでも、町民全体に天然林を持った小田深山のすばらしさを知ってほしい、利用してほしいそういうことがないと、公の施設としては、設置目的としては、不十分ではないかと思います。はい、そろそろ終わります。ですから宿泊施設に重きを置いたそういう計画ではなくて予算をですね、入浴施設、それから活動拠点、カフェ、それから町民利用ということを考えれば、公共交通バスをシーズンに走らせるということも大変重要になってくると思うんですけども、4億円という規模の大型プロジェクトを推進するにあたり、もう一度そのあたりのことをどう思っているのか。町民の方をどう向いているのかとい

うことを疑問に思ったものですから、改めてそのあたりのことをお聞きします。

○議長（山本徹君） 議員さん、質問を簡潔にお願いいたします。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（山本徹君） 大森小田支所長。

○小田支所長（大森豊茂君） いろいろあったんであれなんですけど、今回、新深山荘を建てるにあたってはですね、やはり地元住民、小田地区だけじゃなくて内子町も考えております。地域住民にできるだけ来てもらいたいという施設もありますけど、これまで旧の深山荘においてはですね、町外、あるいは県外から来られて泊まれるお客さんがたくさんいました。こういったお客さんを引き続きリピーターとしてきていただくとともにですね、新たに新深山荘ができた時にいろいろな取り組みをパックにしたような形でですねもっと多くの県外、町外からのお客さん呼び込みたいと思っております。そのためには宿泊施設がですね、検討の段階では5室、7室、10室とあったんですけど、その中で5室では経営的に難しいということで7室ということになったところでございます。地元住民の方を大事にしたということではですね、これまでの中では宿泊者というのはあまり地元の方ではいなかったというのはありますが、今回、そういった地元の方も来ていただくことで温浴施設も作るし、食堂も当然ありますが、ゆったりときて時間を過ごせるような建物にしたいということで考えております。当然、泊まっていたきたいということもお願いしたいところではありますが、先ほど言いました1万8,000円というのは食事、夕食、朝食も含めた金額でございます。宿泊自体で言いますと1万4,000円の金額を想定しておりますけど、ただ、これから指定管理者決まった中で決めて行かんといけませんけど、町民向けの金額料金設定もあるのかなと思っております。また、指定管理者ということで書いておられますけど、これまで観光協会、昔ですねできた当初は観光協会ですべて営業をおこなっておりました。結果から言えば赤字続きということでございます。それがなぜいけなかったかと言いますと、やはり同じ給与をもらってですね、やりながら営業していくというのはなかなか難しい。民間の力を得てやるのが一番いいかなということで指定管理者制度を導入した施設にしていきたいということでやっております。あとまた足りないところありましたら。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） この部分を引っ張りすぎるといふようなところも雰囲気も感じますし。議会全体で議論する機会があるわけですから、まだちょっと言いたいことはあるんですけど、ひとまずこの再質問についてはここで終わりにします。

次にエネルギー需給について答弁いただきました。適正規模を判断するというところで、まだ本格稼働も4月からということで原料供給、安定供給をできるかというのをしっかりと見定める必要があるというのはそれはよくわかります。ご承知だと思いますけれども、担当課長は、私も2月23日の森林組合小田支所で行われたバイオマス発電の勉強会と見学会に参加させていただきました。その中で、これは内藤鋼業社長だったか、小田支所長だったか、ちょっとどちらかだったか定かではないんですけども、6台発電設備が動いているということなんですけど、1台でも稼働が可能だというお話がありまして、1台で350世帯分くらいの電気の供給能力があるということで、例えば防災を考えたら人口が多いところ、役場の近くとか、大規模停電があっても

しっかりと狭い範囲内、重要なところは電気が供給できるようにということでそういう利用も可能だという話があったのであえて質問させていただいたんですけど。あとは、これは思い付きというかあれなんですけど、役場のすぐ隣というのは、難しいかもしれないんですけど、運動公園ですか、龍王公園ですか、それなりの敷地がある場所で、発電所を置くというのはもう少し可能性はあるのかなということと、エネルギー効率が非常に高いユニットだという説明があったんですけど、それでもエネルギー利用効率が30%程度ということで熱として7割程度は捨てているということで、ヨーロッパなどではこの熱を温水利用として建物の中に入れてたりとかそういう利用が進んでいるというふうに聞きます。ですから、そういうことも龍王公園の設備などでこの熱利用ということも含めて検討できないかということのを再質問します。

○議長（山本徹君） 関根議員さん、先ほど言いましたように、再質問です。もう少し簡潔にですね。私も最大限、議員さんの発言は尊重して聞いておるんです。ですから、よろしくお願ひします。

○環境政策室長（中嶋優治君） 議長。

○議長（山本徹君） 中嶋環境政策室長。

○環境政策室長（中嶋優治君） バイオマスエネルギーというのは生物資源でございますので、自然との調和を図りながら利用すべき推進すべきエネルギー源ということは大切なことだと思います。今回の規模決定、6台ということに関しましても、検討された上で当然、施設は集中させる方が効率がいいわけですけども、ユニット的にはそれを1台ぽんと出すというふうなことを言われたので議員さんそういう発想があられたのかとは思いますが、生産はそこで集中してする方がいいということで可能性としてはそれはいいことはないわけなんですけど、できないことはないわけなんですけど、今の現状、まだしかも売電始まっておりませんので、今後の経過を見ながらまたそういうタイミングがあれば、また検討するには値すると思っておりますけど、現在のところではありません。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 分かりました。最後に、自衛隊員募集についての対応ですけども、よくわかりました。ただですね、拒否していることはないということはもちろんそう思いましたけれども、念のためお聞きしたわけですけども。名簿を提出するにせよ、住民基本台帳の閲覧を認めるにせよ、目的は自衛隊としては、住民の個人情報を得て、ダイレクトメールなどで個人に自衛隊の案内、入隊の募集を出したいということで始まっていると聞いています。それは昔はそういうことはなかったというふうに思うんですけど、それが平成25年くらいからそういうことが始まったという説明でしたが、いきなり自衛隊からそういうハガキが届いた人は、どうしてこういうのが来るんだというのを戸惑う方もいらっしゃると思うんですね。全国的でもそういう安倍首相の発言のニュースなどがありましたので、やはりここはですね、自衛隊に住民の個人情報を法に基づいて協力要請で閲覧を認めているということは、広報紙やホームページなどでお知らせしてもいいのではないかなと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 町民の人にお知らせするしないではなくてですね、法に基づいて我々は適正にやっているということでございます。それ以上もそれ以下もございません。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 町が悪いなんて言っているつもりは思っていない、町はしっかり法に基づいてやっているということですので、それはよくわかります。ですけれども、5年前からそういうこともきて、戸惑う方もおられるのではないかと思うのでお知らせを少し書いてもいいのではないかと、お聞きしたわけですが、その検討もできない、広報紙やホームページなどにこういうことで住民の個人情報提供をおこなっていますということもお知らせすらも検討できないということでしょうか。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（山本徹君） 二宮住民課長。

○住民課長（二宮善徳君） 住民基本台帳法で11条で閲覧された方は1年間まとめてどの団体がどの項目について閲覧したというのは、町のホームページ、住民課のところに入れております。法で決まっているので掲載しています。閲覧の理由なり、した団体については。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 質問については以上です。質問については終わりますけれども、先ほど再質問の質問の仕方について、いろいろご指摘がありました。私も要領をえないところで再質問が長くなったというところについては、皆様の貴重な時間をお使いということで勉強するのかなというところでもしっかりこれからも勉強していきたいと思っておりますけれども、まだ時間内であるわけですから一応、自分の時間内で主張があってやっているわけで。他の方の再質問の様子を私、時間とか見てましてそれで関連質問をしている方もいましたし、私が長くなった深山荘についてはこれから深山荘の審議を予算決算常任委員会でするわけです。ですから、その前に、あえて同じ時間をとるのでここでもやっても構わないだろうということであえて長くなってしまった部分があります。いずれにせよ、その辺しっかりと皆さんと協議して勉強していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（山本徹君） 以上で、6名の一般質問が終了しました。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。明日6日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4時23分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成31年3月第101回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 平成31年 3月 5日（火）
 ○開会年月日 平成31年 3月 6日（水）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	安川徹君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課課長補佐	高山重樹君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	亀岡秀俊君		
教育長	井上淳一君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	亀沖明義君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 松岡裕樹君

○議事日程（第3号）

平成31年 3月 6日（水）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告

平成31年3月第101回内子町議会定例会

- 日程第 3 報告第 7号 専決処分の報告について（第58号 地域連携販売力強化施設直売所棟建築主体工事に係る工事変更請負）
- 日程第 4 議案第 2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 内子町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 6号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 8号 内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 9号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第10号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第11号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第14 議案第12号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第13号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第14号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第17 議案第15号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第16号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第17号 平成30年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第18号 平成30年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第21 議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算について
- 日程第22 議案第20号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第22号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第23号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第27 議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第28 議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について

○本日会議に付した事件

日程第1から日程第28まで

午前10時00分 開会

○議長（山本徹君） それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、林 博議員。13番、山崎 正史議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（山本徹君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第3号のとおりであります。これから議事日程にしたがって、提出議案の審議に入ります。

日程第 3 報告第 7号 専決処分の報告について(第58号 地域連携販売力強化施設直売所棟建築主体工事に係る工事変更請負)

○議長（山本徹君） 「日程第3 報告第7号 専決処分の報告について(第58号 地域連携販売力強化施設直売所棟建築主体工事に係る工事変更請負)」を議題とします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第7号につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した、議会の議決に付すべき契約である、第58号 地域連携販売力強化施設直売所棟建築主体工事に係る工事変更請負について報告するものでございます。

その内容につきましては、産業振興課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） 報告第7号、専決処分の報告についてご説明申し上げます。議案書1の3ページをお開き願います。専決第7号、議会の議決に付すべき契約について、ご報告申し上げます。

次の4ページをお開き願います。専決第7号、議会の議決に付すべき契約でございます。契約の目的は、第58号 地域連携販売力強化施設直売所棟建築主体工事に係る工事変更請負でございます。契約金額でございますが、元契約額が5,205万6,000円ございましたが、今回117万円を増額致しまして、請負額が5,322万6,000円となるものでございます。契約の相手方につきましては、記載のとおり変更はございません。提案の理由と致しましては、追加工事に伴います設計変更に伴う、工事請負額について変更するものです。

続きまして、設計変更の内容につきましてご説明申し上げます。説明資料6の1ページをご覧

いただきたいと思います。図面の左下に「変更概要」を記載しておりますが、まず、「埋戻土」の関係でございます。元直売所を解体し、新しい直売所を建築するにあたり、敷地整地のために発生した残土を埋戻に利用するため、からり入口の右側にあります、ATM付近に仮置きするとしておりましたが、工事期間中のお客様の駐車場確保のために他の場所に設けることになったことに伴いまして、搬出・搬入工事を追加したものでございます。

次に、「屋根の加工」でございますが、面図の右側をご覧くださいと思います。下段、「東側立面図」のとおり、建物屋根部に設けますトップライトが斜面から突出した構造ということになっております。ライト部の上部に落ち葉の堆積やそれから雨水が溜まることが予想されますので、そのため、それを防止するために屋根材に溝を施す加工工事を追加いたしました。

次に、「交通誘導員」でございますが、工事中のお客様の安全確保のため誘導員の増員を追加いたしました。以上、説明させていただきました内容に伴いまして、増額変更となったものでございます。なお、今回の設計の変更や、各種調整などによりまして、工期であります、2月28日までに工事を完成することができなかつたために、3月29日まで工期の延長をいたしました。以上、専決処分の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

○7番（泉浩壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 泉浩壽議員。

○7番（泉浩壽君） 一点、お伺いをしたらと思います。トップライト上部屋根の加工41.8㎡でございます。トップライトの上12カ所あります。1カ所約3.5㎡というのは、もともとおそらくこれ屋根と平行になっておったと思います。ところが斜めにして落ち葉を流すということでございます。ということは、屋根材は長方形にしか確保できませんので、三角のロスができます。そのロスの数量の値違いなのか。それとも確保手間なのか。元々屋根つくようになっておりますから手間はいると思いますが、そのどちらかなのかと、今後の我々業者の参考にもしたいので金額をちょっと教えていただいたらと思います。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 増額の理由でございますが、屋根材の加工につきまして増額ということでございます。こちら総額と致しまして、直接工事費以外の費用も全部含めまして、11万の増額ということでございます。

○議長（山本徹君） 他に質疑は、ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

日程第4 議案第2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第3号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第4号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第4 議案第2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第5 議案第3号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第6 議案第4号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」以上、3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第2号、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第3号、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、いずれも平成30年8月10日付け人事院勧告に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致ささせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、議案書1の5ページをお開き下さい。まず、議案第2号「内子町職員の給与に関する条例等の一部改正について」でございます。平成30年8月10日付け人事院勧告に伴い、内子町職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。議案書1の6ページから11ページにかけて改正条文を、また議案等説明資料の2ページから8ページにかけて新旧対照表を掲載しております。改正内容の説明の前に、本年度の人事院勧告の概要をご説明申し上げます。国におきましては、民間給与との較差を埋めるための俸給表の水準、並びに勤勉手当の引き上げが行われております。まず、初任給につきましては1,500円程度、若年層で1,000円程度、その他については400円程度の引き上げを基本に、実施時期を平成30年4月1日とし、給料表の見直しが行われております。その結果、内子町における一般行政職の平均給与月額、現行が35万1,549円、改定後が35万2,241円、増減、すなわち改定額が693円、改定率は0.2%でございます。一方、特別給では、一般職については勤勉手当の支給割合を、平成30年12月期で0.05月分引き上げ、平成31年度以降は、年間で0.05月分引き上げる内容となっております。再任用職員も同様の方法で0.05月分引き上げとなっております。特別職については、期末手当の支給割合を、平成30年12月期で0.05月分引き上げ、平成31年度以降は年間で0.05月分引き上げる内容となっております。また、平成31年4月1日より、民間の支給状況を反映して、6月期、12月期の期末手当、勤勉手当の支給月数が同じとなるよう平準化されております。内子町では、この勧告内容に準じて、この度、関係する

条例の改正案を上程させて頂いております。それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表にてご説明をさせていただきます。

議案等説明資料2ページをお開きください。今回の条例改正でございますけれども、第1条関係、第2条関係とこの2つに分かれてございます。まず、第1条関係の改正でございます。第20条（勤勉手当）では、第2項第1号において、一般職の勤勉手当の支給割合を「100分の90」を「100分の95」に0.05月、第2項第2号において、再任用職員の勤勉手当の支給割合を、「100分の42.5」を「100分の47.5」に0.05月分、それぞれ引き上げる改正内容でございます。第5項につきましては、第1項に規定する勤勉手当の支給に関して、本条例第19条から第19条の3において規定する期末手当の支給基準等を準用するという読み替え規定を定めている部分でございますが、この度の改正に併せて、「基準日」及び「支給日」に関し、より明確に改正をするものでございます。なお、この改正によって条例が意味するところの変更はございません。以上の改正は、平成30年12月1日からの適用となります。なお、別表第1（第3条関係）行政職給料表（一）を、3ページから6ページかけて掲載している内容で改正します。適用は、平成30年4月1日からでございます。

続きまして、議案等説明資料6ページをお開きください。中段からの第2条改正関係でございます。第19条（期末手当）第2項で規定する期末手当の額につきまして、「6月に支給する場合には支給率を100分の122.5、12月に支給する場合には支給率を100分の137.5」であったものを、6月期、12月期で平準化し、いずれも各期における支給率を「100分の130」とする旨の改正でございます。なお、年間の支給率に変わりはありません。

続いて、議案等説明資料7ページ、上段を御覧ください。第19条第3項では、再任用職員の期末手当の額について、「6月に支給する場合には100分の65、12月に支給する場合には100分の80」であったものを、一般職と同様、6月期、12月期で平準化し、いずれも各期における支給率を「100分の72.5」とする旨の改正でございます。こちらも、年間の支給率に変わりはありません。

続きまして、同じく議案等説明資料7ページの下段でございます。第20条第2項第1号、第2号の改正につきましては、平成31年4月1日から適用されるもので、一般職の勤勉手当の支給率を6月、12月それぞれ「100分の95」から「100分の92.5」に、再任用職員については、「100分の47.5」を「100分の45」にそれぞれ改正するものでございます。第1条改正関係で、平成30年12月1日から適用する以前の支給率と比較すれば、一般職員・再任用職員共に0.05月分引き上げとなります。

続きまして、議案書1の12ページをお開きください。議案第3号「内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」でございます。こちらも、平成30年8月10日付け人事院勧告に伴い、内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

13ページに改正条文を、また議案等説明資料9ページに新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては、9ページ新旧対照表にてご説明を申し上げます。

第1条関係改正、第2条関係改正、ともに、内子町特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改正するものでございます。第1条の改正では、12月に支給する場合の支給率を「100分の172.5」から「100分の177.5」に0.05月分引き上げるもので、平成30年12月1日から適用するものでございます。第2条の改正では、「6月に支給する場合においては支給率を100分の157.5、12月に支給する場合においては支給率を100分の177.5」であるものを平準化し、6月期、12月期、いずれも各期における支給率を「100分の167.5」とするもので平成31年4月1日から適用するものです。なお、年間の支給率に変わりはありません。

最後に、議案書1の14ページをお開き下さい。議案第4号「内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」でございます。特別職の期末手当が改訂されることに伴い、内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。15ページには改正条文を、また議案等説明資料10ページには新旧対照表を掲載しております。改正の内容につきましては、議案書等説明資料、10ページで説明をさせていただきます。

10ページをお開きください。第1条関係改正、第2条関係改正、ともに、議長、副議長及び議員の期末手当に支給に関する支給率の改正でございます。改正の内容は、議案第3号「内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」と同様の支給率の改定でございます。以上、議案第2号から第4号までの説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） これに関連することでちょっと参考までにお聞きするんですけど、これ人事院勧告の勧告ということでやられるわけですけど、ちなみに、町内の事業所の賃金等の統計調査等はこれまでなされているのかどうかだけちょっとお伺いします。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 只今の件ですが、町独自でそういう調査をやっておりません。内子町につきましては、愛媛県の人事院勧告の内容に沿って改定を行うというスタンスであります。県におきましては県内の事業所のそういった民間の事業所の給与の調査につきましては、ランダムに抽出して調査をおこなっている結果で給与勧告をおこなっているという状況ですので、当然、その内容で内子町も県内の事業所の民間給与と比較してその差額分の改定を行うという内容で今回、条例の改正をおこなうものでございます。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第2号から議案第4号までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号から議案第4号までの3議案は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第7 議案第5号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例
について**

○議長（山本徹君） 「日程第7 議案第5号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第5号、内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例につきましては、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、議案書1の16ページをお開きください。議案第5号「内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について」でございます。学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は、17ページ、議案説明資料は11ページに新旧対照表を掲載しております。この度の改正は、第4条第2号中「第104条第4項第2号」を「第104条第7項第2号」に改めるというものでございます。本条例は、地方公務員法第26条の5に規定する自己啓発等休業規定、すなわち「任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員が3年を超えない範囲内において条例で定める期間、大学等課程の履修又は国際貢献活動をすることを承認することができる」という規定に基づいて、内子町職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めたものでございます。条例中、第4条では、大学等教育施設が規定されており、第1号では、「学校教育法第83条に規定する大学」、第2号では、「学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設」と規定しております。今回、第2号中にあります「学校教育法第104条第4項第2号」が、平成29年法律第41号「学校教育法の一部を改正する法律」により、専門職業人

の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が大学制度の中に位置付けられ、それに対応するために、同法同条第1項の次に2項、第3項の次に1項、計3項が追加されたことに伴いまして、条ずれが生じたことにより、適用条項の部分を改正するものでございます。以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 自己啓発で休業をとる大学、専門的な勉強をするということだと思うんですけど、たぶんこの間の休業される間は、給与等はないと思うんですけど、現実的にこういう大学に行かれて何年もということになるとかなり生活にゆとりのある人でないといけないと思うんですけども、実際、これ国の制度ですから、それがどうのこうのというわけではないんですけど、愛媛県とかの自治体の中でこういう法に従ってよし大学に行こうという方はおられるものでしょうか。今までも誰かおられたでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 議員ご指摘のようにこの休業中につきまして給与は非支給でございます。当然、無給の中で研修あるいは国際貢献活動をしていくという意思の高い制度を認めるというものでございますけれども、内子町においてこの制度を利用して休業等を取得した職員はおりません。他の自治体ではどうなのかということになると、おそらく国がそういう制度を定めている以上は、あるんだろうと思うんですけど大変申し訳ございません、どこの自治体で何人というそういう細かいところまでは抑えてございません。お許しいただきたいと思えます。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することにしたと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第6号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第8 議案第6号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第6号、内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例につきましては、上田渡移住体験住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第6号、内子町改良住宅等管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書1は18ページから、議案説明資料6は12ページと6-2は12ページの2でございます。資料が複数冊になってございます。申し訳ございません。それでは、議案書の18ページでございますが、提案理由と致しましては、上田渡移住体験住宅の用途廃止に伴いまして、住宅として管理するため、内子町改良住宅等管理条例の一部を改正するものでございます。議案説明資料6の12ページをご覧ください。新旧対照表の別表でございます。元の堂の浦住宅を堂の浦1とし、今回の住宅を堂の浦2として加えるものでございます。位置等につきましては、議案説明資料6-2の12-2ページをお願いします。位置につきましては内子町中田渡でございまして、元田渡小学校の東側に位置しております。資料の右側下の堂の浦1と写真に表示しているものが、元の住宅でございまして、写真右上の、堂の浦2と写真に表示しているものが、元移住体験住宅として利用されたもので、今回一般住宅として管理する住宅となります。先ほど中田渡と申し上げましたが、上田渡でございます。以上提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 一点だけQアンドAの中に上田渡移住体験住宅の用途廃止を理由で町の住宅管理条例に出ているということです。現実的に、移住体験の住宅としての利用がなかったというふうなところがあるわけなんではないでしょうか。移住体験の利用があって今後まだそういう形で認められるということになれば、変更する必要はないと思われるわけです。その辺の経緯を。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 上田渡の移住体験住宅の整備につきましては、平成24年度に整備をおこなったものでございます。25年度から入居者の募集をおこなってきたところでございます。先ほど説明ありましたように元田渡小学校の教員住宅を移住体験施設として整備をしたというものでございまして、整備以来、近日まで7世帯、13人が上田渡地区で田舎暮らしを体験し、その結果、最終的には1世帯4人が内子町に移住を致しております。ただ、当該の上田渡地区においての移住にはつながりませんでした。最近では入居希望がなくまた町内には別所に2戸の移住体験宿泊施設も整備致しましたこと。また、地元上田渡の方々からはせっかくこの移住体験住宅に入居され、当然地元の付き合いもしていただいております。ただ、地元の付き合いがあつて

も半年、最長1年経てば、退去もしなければならないというそういう状況があるということもあってですね、若者の定住支援の一つとしてできれば町営住宅として用途変更ができないかというような要望も受けていたところでございます。本年1月の9日には上田渡自治会長、上田渡区長連名によって上田渡移住体験住宅の用途変更について正式に要望書が提出をされてございました。その結果、関係部局で十分検討協議をした結果、当施設は定住移住につなげるために、より有効的に利用するのであれば町営住宅として管理することが望ましいという判断に至り、今回の条例改正提案に至ったわけでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 今まで町営住宅として利用されとった上田渡、堂の浦ですかね、の住宅は入居者がおられて利用されておると。それで今回、移住体験住宅としての利用としては半年から1年、その間は地区の付き合いはするけど定住しないということで一般住宅として町営住宅として利用することによって、上田渡に住居する人たちを増やそうということがあるのか。その2点だけ。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） まさに議員おっしゃるとおりで、町営住宅として管理運営することによって、将来的にも定住につなげて参りたいと思います。しかも立地的にはですね、松山にも非常に近い位置に立地しておりますので、そこから十分松山圏内にも通勤可能というような立地も有しておりますので、入居者の募集についておこない、定住につなげてまいりたいというふうに思っております。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（山本徹君） 山崎正史議員。

○13番（山崎正史君） 今まで住宅にしているやつは入居されているかどうか合わせて。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 住宅の入居状況ですけれども、ずっと住宅は入居していたいております。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（山本徹君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 堂の浦ですけど、家賃はいくらくらいな値段で設定されるのでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 家賃につきましては、建設年度とかいろんな条件を加味して計算することになっておりますので、現在のところまだ計算はしておりません。募集をかける状況になった時にはきちんと住宅料を示して募集をかけたいというふうに思っております。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第6号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第7号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第9 議案第7号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第7号、内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例につきましては、老朽化による深山荘の用途廃止に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、小田支所長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（山本徹君） 大森小田支所長。

〔大森豊茂小田支所長登壇〕

○小田支所長（大森豊茂君） 議案第7号、内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明いたします。

議案資料1の20ページをお開き下さい。今回、提案しますのは、建物の老朽化により、平成29年7月から閉館していましたが深山荘の用途を廃止し、平成30年12月に解体、除去しましたことに伴い、内子町小田深山観光施設条例の一部を改正するものでございます。

詳しくは、議案説明資料6でご説明いたします。13ページをお開き下さい。第2条の表中、「深山荘関連施設」の部を「小田深山溪谷関連施設」の部に変更し、名称の欄から深山荘（宿泊施設）を削除しています。

15ページをお開き下さい。観光施設料金を定めているこの表から、深山荘の部を削除し、備考の欄から「深山荘及び」の文言を削除したものです。以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第7号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第8号 内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第10 議案第8号 内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第8号、内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例につきましては、地域連携販売力強化施設の整備に伴い、条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、産業振興課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（山本徹君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、議案第8号、内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書1の22ページをお開き願います。まず、提案の理由でございますが、平成30年度国の農村漁村振興交付金事業の採択を受け、内子フレッシュパークからりの直売所を整備するのに伴いまして、同施設を条例中に規定する必要があることから、現行条例の一部を改正するものでございます。改正事項については、次の23ページに記載しておりますが、説明資料で説明させていただきますと思います。

説明資料6の16ページをご覧ください。条例第2条におきまして、「内子フレッシュパークからり」を構成します各施設の名称及び位置を定めることとしておりますことから、右側、現行の表の末尾でございます、「内子町都市農村交流促進施設」の次に、今回整備します直売所を「内子町地域連携販売力強化施設」として追加するのでございます。なお、元の直売所につきましては、平成7年度、表の右側の3段目「内子町産地形成促進施設」として整備した直売所を増築したため、新たらしく規定を設けてございませんでした。そのために、今回、新たに新設する物を追加するのでございます。一部を改正する条例の施行につきましては、4月1日と致しております。以上、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第8号は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第9号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（山本徹君） 「日程第11 議案第9号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第9号、内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定につきましては、去る2月1日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長補佐に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

〔高山重樹町並・地域振興課長補佐登壇〕

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） それではご説明をいたします。議案書24ページでございます。内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定でございますが、伝建地区における内子町の伝統工芸の販売PR等を通じて、観光の魅力を伝えながら同時に商品の開発及び体験事業等を手掛けていこうという施設でございます。1月25日まで公募をいたしましたが、他に応募団体がなく、2月1日指定管理者選定委員会を開催いたしまして、その答申受けた中でここに議案書に記載の通り、指定管理者として指定をしようというものでございます。指定の内容でございますが、1、指定管理を委託する施設の名称及び所在地でございますが、名称が内子町伝統工芸等振興拠点施設。所在地は、内子町内子2889番地2になります。議案説明資料17ページの指定管理施設位置図の右側上の写真が内子町伝統工芸等振興拠点施設の外観になります。

2番 として指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、所在地、内子町内子2889番地2。名称が企業組合 内子手しごとの会代表者が、山本勝美でございます。参考までに現在の会員は32名でございます。

3番目 指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。どうぞよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。申し訳ありません。間違えておりました。2899番地2になります。すみませんでした。

- 議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。
- 2番（関根律之君） 議長。
- 議長（山本徹君） 関根律之議員。
- 2番（関根律之君） 2点お聞きします。指定管理者の選定委員会条例というのがあってその指定管理者選定委員会のことをお聞きするんですけど、この委員の方、どのような方がなられているのか。構わない範囲で教えていただきたいと思います。もう一つ、公募をしたということなんですけど、公募の方法、これも法令にのってやっていると思うんですけどどのような方法で公募をされたのかをお願いします。
- 副町長（小野植正久君） 議長。
- 議長（山本徹君） 小野植副町長。
- 副町長（小野植正久君） 構成メンバーでございますけれども、5人でございます。各旧町単位で1名ずつ出たいておまして、私と総務課長が入った5名でございます。以上でございます。
- 町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。
- 議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。
- 町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 公募の方については広報うちこの方に載せております。
- 2番（関根律之君） 議長。
- 議長（山本徹君） 関根律之議員。
- 2番（関根律之君） 選定委員会の方ですけど、旧町単位で1名と総務課長と副町長ということだったんですけど、旧町で担当課の課長とかそういうことではないんですか。課長ではない一般職員の方が入っているということですか。
- 副町長（小野植正久君） 議長。
- 議長（山本徹君） 小野植副町長。
- 副町長（小野植正久君） 担当課の方からはですね、説明をしてもらいます。今の委員さんですけど、これは一般の方でございます。
- 議長（山本徹君） 他に質疑はありませんか。
- 11番（下野安彦君） 議長。
- 議長（山本徹君） 下野安彦議員。
- 11番（下野安彦君） この指定管理に対しては別に私、質問するわけではないんですけど、この内子町の伝統工芸の拠点になる施設ということなんですけど、近隣にも他に町並の中にこういった土産物というんですかね、そういったのがあるんですけど、上手にトラブルなくできているのかだけお尋ねします。
- 町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。
- 議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。
- 町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） トラブルというのは聞いておりませんのでできていると思っております。
- 議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第9号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第10号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について

○議長（山本徹君） 「日程第12 議案第10号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第10号、内子町清正ひろばの指定管理者の指定につきましては、去る2月1日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、町並・地域振興課長補佐に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

〔高山重樹町並・地域振興課長補佐登壇〕

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） それではご説明を致します。議案書25ページでございます。内子町清正ひろばの指定管理者の指定でございますが、平成30年11月7日開催の指定管理者選定委員会で非公募との答申を受け、平成31年2月1日開催の選定委員会におきまして、申請書の提出のありました団体につき、議案書に記載の通り、指定管理者として指定することにつき議会の議決を求めるものでございます。指定の内容でございますが、1番として指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称が内子町清正ひろば所在地は、内子町内子2773番地でございます。議案説明資料17ページの指定管理施設位置図の右側下の写真が内子町清正ひろばの外観になります。2番として指定管理者に指定する団体の住所及び名称でございますが、住所は内子町内子2786番地。名称が内子町八日市護国地区町並保存会代表者、保存会長になりますけど、芳我明彦でございます。参考までに現在の会員は90名でございます。3番目に指定の期間でございますが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。よろしくご審議の上、ご決定の程、お願いを致します。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） この清正ひろばというのは、この写真の右側の未舗装の四角いスペースだと思うんですけど、この使用用途というのはどういうものに使われるんですか。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） ひろばの舗装をしてない部分ですね。あちらの方はですね、笹飾りの時の笹を飾ったり、観月会の時の売り場にしたり、芋炊き会、どんと焼きなんかもおこなっております。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第10号は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

ここで暫時休憩します。午前11時10分より再開します。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第13 議案第11号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）について

日程第14 議案第12号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第15 議案第13号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について

日程第16 議案第14号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第17 議案第15号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第18 議案第16号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について

日程第19 議案第17号 平成30年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第20 議案第18号 平成30年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（山本徹君） 「日程第13 議案第11号 平成30年度 内子町一般会計補正予算（第

6号)について」「日程第14 議案第12号 平成30年度 内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」「日程第15 議案第13号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)について」「日程第16 議案第14号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について」「日程第17 議案第15号 平成30年度 内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)について」「日程第18 議案第16号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)について」「日程第19 議案第17号 平成30年度 内子町水道事業会計補正予算(第2号)について」「日程第20 議案第18号 平成30年度 内子町下水道事業会計補正予算(第2号)について」以上8件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長(稲本隆壽君) 議長。

○議長(山本徹君) 稲本町長。

[稲本隆壽町長登壇]

○町長(稲本隆壽君) 議案第11号、平成30年度内子町一般会計補正予算(第6号)について、議案第12号、平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第13号、平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)について、議案第14号、平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)について、議案第15号、平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)について、議案第16号、平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)について、議案第17号、平成30年度内子町水道事業会計補正予算(第2号)について、議案第18号、平成30年度内子町下水道事業会計補正予算(第2号)について、以上8件につきましては、一括してご説明申し上げます。

議案書2「補正予算関係」をご用意ください。まず、水色の仕切り、議案第11号、平成30年度内子町一般会計補正予算(第6号)についてご説明致します。

1ページをお開きください。平成30年度内子町一般会計補正予算(第6号)は、歳入歳出それぞれ8億2,290万円を減額し、歳入歳出予算の総額を108億1,415万3,000円としております。前年度の3月補正後予算と比較して、3億1,851万8,000円、3.0%の増額となっております。

9ページから10ページにかけましては、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、また第2表「繰越明許費」のとおり定めておるところでございます。

11ページから13ページをご覧ください。11ページから13ページにかけましては、地方債の変更を、第3表「地方債補正」のとおり定めておるところでございます。

16ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。16ページでございます。一般会計補正予算(第6号)の財源につきましては、表中右側の補正額の財源内訳に示しておりますとおり、国県支出金が1億9,677万円の減額、地方債が1億9,320万円の減額、その他特定財源1億4,172万1,000円の減額、一般財源が2億9,120万9,000円の減額となっております。今回の主な補正内容についてでございますが、事業費の決算見込み、財源の確定等による既決予算の調整が主な内容となっております。中でも、11款「災害復旧費」

の補正が大きな要因となっております。今年度の7月豪雨、9月の台風等により被災した施設の早期復旧に向け、これまで補正予算を計上して参りました。それらの査定が年末に終了し査定額が確定したこと。併せて、今年度の災害箇所が多いことから、本年度予算の現年災から翌年度予算の過年災へ一部を振り替えたことにより、災害復旧費につきましては、5億6,748万7,000円の減額補正を行っております。それに伴い、歳入額についても国県支出金が1億4,165万7,000円の減額、地方債が1億9,680万円の減額補正を行っております。その他主な補正についてご説明させていただきます。

まず、歳入でございます。21ページの下段でございます。13款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金におきましては、国民健康保険基盤安定事業負担金として、実績に伴い1,000万1,000円の減額補正を行っております。

25ページの中段でございます。16款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、基金繰入金においては、総額4億1,948万8,000円の減額補正を行っております。財政調整基金、公共施設整備基金、一般廃棄物処理施設維持管理基金等の繰入額をそれぞれ減額補正を行っているところでございます。

27ページをご覧ください。19款、町債、1項、町債においては、事業費の増減に伴った起債額の変更を行っており、1億9,320万円の減額補正としております。

続きまして、歳出でございます。31ページの上段をご覧ください。2款、総務費、1項、総務管理費、9目、企画費、19節、負担金、補助及び交付金でございます。移住者住宅改修支援事業費補助及び定住促進事業補助について、実績にともない、945万9,000円の減額補正を行っております。

33ページの下段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉費、28節、繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計への繰出金として実績にともない、1,825万1,000円の減額補正を行っております。

34ページの中段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、心身障がい者福祉費、20節、扶助費でございます。自立支援給付費、重度心身障がい者医療費の実績等により、880万円の減額補正を行っております。

38ページの中段でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、4目、環境衛生費、13節、委託料でございます。災害廃棄物処理基本計画策定業務委託、カーボンマネジメント強化事業委託等の実績に伴い、462万4,000円の減額補正を。また、19節、負担金、補助及び交付金では、合併処理浄化槽設置補助、住環境整備促進補助等の実績の減少にともない、1,411万4,000円の減額補正を行っております。

41ページをご覧ください。41ページの下段でございます。6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費、19節、負担金、補助及び交付金でございます。町産材利用木造住宅建築促進補助、有害鳥獣侵入防止施設整備補助など実績の減少にともない、1,050万円の減額補正を行っているところでございます。

42ページの下段でございます。7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費、19節、負担金、補助及び交付金でございます。匠づくり奨励金、商店街空き店舗等改修支援事業補助の実績の減少により、266万6,000円の減額補正を行っております。

44ページの中段でございます。8款、土木費、2項、道路橋梁費、3目、道路橋梁新設改良費、15節、工事請負費でございます。上宿間堤防線ほか8路線において、現地精査により事業費が増額となり、834万6,000円の増額補正を行っております。

44ページの下段でございます。8款、土木費、3項、河川費、1目、河川及び防災費、15節、工事請負費でございますが、がけ崩れ防災事業の実績に伴い、524万8,000円の減額補正を行っております。

47ページでございます。47ページの中段でございます。10款、教育費、1項、教育総務費、3目、教育諸費、15節、工事請負費でございます。各小中学校にエアコン設置を進めているところでございますが、既に完成している内子小学校、五十崎中学校の入札減少について、2,354万6,000円の減額補正を行っております。

48ページの中段でございます。10款、教育費、2項、小学校費、2目、教育振興費、14節、使用料及び賃借料でございます。小学校パソコン機器リース料の入札減少により、540万6,000円の減額補正を行っております。

51ページの中段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、3目、自治センター費、15節、工事請負費でございます。吉野川自治会館、南山自治会館の建設に伴う入札減少等により、1,422万円の減額補正を行っているところでございます。

54ページの上段をご覧ください。10款、教育費、6項、保健体育費、4目、学校給食費、15節、工事請負費でございます。内子学校給食センター進入路において空洞化により亀裂が生じており、早急に対応が必要なことから、702万円の増額補正を行っております。

57ページから59ページにかけては、人事院勧告に準拠した給与改定などに伴う職員等の人件費の調整を行っております。

続きまして、オレンジ色の仕切りでございます。議案第12号、平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。平成30年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費の見込み減、及び保険基盤安定事業の確定等に伴い、歳入歳出それぞれ1億1,441万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,147万5,000円としておるところでございます。

続きまして紫色の仕切りをご覧ください。議案第13号、平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明致します。

1ページをお開き下さい。平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などにより、歳入歳出それぞれ1,300万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,360万円としておるところでございます。

続きまして、ピンク色の仕切りでございます。議案第14号、平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明致します。

1ページをお開き下さい。平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費などの増によりまして、歳入歳

出それぞれ4,998万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,578万8,000円といたしておるところでございます。

続きまして、同じくピンク色の仕切りでございます。議案第15号でございます。平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)につきましてご説明致します。

1ページをお開き下さい。平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、人事院勧告などに伴う人件費の増により、歳入歳出それぞれ5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,899万9,000円といたしております。

続きまして、オレンジ色の仕切りでございます。議案第16号、平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)につきましてご説明をいたします。

1ページをお開き下さい。平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)につきましては、入寮者数の確定にともない、歳入歳出それぞれ279万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,025万9,000円といたしておるところでございます。

続きまして浅黄色の仕切りでございます。議案第17号、平成30年度内子町水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

1ページをお開きください。収益的収入及び支出の補正でございます。収入は、前年度の取得資産が確定したことによる長期前受戻入金の増額などにより764万9,000円の増額。支出につきましても、前年度固定資産取得による減価償却費の増などによりまして、712万9,000円を増額補正致しておるところでございます。

2ページをお開きください。資本的収入及び支出の補正でございます。収入は、消火栓設置補助金等の増により287万1,000円の増額。支出は、石畳地区水道整備事業の入札減少等により1,040万円を減額補正致しておるところでございます。

最後に、同じく浅黄色の仕切りでございます。議案第18号、平成30年度内子町下水道事業会計補正予算(第2号)でございます。

1ページをお開き下さい。収益的収入及び支出の補正でございます。収入につきましては、営業外収益において、一般会計繰入金175万9,000円の減などにより51万円を減額。支出は、営業費用において、実績等の減少により51万円を減額補正致しておるところでございます。

2ページをお開きください。資本的収入の補正につきましては、51万円を減額補正致しております。以上、簡単ではございますが、議案第11号、平成30年度内子町一般会計補正予算(第6号)から、議案第18号、平成30年度内子町下水道事業会計補正予算(第2号)までの8件につきましてご説明致しました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長(山本徹君) これより、質疑に入ります。

○11番(下野安彦君) 議長。

○議長(山本徹君) 下野安彦議員。

○11番(下野安彦君) 予算決算常任委員会の時に詳しく聞いたらいいことなんですけど、町単工事等で834万6,000円の増額になっておるんですけど、もし大きい工事に対しては、変更等の議会の議決を得るので詳しく分かるんですけど、小さいのはどこの場所がどのくらい進捗状況かというのはわかりにくいので当日そういった資料を準備していただいたらと思うんですけど。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（山本徹君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議員のご指摘のとおり当日、詳細な資料で説明したと思います。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。議案第11号から議案第18号までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号から議案第18号までの補正予算8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21 議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算について

日程第22 議案第20号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第23 議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第24 議案第22号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第25 議案第23号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第26 議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について

日程第27 議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算について

日程第28 議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（山本徹君） 「日程第21 議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算について」「日程第22 議案第20号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」「日程第23 議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」「日程第24 議案第22号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について」「日程第25 議案第23号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」「日程第26 議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について」「日程第27 議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算について」「日程第28 議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について」以上8議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第19号、平成31年度内子町一般会計予算について、議案第20

号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について、議案第21号、平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、議案第22号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について、議案第23号、平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について、議案第24号、平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について、議案第25号、平成31年度内子町水道事業会計予算について、議案第26号、平成31年度内子町下水道事業会計予算について、以上8件につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案書3をお手元にご用意ください。議案第19号、平成31年度内子町一般会計予算についてでございます。平成31年度の予算編成方針につきまして、基本的な考え方は昨年と同様でございます。最終年度となる内子町総合計画・前期計画に掲げた町づくり戦略「プロジェクト10」、また「内子町まち・ひと・しごと総合戦略」に沿った事業の確実な推進とKPI達成に向け、併せて災害復旧事業等、緊急性の高いものに重点を置きました。住み慣れた地域で、健やかに安心して暮らせるまちづくりを進めるため、自治会館の耐震化や道路・橋梁の長寿命化など急がなければならない課題に向けての取り組み、切れ目のない支援による子育てしやすい環境づくり、子ども達の確かな学力と自立する力を育む教育環境の整備など、子育て世代が元気に生活できるまちづくりの実現に向けた取り組みについて積極的に推進していきます。これらの施策展開に対応する弾力的な財政体質を確立するため、事業の検証・評価・見直しの徹底や選択と集中により健全財政を最優先に考え、最小のコストで最大の効果が発揮できるよう、多くの町民の皆さん方と協働しながら町づくりに取り組んでいくための予算と致しました。

水色の仕切りをめくっていただきまして、1ページをお開きください。平成31年度内子町一般会計当初予算（案）は、歳入歳出それぞれ8億7,850万円と定めるものでございます。予算規模は、今年度当初予算と比較して150万円の増額となっております。

9ページをお開きください。9ページには、第2表として「債務負担行為」を定めております。公共施設個別施設計画策定支援業務、学校情報教育等基盤整備を設定しております。

11ページをご覧ください。11ページには、第3表として「地方債」を定めており、災害復旧事業債、過疎対策事業債、臨時財政対策債を設定しております。

それでは14ページの歳入歳出補正予算事項別明細書をお開きください。14ページでございます。一般会計当初予算に充当致します財源は、表中右側の予算額の財源内訳に示すとおり、国庫県支出金12億8,642万7,000円、地方債が1億7,300万円、その他特定財源5億7,050万5,000円、一般財源が6億7,856万8,000円でございます。

まず、歳入につきましてご説明いたします。17ページのやや下段でございます。8款「地方交付税」に、44億3,000万円を計上致しております。今年度と比較し、普通交付税を1億5,000万円減額計上しております。平成17年に合併をして15年が経過し、平成31年度が合併算定替対象期間の最終年となるところでございます。

23ページをお開きください。23ページの上段でございます。12款、国庫支出金、2項、国庫補助金、8目、災害復旧費国庫補助金に、1億1,328万2,000円を計上しております。今年度の7月豪雨、9月の台風等の公共土木施設災害復旧事業の一部を過年災として平成31年度に振り替えた財源を計上致しております。

27ページをご覧ください。27ページの上段でございます。13款、県支出金、2項、県補

助金、9目、災害復旧費県補助金でございます。こちらも今年度の7月豪雨、9月の台風等の農林業施設災害復旧事業の一部を、過年災として31年度に振り替えた財源9,285万9,000円を計上しております。

33ページをご覧ください。33ページでございます。19款、町債においても、9目、災害復旧事業債において、過年災に振り替えた事業の財源として5,400万円を計上しておるものがございます。

続きまして、主な歳出についてご説明致します。45ページをお開きください。45ページの中段でございます。2款、総務費、2項、徴税費、2目、賦課徴収費、13節、委託料でございます。3年毎に実施する固定資産評価替に伴う業務委託を含む2,636万1,000円を計上致しております。

47ページをご覧ください。47ページの下段でございます。2款、総務費、4項、選挙費でございます。平成31年4月29日に任期満了となる「愛媛県議会議員選挙」に1,067万2,000円。

48ページをご覧ください。48ページの中段でございます。平成31年7月28日に任期満了となる「参議院議員選挙」に1,548万8,000円をそれぞれ計上しておるところでございます。

52ページをお開きください。上段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉費、28節、繰出金でございます。国民健康保険事業特別会計への繰出金として、国民健康保険基盤安定事業、出産育児一時金、職員人件費などを含めた1億8,113万4,000円を計上致しております。

54ページをお開きください。54ページのやや下段でございます。3款、民生費、1項、社会福祉費、5目、心身障がい者福祉費、20節、扶助費でございます。障害者総合支援法に規定される地域生活支援事業、自立支援給付費、重度心身障がい者医療費など、4億7,381万8,000円を計上いたしておるところでございます。

56ページをご覧ください。56ページの下段でございます。3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費、20節、扶助費でございます。0歳から15歳までの子どもの医療費助成、児童手当、乳幼児用紙おむつ製品を町内登録店舗で購入する際に利用できる「愛顔の子育て応援事業」、出生した子どもの保護者に対して、乳児の子育てに必要な製品を町内登録店舗で購入できる「うちこ子育て応援事業」等に、2億6,810万円を計上致しております。

62ページをご覧ください。62ページの中段でございます。4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、予防費には、39歳から46歳の男性を対象とした風疹抗体検査、風疹予防接種を含む、各種予防接種費用として4,824万3,000円を計上致しております。

65ページをご覧ください。中段でございます。4款、衛生費、2項、清掃費、1目、塵芥処理費、13節、委託料には、クリーンセンターにおける施設運転管理委託業務など1億7,137万3,000円を計上致しております。また、19節、負担金、補助及び交付金には、久万高原町環境衛生センター撤去に伴う負担金として、2,065万6,000円を計上致しております。

68ページの中段をご覧ください。6款、農林水産業費、1項、農業費、2目、農業総務費、13節、委託料には、避難所にも指定されている内子東自治センター、文化伝習センターの耐震補

強改修設計業務委託など、1, 738万9, 000円を計上致しております。

70ページをご覧ください。中段でございます。6款、農林水産業費、1項、農業費、5目、農山漁村活性化対策費には、今年度で改修をおこなっている内子フレッシュパークからりの周辺整備事業として植栽、インターロッキング舗装改修事業、また、出荷者事務所及びレストランの漏水工事を含め2, 105万4, 000円を計上致しております。

71ページの中段をご覧ください。6款、農林水産業費、1項、農業費、8目、県営中山間地域総合整備事業費、19節、負担金、補助及び交付金には、満穂地区の営農飲雑用水施設整備事業や門松団地などの農業用排水施設整備に対する負担金として3, 936万2, 000円を計上致しております。

78ページをご覧ください。上段でございます。7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費、19節、負担金、補助及び交付金には、平成31年度に一般社団法人として自立する内子町観光協会への支援補助をはじめ、笹まつり、凧合戦等の補助金などとして2, 165万4, 000円を計上致しております。

79ページの上段をご覧ください。7款、商工費、1項、商工費、3目、観光施設費、13節、委託料には、新深山荘実施設計委託等に4, 552万8, 000円を計上しております。季節季節の移ろいの豊かな表情をみせる内子町の自然のシンボルである小田深山、その拠点的施設であった深山荘が老朽化したことに伴い、新たに整備することによって、深山を愛する来訪者の拡大をはかるとともに、町並から小田地区へ深山へと内子観光全体の底上げにつなげていこうとするもので町総合計画に基づいて対応するものでございます。

81ページの上段をご覧ください。8款、土木費、2項、道路橋梁費、2目、道路橋梁維持費、15節、工事請負費でございます。町道の舗装修繕などを含めた町道の道路維持補修工事費として4, 000万円を。また、16節、原材料費には、生コンなど補修材等の原材料支給として1, 050万円を。19節、負担金、補助及び交付金には、町道除草等に伴う補助金として450万円をそれぞれ計上しているところでございます。

83ページの下段でございます。83ページをご覧ください。8款、土木費、4項、都市計画費、1目、都市計画総務費、19節、負担金、補助及び交付金でございます。今後、発生が予想される南海トラフ地震等の大規模災害に備えるため、現在、木造住宅の耐震診断・工事の補助をしております。平成31年度からは、建物の部分的な改修など、段階的耐震改修工事や、耐震シェルター設置工事などを行う事業にも補助が拡充されます。また、老朽化して倒壊のおそれのある危険な空き家の除却に係る費用についても補助をしており、それらの事業に対する補助金1, 978万円を計上しております。

86ページをご覧ください。86ページの下段でございます。9款、消防費、1項、消防費、1目、常備消防費には、大洲地区広域事務組合負担金として、3億4, 034万5, 000円を計上致しております。

87ページの下段、9款、消防費、1項、消防費、3目、消防施設費、18節、備品購入費でございます。小田2部・3部に配備予定の小型動力ポンプ及び普通積載車の購入として1, 682万2, 000円を計上致しております。

100ページをお開きください。やや上段でございます。10款、教育費、5項、社会教育費、

3目、自治センター費、15節、工事請負費でございます。五十崎中央自治会館建設、内子自治センターレッスン室の空調改修などとして、8,532万1,000円を計上致しております。

107ページをお開きください。107ページの下段から108ページの上段にかけてでございます。11款、災害復旧費には、今年度の7月豪雨、9月の台風等における災害復旧費の一部を平成31年度に過年災として振り替えを行ったものの予算計上を行っており、今年度と比較して、1項、農林水産施設災害復旧費では、9,699万5,000円の増額。2項、公共土木施設災害復旧費では1億7,424万7,000円の増額。合計2億7,124万2,000円増額の2億9,332万4,000円を計上いたしておるところでございます。

続いて、議案資料4をご用意ください。まず、オレンジ色の仕切りでございます。議案第20号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明致します。

1ページをお開きください。国民健康保険事業は制度改革が行われ、平成30年度より国民健康保険の財政運営主体が愛媛県となり、財政基盤の安定化や効率的な事業の確保等、国保運営に内子町とともに役割を担うこととなりました。今後、被保険者数は人口減少に伴い減少すると見込まれますが、1人当たりの医療費は、平成29年度で38万116円と依然高額な傾向となっております。平成31年度の当初予算につきましては、対前年度比9,133万8,000円の減額予算編成となっており、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,226万2,000円と致しております。なお、税率につきましては、現行税率で対応するという内子町国民健康保険運営協議会の答申をいただきましたので税率の改正をせず、運営する予算案としておるところでございます。

続きまして、紫色の仕切りでございます。議案第21号、平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。後期高齢者医療保険事業は、75歳以上の人が安心して医療を受けられるよう、県後期高齢者医療広域連合と連携して、適正な運営に努めているところでございます。保険料につきましては2年毎に見直しをおこなっています。医療給付費は、平成29年度で94万6,790円。一人当たりとなっており、高齢化や医療の高度化などにより、年々増加しており、それに伴い保険料率も年々上昇しております。平成31年度の当初予算につきましては、対前年度比1,583万3,000円の減額予算編成となっておりまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,076万7,000円と致しておるところでございます。

続きましてピンク色の仕切りをお開きください。議案第22号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算につきましてご説明を致します。

1ページをお開きください。平成31年度の介護保険事業は、介護保険第7期計画の2年目となり、介護保険法及び第7期計画に沿った介護給付を行っていきます。高齢者の介護予防や自立支援、重度化防止を図り、地域共生社会の実現に向けた生活支援体制整備事業を推進することにより、住み慣れた地域で生活できる体制を構築していきます。平成31年度の当初予算につきましては、対前年度比2,430万円の増額予算編成となっておりまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億7,700万円と致しているところでございます。

続きましてピンク色の仕切りでございます。議案第23号、平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算についてご説明を致します。

1 ページをお開きください。介護保険サービス事業につきましては、要支援1・2の認定者に対する介護予防プランの作成にかかる予算として、前年度の当初予算と同額程度の予算編成となっており、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,875万5,000円と致しているところでございます。

続きまして、オレンジ色の仕切りでございます。オレンジ色の仕切りをご覧ください。議案第24号、平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算につきましては、寄宿舎の管理運営等にかかる経費でございます。昨年度当初は21名分の経費でございましたが、31年度は寄宿舎生19名を見込んでおるところでございます。また、平成31年度においてはWi-Fiの整備を行い、ICTを活用した通信環境整備工事が増額となり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,322万4,000円と致しておるところでございます。

続いて、議案資料5をご用意ください。議案資料5でございます。まず、浅黄色の仕切りでございます。議案第25号、平成31年度内子町水道事業会計予算につきましてご説明を致します。

1 ページをお開きください。平成31年度の業務予定量につきましては、給水戸数を6,675戸、年間給水量を166万8,000 m^3 、一日平均給水量を4,570 m^3 と見込んでおります。主な建設改良事業と致しましては、平成28年度から実施をしております石畳地区の水道拡張事業、また内子地区送水管布設替え工事等がございます。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出におきまして、収入でございますが、営業収益が2億8,275万6,000円、営業外収益が1億8,192万1,000円、事業収益の総額として、4億6,467万9,000円を計上いたしており、対前年度比で3.7%の増額となっております。支出は、減価償却費を含め、営業費用が3億8,132万6,000円、企業債償還利息等の営業外費用が4,629万3,000円、総額で4億2,967万4,000円を計上しており、昨年度と比較しましてほぼ同額となっているところでございます。資本的収入及び支出におきましては、収入は、石畳地区の水道拡張工事に伴う企業債、工事負担金及び補助金等を含む3億5,258万5,000円を計上しているところでございます。支出は、主な事業として、石畳地区水道整備事業、内子地区送配水管布設替工事などを予定しておりまして、建設改良費は前年度と同程度の2億8,385万3,000円を計上いたしております。また、31年度におきましては、投資有価証券購入費として1億円を計上致しております。資本的支出の総額は5億6,263万6,000円を見込んでおり、対前年度比20.6%の増となっているところでございます。

続きまして、浅黄色の仕切りでございます。議案第26号、平成31年度内子町下水道事業会計予算につきましてご説明を致します。

1 ページをお開きください。平成31年度の業務予定量につきましては、接続戸数を1,768戸、年間総排水量を56万5,108 m^3 、1日平均排水量を1,548 m^3 と見込んでおります。

2 ページをお開きください。収益的収入及び支出におきまして、収入は、下水道使用料などからなる営業収益7,880万4,000円、企業債利息等支払金の補助金であります、他会計補助金、償却資産の減価償却費にかかる財源の収益化として、長期前受金戻入益などを含む営業外収益として2億2,189万9,000円、総額で3億71万3,000円を計上致しております。

ところでございます。支出は、営業費用、営業外費用等あわせて3億71万3,000円を計上致しております。資本的収入及び支出におきまして、収入は、一般会計からの出資金などを含む7,959万9,000円を。支出は、地方公営企業金融機構等の償還金を含む1億4,007万9,000円を計上いたしておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、平成31年度における各会計の当初予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本徹君） これより、質疑に入ります。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（山本徹君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 一点、昨年の一般質問でも申しましたが来年度は4月の県議選挙があって、夏の参議院選挙があるんですけど、投票時間の短縮は、ないという考えの中でこの予算を組まれているのか。また、選挙管理委員会では協議をしていたかを質問致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（山本徹君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） 予算組みにつきましては、これまで同様の時間帯の計算で要求をさせていただいております。また、選挙管理委員会でも委員からの提案につきましては、定例会等におきまして議論もさせていただいているところでございますが、今のところ、短縮等の処置はとる計画はございません。

○議長（山本徹君） 他にありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第19号」から「議案第26号」までの8議案は、予算決算常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第19号」から「議案第26号」までの8議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（山本徹君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、会期末、3月18日の本会議でお願いします。次の本会議は、3月18日、午後2時に開会します。

本日は、これをもって散会致します。

午後 0時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成31年3月第101回内子町議会定例会議録（第3日）

○招集年月日 平成31年 3月 5日（火）
 ○開会年月日 平成31年 3月18日（月）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 大西啓介君	2番 関根律之君
3番 向井一富君	4番 久保美博君
5番 森永和夫君	6番 菊地幸雄君
7番 泉浩壽君	8番 大木雄君
9番 山本徹君	10番 才野俊夫君
11番 下野安彦君	12番 林博君
13番 山崎正史君	14番 寺岡保君
15番 中田厚寛君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長 稲本隆壽君	副町長 小野植正久君
総務課長 山岡敦君	住民課長 二宮善徳君
税務課長 安川徹君	保健福祉課長 曾根岡伸也君
会計管理者 稲葉勉君	建設デザイン課長 正岡和猶君
町並・地域振興課課長補佐 高山重樹君	産業振興課長 入海孝君
小田支所長 大森豊茂君	環境政策室長 中嶋優治君
政策調整班長 畑野亮一君	上下水道対策班長 上石富一君
危機管理班長 亀岡秀俊君	
教育長 井上淳一君	学校教育課長 泉邦彦君
自治・学習課長 亀沖明義君	
代表監査委員 赤穂英一君	農業委員会会長 堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 松岡裕樹君

○議事日程（第4号）

平成31年 3月18日（月）午後2時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名
 日程第 2 議事日程通告
 日程第 3 議案第 2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

平成31年3月第101回内子町議会定例会

- 日程第 4 議案第 3号 内子町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 4号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 5号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第10号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第11号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第13 議案第12号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第13号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第15 議案第14号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第16 議案第15号 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第16号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第17号 平成30年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第18号 平成30年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算について
- 日程第21 議案第20号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について
- 日程第23 議案第22号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第23号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について
- 日程第25 議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について
- 日程第26 議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算について
- 日程第27 議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について
- 日程第28 受理第 1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願
- 日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第30 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○追加議事日程（第4号の追加1）

- 追加日程第 1 議案第 27号 内子町教育委員会教育長の任命について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第30、追加日程第1まで

午後 2時00分 開会

○議長（山本徹君） それではただ今から、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本徹君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、寺岡 保議員、15番、中田 厚寛議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（山本徹君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第4号のとおりであります。

まず6日におこなれた「議案第10号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」の審議において、森永和夫議員の質疑に対する答弁の中で、一部説明不足があり、補足説明したいとの申し出がありました。これを許可し、理事者に再答弁を求めます。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 議長。

○議長（山本徹君） 高山町並・地域振興課長補佐。

○町並・地域振興課長補佐（高山重樹君） 3月6日に行われた議案第10号、内子町清正ひろばの指定管理者の指定についての審議において森永和夫議員の質疑で「この清正ひろばというのは、写真右側の未舗装の四角いスペースだと思うんですけど、この使用目的というのは、どういうものに使われるんですか」とのご質問に対して、一部説明不足がございました。内子町清正ひろばは、2階建ての建物のトイレ以外の部分と隣接する未舗装の空き地が対象施設となっております。以上、補足説明させていただきたく、ご理解をいただければと存じます。申し訳ございませんでした。

○議長（山本徹君） ただいまの答弁に対し、森永和夫議員の再質問を許します。

○5番（森永和夫君） 議長。

○議長（山本徹君） 森永和夫議員。

○5番（森永和夫君） 今の答弁で十分なんですけど、私自身が未舗装の部分がひろばというふうに勘違いをした点があったので、課長の答弁が間違いではなかったと私は今でも思うんですけど、あの建物を含めての清正ひろばという今のご説明で十分分かりましたのでけっこうです。

○議長（山本徹君） これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第3 議案第2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第3号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第4号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第3 議案第2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第4 議案第3号 内子町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」「日程第5 議案第4号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」以上3件を一括議題とします。審査経過並びに結果について、委員長報告を求めます。菊地総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 菊地委員長。

〔菊地幸雄総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（菊地幸雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第2号「内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」議案第3号「内子町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」議案第4号「内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」の3議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第2号、議案第3号、議案第4号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。3議案は、平成30年8月10日付け人事院勧告に伴い、条例の一部の改正を行うものです。その主な内容は、職員の給与改定額は、月例給は、初任給について1,500円程度、若年層で1,000円程度、その他400円の引き上げを基本に見直しが行われております。特別給では、一般職については勤勉手当の支給割合を、平成30年12月期で0.05月分引き上げ、平成31年度以降は年間で0.05月分引き上げられています。また特別職並びに議員については期末手当の支給割合を、それぞれ平成30年12月期で0.05月分引き上げ、平成31年度以降は年間で0.05月分引き上げられています。また、一般職については、6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給率を平準化し、特別職並びに議員についても6月期、12月期の期末手当の支給率を平準化するものです。委員の質疑においては、「夏と冬のボーナスが平準化された理由は。」との質問に対し、「民間の支給状況の調査結果を反映したものである。」との答弁でありました。内子町のラスパイレス指数は。」との質問に対し、「平成30年度で91.0である。」との答弁でありました。採決の結果、議案第2号、議案第3号、議案第4号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定致しました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ありませんので、これにて、質疑を終結します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） 菊地委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まずは、「議案第2号 内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第2号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第3号 内子町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「異議なし。」〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、議案第3号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、議案第4号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第6 議案第5号 内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。菊地総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（菊地幸雄君） 議長。

○議長（山本徹君） 菊地委員長。

〔菊地幸雄総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（菊地幸雄君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第5号「内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査結果について、議案第5号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、「専門職大学」及び「専門職短期大学」が大学制度の中に位置づけられ、それに対応するため、学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正するものです。委員の質疑においては、「内子町では休暇取得の実績が無いということだが、職員の権利として認められているのに、任命権者が承認することになっているのはいかなものか。」との質問に対し、「公務の運営に支障のない場合について承認することとなっている」との答弁でありましたが、「若い職員の希望に叶うよう、検討してほしい。」との意見がありました。採決の結果、議案第5号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定致しました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

菊地委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第5号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。「議案第5号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員です。

よって、「議案第5号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第7 議案第6号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

寺岡産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡委員長。

〔寺岡保産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第6号「内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配

付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第6号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、上田渡移住体験住宅の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「町営住宅への入居募集の方法と入居者に関して地元優遇などの措置はないのか。」との質疑に対し、「広報やホームページを通して募集を行っている。災害などの特別な事情がない限り、抽選により入居者を決定している。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第6号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、質疑を終結します。寺岡委員長、席にお戻りください。

「議案第6号」の討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立全員です。

よって、「議案第6号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第8 議案第7号 内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

寺岡産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡委員長。

〔寺岡保産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第7号「内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第7号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、老朽化による深山荘の用途廃止に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「旧小田深山荘のホームページが、インターネット上に残っているようだが。」との質疑に対し、「元の指定管理者にお願いして早急に改めたい。」との答弁がありました。採決の結果、議案第7号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

寺岡委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第7号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。

「議案第7号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第7号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について

○議長（山本徹君） 「日程第9 議案第8号 内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

寺岡産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡委員長。

〔寺岡保産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第8号「内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第8号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。今回の改正は、地域連携販売力強化施設の整備に伴い、条例の一部を改正するものです。委員から、「条例における施設の名称が分かりにくいので、工夫ができないか。」との質疑に対し、「それぞれ国や県からの補助金を受け整備したため、条例上はこのような名称を付けることになった。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第8号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

寺岡委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第8号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。

「議案第8号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第8号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について

○議長（山本徹君） 「日程第10 議案第9号 内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。寺岡産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡委員長。

〔寺岡保産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） ご報告申し上げます。

去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第9号「内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第9号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものです。委員から、「内子手仕事の会の経営状況は。」との質疑に対し、「安定した経営を続けている。」との答弁がありました。委員から、「内子手仕事の会の活動拠点は、この場所がメインなのか。」との質疑に対し、「イベントやデパートの催事などで出向くことはあるが、内子町伝統工芸等振興拠点施設が活動の中心である。」との答弁がありました。委員の討論において、「公の施設の指定管理であるため、もっと町民の利用を促進することについて努力すべきである、との立場から反対である。」との反対意見があり、また、「内子手仕事の会は指定管理者として適正に運営しており、公募された結果、指定管理者に選定されている経緯もあるので、賛成である。」との賛成意見がありました。

採決の結果、「議案第9号」は、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「あし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

寺岡委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 本議案に反対の立場から討論を致します。当施設は伝統工芸等振興拠点施設として町並の入り口の観光拠点の一つとして位置づけられており、これまでの指定管理者であった企業組合、うちこ手しごとの会が管理運営する当施設に多くの観光客が訪れて町の観光産業に一定の寄与をされていることは推測できます。一方で町の公の施設であることから住民福祉、町民利用が図られる必要があります。しかしながら、伝統工芸等振興の目的がありながら町民に対しての利用促進や広報が十分にされているとは見受けられません。今後は町から指定管理者に対して、町民の利用が促進されるような管理運営方針と等を示した上で指定管理者と協議して指導する必要があると考えます。現時点では、このような指導が適切にされると判断しかねることから、本案に反対致します。以上です。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（山本徹君） 大西啓介議員。

○1番（大西啓介君） 議案第9号、内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について、賛成の立場で討論させていただきます。現在、内子町では様々な施設が指定管理制度によって運営されております。そのそれぞれの施設は様々な性格をもち、様々な役割を持っております。すべての施設がすべての町民に対して福祉やサービスをまんべんなく行えるわけではないと私は感じております。また、この手しごとの会について内子町内の伝統工芸に対して持続的発展を促すような活動、また町内外へのPR活動等々、様々な展開をされております。施設内での体験コーナーではミニ行灯づくりや和紙づくりなどのコーナーもございます。内子町民誰でも利用できる施設となっております。以上の観点から、当施設における指定管理者の指定について何ら問題はないと考え、賛成の立場で討論と致します。

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第9号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。

「議案第9号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本徹君） 起立、多数です。

よって、「議案第9号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第10号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について

○議長（山本徹君） 「日程第11 議案第10号 内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。寺岡産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） 議長。

○議長（山本徹君） 寺岡委員長。

[寺岡保産業建設厚生常任委員長登壇]

○産業建設厚生常任委員長（寺岡保君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第10号「内子町清正ひろばの指定管理者の指定について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております。

まず審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第10号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、内子町清正ひろばの指定管理者の指定をすることについて、議会の議決を求めるものです。委員から、「清正広場とは舗装されていない部分を指すのか。」との質疑に対し、「隣接する公衆トイレの部分を除く2階建ての建物も含んでいる。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第10号」は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。以上。

○議長（山本徹君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「あし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

寺岡委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第10号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。「議案第10号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案10号」は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（山本徹君） ここで暫時休憩をします。午後2時50分より再開します。

午後 時 分 休憩

午後 時 分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

-
- | | | |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第12 | 議案第11号 | 平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）について |
| 日程第13 | 議案第12号 | 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第14 | 議案第13号 | 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第15 | 議案第14号 | 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について |
| 日程第16 | 議案第15号 | 平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について |
| 日程第17 | 議案第16号 | 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）につ |

いて

日程第18 議案第17号 平成30年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第19 議案第18号 平成30年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（山本徹君） 「日程第12 議案第11号 平成30年度 内子町一般会計補正予算（第6号）について」から「日程第19 議案第18号 平成30年度 内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」までの補正予算8議案を一括議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。久保予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（山本徹君） 久保委員長。

[久保美博予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました、平成30年度補正予算8件について、平成31年度当初予算8件とともに、3月8日、11日、12日の3日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。

「議案第11号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）」から「議案第18号 平成30年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）」までの8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、補正予算8議案は「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

「議案第11号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）」につきましては、8億2,290万円を減額し、歳入歳出予算を108億1,415万3千円とするものです。前年同期と比較し3.0%の増額となっています。歳入予算については、国県支出金1億9,677万円の減額、地方債1億9,320万円の減額、その他特定財源1億4,172万1,000千円の減額、一般財源2億9,120万9,000円の減額となっています。

続いて、主な歳出予算は、2款総務費においては、「職員健康診断委託などで不用額が出ているが、未実施の職員がいるのか。」との質疑に対し、「健康診断やメンタルヘルスチェックなどは全職員に対して実施しているが、メンタルヘルスにつながるような医師との面談費用などの支出が少なかったため。」との答弁がありました。「職員研修費や自主グループ研修補助など、職員の資質向上のための研修にもかかわらず、毎年のように不用額が出ている。人材育成のために、積極的に周知し取り組んでほしい。」との意見がありました。「マイナンバーカードの普及が進まないのは、住民が必要を感じないからで、町として何か対策を考えているのか。」との質疑に対し、「マイナンバーカードで住民票や印鑑証明がとれるシステムを構築するには膨大な費用がかかり、投資対効果が得られにくい現実がある。」との答弁がありました。

3款、民生費においては、「社会福祉協議会の職員が2名不足しているが、サービスに影響はなかったのか。」との質疑に対し、「職員に負担をかけたが、事業執行に大きな影響はなかった。」との答弁がありました。

4款衛生費においては、「久万高原町環境衛生センター撤去に伴う負担金減額の理由は。」との

質疑に対し、「入札減少に伴う負担金の減額によるものである。」との答弁がありました。

7款商工費においては、「商店街空き店舗等改修支援事業補助の減額の理由は。」との質疑に対し、「3件の予定であったが、1件のみの実績となった。2件については継続して話を進めている。」との答弁でありました。

8款土木費においては、委員の質疑において、「町道除草等補助金について、総額が決まっておりますが単価調整するようになっていたと思うが、変更があったのか。」との質問に対し、「頭打ち予算で補助をしていたが、今後は地元にも迷惑をかけないよう確保する方法で実施していきたい。」との答弁でありました。

9款消防費においては、大洲地区広域消防事務組合負担金の確定に伴い、1,245万3,000円の減額要求がありました。委員の質疑において、「減額の主な理由は。」との質問に、「人件費の減額や繰越金の増に伴う負担金減額などから、救命機材の購入による支出増加分を差し引いた結果である。」との答弁がありました。

10款教育費においては、内子学校給食センター進入路において空洞化による改修工事として702万円の増額補正があり、「進入路復旧工事は、7月豪雨災害の査定の対象にはならないのか。」との質疑に対し、「建設デザイン課や県との協議をしたが、対象にはならなかった。」との答弁でありました。

以上、「議案第11号 平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）について」は、多くの質疑がなされました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計5件及び事業会計2件の補正予算ですが、まず、「議案第12号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、保険給付費の見込み減及び保険基盤安定事業の確定等に伴い、歳入歳出それぞれ1億1,441万1,000円を減額し、2億8,147万5,000円とするものです。委員の質疑において、「保険税が減額要求されているのは、加入者が減少したからで、滞納分は入っていないのか。」との質問に、「入っていない。」との答弁がありました。採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第13号 平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、歳入歳出それぞれ1,300万円を減額し、2億3,360万円とするものです。補正内容は、後期高齢者医療広域連合納付金、保険基盤安定負担金の確定などによる補正であります。委員の質疑において、「普通徴収保険料の過年度分の減額要求の理由は。」との質問に、「確定した滞納分の保険料に合わせ、減額した。」との答弁がありました。採決の結果、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第14号 平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」は、歳入歳出それぞれ4,998万1,000円を増額し、2億3,578万8,000円とするものです。補正内容は、居宅介護サービス給付費、施設介護サービスなどの増などによる補正であります。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第15号、平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」は、歳入歳出それぞれ5万1,000千円を増額し、1,899万9,000円とするものです。補正内容は人事院勧告にともなう人件費の増による補正であります。委員から特に質

疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第16号 平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算(第1号)について」は、歳入歳出それぞれ279万2,000円を減額し、1,025万9,000円とするものです。補正内容は、寄宿舎入寮者数の確定にともなう補正予算であります。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第17号 平成30年度内子町水道事業会計補正予算(第2号)について」は、収益的収入及び支出の補正では、収入は、長期前受金戻入益の増額などにより764万9,000円を増額し、支出では、前年度固定資産取得による減価償却費の増などにより712万9,000円を増額するものです。資本的収入及び支出におきましては、消火栓設置補助金等の増により、収入は287万1,000円、石畳地区水道整備事業の入札減少金等により支出は1,040万円の減額となっています。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

最後に、「議案第18号 平成30年度内子町下水道事業会計補正予算(第2号)について」は、収益的収入及び支出は、一般会計補助金175万9,000円の減などにより、51万円の減額、支出は、営業費用において、51万円を減額するものです。資本的収入については51万円の減額となっています。委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、平成30年度補正予算8議案について、委員長報告を終わります。

○議長(山本徹君) 委員長報告に対する質疑を省略します。久保委員長、席にお戻りください。討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第11号 平成30年度 内子町一般会計補正予算(第6号)について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(山本徹君) これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山本徹君) 起立、全員です。

よって、「議案第11号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第12号 平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長(山本徹君) これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(山本徹君) 起立、全員です。

よって、「議案第12号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第13号 平成30年度 内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第13号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第14号 平成30年度 内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について」の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第14号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第15号 平成30年度 内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第15号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第16号 平成30年度 小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第16号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第17号 平成30年度 内子町水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第17号」は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、「議案第18号 平成30年度 内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

本案に対する委員長の報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第18号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算について

日程第21 議案第20号 平成31年度内子町一般会計予算について

日程第22 議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について

日程第23 議案第22号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について

日程第24 議案第23号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について

日程第25 議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について

日程第26 議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算について

日程第27 議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について

○議長（山本徹君） 「日程第20 議案第19号 平成31年度 内子町一般会計予算について」から「日程第27 議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について」までの当初予算8件を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

久保予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（山本徹君） 久保委員長。

〔久保美博予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る3月6日の本会議において、

予算決算常任委員会に付託されました、平成31年度当初予算8件について、3月8日、11日、12日の3日間、委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑、討論をし、慎重な審査を行いました。議案第19号、平成31年度内子町一般会計予算から議案第26号、平成31年度内子町下水道事業会計予算までの8議案について、審査の結果をご報告申し上げます。審査の結果につきましては、当初予算8議案は「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに主な質疑等についてご報告をいたします。

議案第19号、平成31年度内子町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算を87億5,850万円とするもので、前年度比150万円の増額であります。現時点で国、県の内示が出ていない事業については、当初予算に計上せず、今後の補正予算で計上していくとのこととなります。一般会計当初予算に充当します財源は、国・県支出金12億8,642万7,000円、地方債1億7,300万円、その他特定財源、5億7,050万5,000円、一般財源67億2,856万8,000円となっております。

それでは、まず主な歳入についてですが、地方交付税44億3,000万円、前年比1億5,000万円の減額であります。その他、町税14億2,246万7,000円、国庫補助金のうち災害復旧費国庫補助金1億1,328万2,000円などです。

続いて、歳出について報告致します。2款総務費においては、「第2期総合計画後期計画については、現在の総合計画の検証がまず大事だと考えるが。」との質疑に対し、「検証には着手している。住民アンケート実施や専門家のアドバイスを求めながら、策定していきたい。」との答弁がありました。「AEDの整備はどのように進めているのか。」との質疑に対し、「学校を中心に整備を進めているが、自治会館などの整備は個別の状態であり、避難所としての役割もあるので今後の課題としたい。」との答弁がありました。

次に、3款民生費においては、委員から、「一時保育を中断するが、ニーズはないのか。」との質疑に対し、「ニーズはある。」との答弁があったが、「大瀬保育園では一時保育を行うことが可能であるので、保育士確保に努めてほしい」との意見がありました。

次に、4款衛生費においては、委員から、「林道を走っていたら不法投棄を目にするが、どのような処理をしているのか。」との質疑に対し、「道路に捨ててある場合は町で対応するが、民地の場合、有害なバッテリーなど緊急性を要するもの以外は、所有者の責任となる。」との答弁がありました。委員から、「藤華苑について、通夜もできるようにしてもらいたいという要望があるが。」との質疑に対し、「施設の改修等の必要性も出てくるので、近隣自治体も参考にしながら検討したい。」との答弁がありました。

次に、6款農林水産業費においては、委員から、「豊島区交流事業のプログラミング事業とはどのようなものか。」との質疑に対し、「山林のない豊島区に、林業を題材としたプログラミング教室を開催することによって内子町に関心を持ってもらい、町のPRや交流につなげていきたい。」との答弁がありました。内子町産材の利用促進と周囲の景観と調和した木造住宅の建築促進を図るために、内子町産材利用木材住宅建築促進事業補助金に700万円計上されています。委員から、「補助の利用件数が変わっていないようだが。」との質疑に対し、「2年前から、瓦葺き以外の住宅についても補助対象となるよう変更したが、今後も町内建築業者と協議しながら、利用を推進していきたい。」との答弁がありました。

次に、7款・商工費においては、「観光協会育成補助金における人的態勢支援とは。」との質疑に対し、「事務局長や事務職員の人件費を含むものであるが、協会の一般財団法人化や事業活性化のための育成目的であるにとらえていただきたい。」との答弁がありました。「地域再生計画のための大洲市等連携協議会とはどのようなものか。」との質疑に対し、「地方創生推進交付金を活用して、大洲市と一緒に伝統的な町家、古民家の改修やリノベーションをすることにより観光振興を図っていくためのものである。」との答弁がありました。小田深山の自然をいかし、観光振興を図るための拠点整備として、新深山荘実施設計委託等に4,552万8,000円が計上されています。「農林漁村振興交付金の交付申請時には、事業費2億円で申請しているものが、現在なぜ概算で倍の金額になっているのか。」との質疑に対し、「申請には建築単価の上限が決まっていることや、建設費が上昇していることにより概算で4億円になっているが、内容は大きく変わってはいない。」との答弁がありました。「厳しい財政状況の中で進める事業であるので、情報を開示し、住民の意見をもっと聞くべきである。」という意見や、また、「小田だけではなく、内子や五十崎との連携も考え、広域でのツアーやプランを考えてほしい。」という意見、「新深山荘にあわせて、ソフトや観光商品の開発を行い、内子町に経済効果をもたらすようなシステムづくりをしてもらいたい。」という意見もありました。新深山荘の建築に関しては様々な質疑や意見が交わされました。特に、実施設計に関する情報の開示や住民に広く意見を求めること、議会と情報を共有することを強く要望する意見が多くありました。

次に、8款土木費においては、委員から「町道など図面に載っていない道路が多くあるが、対応はできないのか。」との質疑に対し、「合併前の町道などは、登記ができていないものが多い。費用の問題はあるが、今後はなるべく登記していく方向で検討していきたい。」との答弁がありました。

次に、10款教育費においては、今後一層小田高校存続のための気運を高め、地域と学校がタッグを組み魅力を高めていくための予算として、814万円が予算計上されています。委員から、「小田高校はこのままでは分校化の恐れがある。存続に向けて県教育委員会と協議しながら、他ではやっていないような取り組みをしてほしい。」との意見に対し、「地元とも協議を重ね、取り組んでいきたい。」との答弁がありました。また、「天神小学校は五十崎児童館より離れているため、利用しにくいとの声がある。子ども放課後教室のニーズ調査はしているのか。」との質疑に対し、「天神小学校からの要望は数名と聞いている。」の答弁がありましたが、「潜在的なニーズがあり、前向きに取り組んでほしい。」との意見がありました。以上、「議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算について」は、多くの質疑がなされました。採決の結果、賛成多数により、原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、特別会計5件、事業会計2件についてですが、議案第20号、平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算については、歳入歳出予算を20億9,226万2,000円とするもので、前年度比9,133万8,000円の減額予算編成です。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第20号」は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を2億3,076万7,000円とするもので、前年度比1,583万3,000円の減額予算です。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第21号」は、全会一致により原案のと

おり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第22号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を25億7,700万円とするもので、対前年度比2,430万円の増額予算です。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第22号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第23号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」は、歳入歳出予算を1,875万5,000円とするもので、前年度と同額程度の予算編成です。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第23号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について」は、寄宿舎生を19人と見込み、歳入歳出予算を1,322万4,000円とするものです。委員の質疑において、「寮生給食費については、食材の値上げや消費税の引き上げなども含めて検討したのか。」との質疑に対し、「単価については料飲組合小田支部と協議した。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第24号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

次に、「議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算について」は、水道事業収益を4億6,467万9,000円、費用を4億2,967万4,000円とするもので、貸借対照表による当年度末処分利益剰余金を2,473万7,000円見込んでいます。給水戸数が6,675戸、一日平均給水量は4,570 m^3 を予定しています。平成31年度の主な工事は、石畳地区水道整備事業、内子地区送配水管布設替工事などで、2億8,385万3,000円の予算で行います。特に質疑はなく、採決の結果、「議案第25号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。

最後に、「議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について」は、下水道事業収益を3億71万3,000円、費用を3億71万3,000円とし、貸借対照表による当年度末処分利益剰余金を26万2,000円と見込んでいます。接続戸数が1,768戸、1日平均排水量は1,548 m^3 を予定しています。事業予算としては浄化センターの維持管理費用、企業債の償還が主なものであります。委員から、「接続戸数が減った理由と有収水量が増えている理由について。」との質疑に対し、「上・下水道とも転出や家の取り壊しなどにより接続戸数が減ってきている。有収水量の増加は1戸当たりの上水道使用量が増えているためである。」との答弁がありました。採決の結果、「議案第26号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定致しました。なお、3日間にわたる予算審議を通じて、細かな質疑等もいたしましたが、的確な答弁が返ってこないことも見受けられましたので、わかりやすい説明をしてもらうよう要望いたします。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（山本徹君） 委員長報告に対する質疑を省略します。

久保委員長、席にお戻り下さい。討論、採決については議案ごとに行います。

まず、「議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（山本徹君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。本予算に反対の立場から討論を致します。3月に入り、日本経済が後退局面に入っていることが報じられました。この10月からは消費税増税が予定され、低所得者ほど負担率が高く、暮らしへの悪影響はより一層、重くなります。そんな中、本予算には、小田深山に建設費概算で4億円を超えるといわれる観光宿泊施設の建設計画を事実上認めることになる設計業務委託費が計上されています。小田深山に観光拠点をつくること自体に反対するものではありませんが、本計画では町民の利用者が多いとは考えられない宿泊者のスペースが建物の占有面積の多くを占めております。カフェや環境学習、入浴施設を町民が利用することは、想定されていますが、町民が宿泊者と共同で利用することになる当施設は、国民にとって不利益がないような検討が十分にされているとは見受けられません。町の施設は町民の財産であり、福祉向上のための町民利用が前提でなければなりません。景気が後退局面に入り消費経済が厳しさを増している中、小さな自治体が観光ホテルを建設して成功している例を知りえません。また、小田深山に観光拠点を作るのであれば、ネーミングだけでなく、どういう施設を利用したいかなど町民の声を幅広く募り、計画を進めるべきと考えます。こういった検討をなされないまま、観光振興が主目的で町民の利用がないがしろにされていると言わざるを得ない、新深山荘建設計画に反対します。また、本予算は国保税への町独自の減免や一人当たりの家族介護手当の増額が図られておらず、一般会計からの繰り出しがされていない等、生活に苦しむ多くの町民の声にこたえていないと考えます。国が進める社会保障費の抑制政策に追随し、町独自で社会保障制度の拡充を実施する意図が見えません。以上のことから本案に反対致します。

○15番（中田厚寛君） 議長。

○議長（山本徹君） 中田厚寛議員。

○15番（中田厚寛君） 第19号について私は原案に対して賛成の立場で意見を述べます。3町合併後14年が経過し、交付税が段階的に減額され、本年は前年度より1億5,000万円あまり減額される中であって、よく検討され、旧3町に対しても合併協議会の協議協定、また第2期内子町総合計画にのっとり審議に議論を重ね、事業を進められ、町並みから村並み、また山並みへと持続的に発展する内子町を目指して予算組されており、町の起債についても年々大きな事業をされていく中であっても合併後大きく減額され、交際費比率などの数字をみても大変よくなっており、努力の跡が見られます。以上のことにより、私は原案に対して賛成するものであります。

○議長（山本徹君） これにて討論を終結します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、多数です。

よって、議案第19号 平成31年度内子町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第20号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について」 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、討論を終結します。

「議案第20号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、多数です。

よって、議案第20号 平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第21号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、「議案第21号 平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第22号 平成31年度 内子町介護保険事業特別会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第22号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、議案第22号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第23号 平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第23号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、議案第23号 平成31年度 内子町介護保険サービス事業特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について」討論を行

います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

「議案第24号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、議案第24号 平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、「議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

（〔「なし。」の声あり〕）

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、議案第25号 平成31年度内子町水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

（〔「なし。」の声あり〕）

○議長（山本徹君） これにて、討論を終結します。

本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本徹君） 起立、全員です。

よって、議案第26号 平成31年度内子町下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

○議長（山本徹君） ここで暫時休憩します。午後3時50分より再開します。

午後 時 分 休憩

午後 時 分 再開

○議長（山本徹君） 休憩前に続き、会議を開きます。

○議長（山本徹君） お諮りします。只今、稲本町長より「議案第27号 内子町教育委員会教育長の任命について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

従って、「議案第27号 内子町教育委員会教育長の任命について」を追加日程第1として、日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第27号 内子町教育委員会教育長の任命について

○議長（山本徹君） 「追加日程第1 議案第27号 内子町教育委員会教育長の任命について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第27号、内子町教育委員会教育長の任命についてでございます。内子町教育委員会教育長であります、井上淳一氏が平成31年3月31日任期満了となるため、その後任として山岡晋氏を選任するものでございます。山岡氏は昭和32年7月31日のお生まれで、内子町内子2733番地にお住まいでございます。昭和56年4月喜多郡長浜町立長浜小学校教諭を皮切りに町内小学校の校長等を歴任されたのち、平成30年3月をもってご退職をされるまでの37年間、公立学校教員として教育一筋に邁進されてこられました。平成6年4月から平成9年3月までの3年間は社会教育主事として内子町教育委員会に派遣され、社会教育生涯学習の推進と現公益財団法人内子町国際交流協会の設立に過大のご尽力をいただきました。その卓越した手腕を買われ、平成13年4月から平成17年3月までの4年間、愛媛県教育委員会八幡浜教育事務所において社会教育の推進と発展にも寄与されておられます。内子町の町づくりの大きな転機となった国際交流協会の活動に対して、学校現場に戻られてからも深いかかわりを持ち続けられ、プランナーとして協会の活動を今日まで推し進めていただきました。その豊富なご経験により平成30年7月1日からは同協会の専務理事としてご活躍をいただいているところでございます。以上のことから山岡氏は人格識見ともに内子町教育委員会教育長に適任であると存じております。なお、任期は平成31年4月1日から3年間でございます。よろしくご審議の上、ご同意賜りますよう、お願い致します。

○議長（山本徹君） 本案に対する質疑を許します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事関係でございますので、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。本案を原案のとおり、これに同意することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山本徹君） 起立全員であります。

従って、本案は、原案のとおり、これを同意することに決定しました。

日程第28 請願受理第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願

○議長（山本徹君） 「日程第28 請願受理第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願」を議題とします。

請願の内容については、配布しております「請願の写し」のとおりであります。

お諮りします。この請願については、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（山本徹君） ご異議なしと認めます。

従って、請願受理第1号は、産業建設厚生常任委員会に付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（山本徹君） 「日程第29 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第30 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（山本徹君） 「日程第8 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「異議なし。」の声あり]

○議長（山本徹君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

○議長（山本徹君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

議事を閉じましたので、ここで3月末をもってご勇退されます井上淳一教育長さん、同じくご退職されます、安川徹税務課長さん、亀沖明義自治・学習課長さん、以上3名の方々より、ごあいさつを受けたいと思います。よろしくお願い致します。

まず、井上教育長さんお願い致します。

○教育長（井上淳一君） 議長。

○議長（山本徹君） 井上教育長。

〔井上淳一教育長登壇〕

○教育長（井上淳一君） 教育長を退任するにあたりまして、ご挨拶の機会をいただきまして誠にありがとうございます。浅学菲才な私ではありましたが、議員の皆様をはじめ、町民の方々、職員に支えられて、やっと任期満了を迎えることができます。感謝と御礼を申し上げます。振り返ってみますと昭和49年に内子町に奉職して以来、行政職員として42年間、教育長として3年間の計45年間勤めることができました。その間、昭和50年代の町並み保存に始まり、昭和60年代の村並保存、平成に入りエコロジータウン並びに平成の大合併という内子町の町づくりの編成にかかわることができたことに感謝しているところであります。そのような中において議員の皆様との一番の思い出はなんといっても平成17年の3町合併です。そのことをご存知の議員の皆様も後ろの席にお座りの数名になっておられますけど、当時合併を担当したこともあり、平成14年9月から内子町と五十崎町の合併協議会を立ち上げ、町名は内子町、庁舎の位置は五十崎町役場とすることが第1回の合併協議会で決まったことに始まります。その後、平成15年11月から小田町が加わり、いい町をつくろうという町民や町長、議員の皆様の思いが今も続いていると思っております。また、教育長として教育行政関連のことについていろいろな角度からご質問やご指摘、ご意見をいただきましたが、正直、逃げ出そうということも多々ありました。どうあれ、私を成長させていろいろな勉強をさせていただいた45年間ではなかったかなと思っております。この間、議員の皆様をはじめ、町民や職員など多くの方々に温かく見守っていただいたことに深く感謝を申し上げます。今後は、ゆっくりと残りの人生を送ってまいりたいというふうに思っております。最後に1か月余りで新元号となり、新たな時代が幕開けすると思いますが、今後の内子町の発展と議員の皆様方のご活躍をお祈り申し上げまして、退任のご挨拶とさせていただきます。本当に45年間ありがとうございました。

○議長（山本徹君） 続いて、安川税務課長さんお願いします。

○税務課長（安川徹君） 議長。

○議長（山本徹君） 安川税務課長。

〔安川徹税務課長登壇〕

○税務課長（安川徹君） 最後の議会出席に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。政策調整班の頃から数えますと8年間、議会へ出席させていただきました。その間、議員各位より町政に対し多くのご意見、ご提案、ご助言等を賜りましたこと、心より感謝申し上げます。私自身、顧みて

至らないことがあり、議員各位にご迷惑などおかけしたこともありますが、ご容赦いただきたいと思えます。山本議長をはじめ、議員各位のますますのご活躍とご健勝を祈念致しますと共に、内子町議会において内子町のために、引き続き活発な議論が行われることを期待致しまして、私の議会出席の最後のご挨拶と致します。ありがとうございました。

○議長（山本徹君） 続いて、亀沖自治・学習課長さんをお願いします。

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議長。

○議長（山本徹君） 亀沖自治・学習課長。

〔亀沖明義課長登壇〕

○自治・学習課長（亀沖明義君） 議場での最後の機会をいただき、誠にありがとうございます。退職にあたり一言、ご挨拶を申し上げます。役場人生の中でたぶん議場でお話することはないだろうというふうに考えていたわけなんですけど、3年前に課長職となり、こちらの議場でお世話になりました。とても緊張してですね、今も変わらないんですけど、非常に勉強にもなりましたし、いい機会を与えていただいたなというふうに感謝しております。議員の皆様におかれましては今後ますます、ご活躍をいただきますこと、また内子町議会のさらなるご発展をですね、お祈り申し上げまして、最後のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（山本徹君） ありがとうございます。

議会としましても長年にわたり、大変お世話になりました。ここで感謝の気持ちを込めまして、議員会より花束を贈りたいと思えます。

贈呈は、議員会長、中田議員さんが井上教育長に、副会長、下野議員さんが安川課長さんに、副会長、泉議員さんが亀沖課長さんをお願い致します。みなさん、前にお並び下さい。

〔花束贈呈〕

○議長（山本徹君） ありがとうございます。長い間、大変お疲れ様でした。お席にお戻りください。

ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（山本徹君） 稲本町長

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成31年3月内子町議会定例会が閉会するにあたりまして、一言、御礼を申し上げたいと思えます。議員の皆様におかれましては、長い期間に渡りまして慎重にご審議いただきまして、誠にありがとうございました。提案させていただきましたすべての議案につきまして適切にご判断いただきました。心からお礼を申し上げたいと思えます。それぞれ審議の中で、出されました議員の皆さん方からのご意見等々も踏まえながら、議案ごとの趣旨、目的に沿ってしっかりと執行してまいりたいというふうに思っております。今後ともどうぞご指導、ご鞭撻いただきますように、よろしくお祈りを申し上げたいと思えます。さて、いよいよ春本番でございます。それぞれの地域で桜まつり等々にぎやかな行事等がなされると思えます。どうぞ議員の皆さん方も時間がございましたら、地域に出かけて行っていただきまして、地域の皆さん方が地域をよくしようという思いに触れていただきまして、またアドバイス等を出していただければ地域の皆さん方もさらに元気が出るんじゃないかなといふふうに思っております。心からよろし

くお願いを申し上げたいと思います。本当に3月定例会ありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本徹君） 以上をもって、平成31年3月第101回内子町議会定例会を閉会します。

午後 3時27分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第101回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 7	専決処分の報告について（第58号 地域連携販売力強化施設直売所棟建築主体工事に係る工事変更請負）	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 6	受理
議案 2	内子町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 3	内子町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 4	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 5	内子町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 6	内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 7	内子町小田深山観光施設条例の一部を改正する条例について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 8	内子フレッシュパークからり条例の一部を改正する条例について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 9	内子町伝統工芸等振興拠点施設の指定管理者の指定について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 10	内子町清正ひろばの指定管理者の指定について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 11	平成30年度内子町一般会計補正予算（第6号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 12	平成30年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 13	平成30年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 14	平成30年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決

平成31年3月第101回内子町議会定例会

議案 15	平成30年度内子町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第2号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 16	平成30年度小田高校寄宿舎特別会計補正予算（第1号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 17	平成30年度内子町水道事業会計補正予算（第2号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 18	平成30年度内子町下水道事業会計補正予算（第2号）について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 19	平成31年度内子町一般会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 20	平成31年度内子町国民健康保険事業特別会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 21	平成31年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 22	平成31年度内子町介護保険事業特別会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 23	平成31年度内子町介護保険サービス事業特別会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 24	平成31年度小田高校寄宿舎特別会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 25	平成31年度内子町水道事業会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 26	平成31年度内子町下水道事業会計予算について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決
議案 27	内子町教育委員会教育長の任命について	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	原案可決

2. 請願、陳情

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
受理 1	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願	平成 31. 3. 5	平成 31. 3. 18	閉会中 継続審査